

平成30年 第2回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成30年 6 月 13日 開会

平成30年 6 月 14日 閉会

横 瀬 町 議 会

平成30年 横瀬町議会会議録
第2回定例会

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

6月13日(水) ○開 会 5
○開 議 5
○町長あいさつ 5
○議事日程の報告 7
○会議録署名議員の指名 7
○会期の決定 7
○諸般の報告 8
○一般質問 13
 7 番 内 藤 純 夫 議員 13
 8 番 大 野 伸 恵 議員 19
 2 番 黒 澤 克 久 議員 30
 5 番 浅 見 裕 彦 議員 41
 3 番 阿左美 健 司 議員 54
 6 番 新 井 鼓次郎 議員 62
 4 番 宮 原 みさ子 議員 69
 1 番 向 井 芳 文 議員 74
○延 会 75



6月14日(木) ○開 議 79
○議事日程の報告 79
○一般質問 79
 1 番 向 井 芳 文 議員 79
○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決 86
 ・ 請願第1号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を求める意
 見書提出の請願
○報告第1号の上程、説明、質疑 89
 ・ 報告第 1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況について

○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
・議案第 3 5 号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）	
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
・議案第 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
○答弁の補足	1 0 6
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
・議案第 3 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 9 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））	
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
・議案第 3 8 号 横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会条例	
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
・議案第 3 9 号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
・議案第 4 0 号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
・議案第 4 1 号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
・議案第 4 2 号 平成 3 0 年度横瀬町一般会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
・議案第 4 3 号 平成 3 0 年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、採決	1 2 1
・議案第 4 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、採決	1 2 2
・議案第 4 5 号 横瀬町公平委員会委員の選任について	
○閉会中の継続審査の申し出	1 2 3
○閉 会	1 2 4

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第31号

平成30年第2回横瀬町議会定例会を、平成30年6月13日横瀬町役場に招集する。

平成30年6月6日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

平成30年第2回横瀬町議会定例会 第1日

平成30年6月13日(水曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

7 番 内 藤 純 夫 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

5 番 浅 見 裕 彦 議員

3 番 阿左美 健 司 議員

6 番 新 井 鼓次郎 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

1、延 会

午前10時開会

出席議員（11名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員			

欠席議員（1名）

12番 若林清平 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	浅見雅子	子育て支援課長
小泉明彦	健康づくり課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大野洋	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉智 事務局長 平匡史 書記

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

平成30年第2回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、12番、若林清平議員から欠席の通告がございました。ただいま11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○小泉初男議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆さん、おはようございます。

本日は、横瀬町議会6月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。開催に当たり、一言あいさつを申し上げます。

天候の不安定な時期になりました。今後も蒸し暑い日や少し肌寒さを感じる日など、体調管理が難しい日が続くことと思います。皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。

さて、新年度に入り2カ月余りが経過し、各事業順調に進捗しておりますが、その一部について申し上げます。

まず、4月25日に西武鉄道、横瀬町、豊島区及び県内3市と新たに西武線沿線サミット協定を結びました。この協定は、平成24年の西武鉄道創立100周年に合わせ、豊島区、飯能市、秩父市で結ばれたものです。このたび横瀬町は、さらなる地域の魅力創出、観光事業の推進等を図ることを目的として、所沢市とともに加わることになりました。連携する自治体の中で唯一の小規模自治体としての存在感を発揮し、他自治体との交流並びに連携の輪を広げ、より一層まちの活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、5月27日、あしがくぼ果樹公園村周辺のハイキングコースで里山マルシェを開催いたしました。マルシェは、里山を丸ごと市場に見立て、ハイキングしながら地元の方々との交流、軒先に並べられた旬の農産物や手づくり品の買い物を楽しんでいただくものです。当日はお天気にも恵まれ、昨年同様の300名を超える方にご参加いただき、ゴール地点の山の花道駐車場で地元キッズダンサーによるCーダンスシ

ョー、スタンプラリー抽せん会や地元猪鍋の無料配布などにより、楽しい一時を過ごしていただきました。

次に、よこらぼ事業につきましては、引き続き順調に提案をいただき、5月末現在で提案件数66件、採択件数38件となっております。

また、行政視察も3月からの3カ月ほどで7件受け入れております。先月には島根県の出雲市並びに浜田市から、今月には群馬県神流町に視察していただきました。横瀬町はまだまだ知名度も低く、知っていただくこと、訪れていただくことに大きな意味があります。今後も積極的に視察を受け入れるとともに、引き続きさまざまな情報発信もしてまいりたいと考えております。

次に、動き始めておりますよこらぼ事業の中から幾つか紹介させていただきますと、今年の1月から始めたはたらクラスは、4月21日に地域おこし協力隊の石黒夢積さんと都内で活躍するプロデューサー、5月19日には駅などを中心とした都市開発の専門家とまちづくり、コミュニティづくりの専門家に講師を務めていただきました。2回とも好評で、子供から大人まで約50人から60人の方々に参加をしていただきました。

また、新規事業として、全国の自治体で初となる小児科オンライン相談事業を6月1日から開始しました。この事業は、平日の夜間18時から22時までに、スマートフォン等から小児科専門医にSNSのラインなどを使って気軽に相談できる体制を整えることにより、子育てへの不安軽減を目的とするものです。町内に住所があり、ゼロ歳から15歳までのお子さんがある家庭が対象となります。6月1日にサービス開始以降、既に相談実績が上がってきているものと聞いております。今後も登録数の増加に向けて広報活動を継続し、子育て支援の選択肢をふやし、安心して子育てのできるまちを目指していきたいと考えております。

なお、本年も自主防災組織、消防団等と連携した災害時避難訓練を6月24日に実施する予定です。ことしは実施時期を1カ月早めるとともに、飲料水の配布、訓練時期の延長など、区長さんを始めとする住民の方々からのご意見等を踏まえ、より訓練の内容を充実した形で実施をいたします。

昨年に引き続き、よこらぼの提案事業であるNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパンによるドローンを使用した災害訓練も計画しております。昨年度導入し、2名の方に活躍いただいている地域おこし協力隊ですが、地域の活性化に必要な施策の推進、よこらぼの事業展開をさらに充実、発展を図るために、5月1日付で新たに2名の隊員を採用いたしました。隊員には、今までに培った知識や経験、みずからの視点を通して、町の振興や活性化を図るための活躍を行っていただきたいと考えております。

以上、町の事業の一部を申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業実施が円滑に進みますよう一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案ではありますが、報告1件、専決処分の承認を求めることについて3件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、平成30年度横瀬町一般会計、特別会計補正予算2件、人事案件2件でございます。ご審議を賜りましてご可決いただきますようお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。

○小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

ここで、執行部の人事異動に伴い、各管理職の紹介をしたい旨の申し入れがございますので、これを許可いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時08分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

4番 宮原みさ子 議員

5番 浅見裕彦 議員

6番 新井鼓次郎 議員

以上の3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○小泉初男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、内藤純夫議員。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、6月6日、委員5名、議長、事務局長、書記で行いました。

議案等の提示を受け、審議した結果、本定例会の会期は6月13日から14日までの2日間と決定いたしま

した。

本定例会では一般質問者8名を予定しておりますので、議員皆様に円滑な議会運営をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○小泉初男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告どおり、本日13日、14日の2日間と決定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○小泉初男議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、平成30年第1回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成30年3月から5月実施分の例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員 皆様、おはようございます。代表監査委員の加藤元弘でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、前回報告以降の例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。お手元に結果報告書の写しが配付されていると思いますので、ごらんいただければと思います。

内容につきましては、平成30年3月19日、4月19日及び5月24日に実施したものでございます。地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、平成29年度、平成30年度一般会計と5つの特別会計の歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者より現金の出納状況を知るに必要な帳簿を提出させ、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収入支出現在高は検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項につきましては、検査の過程におきまして指摘しておりますので、省略させていただきます。その他、特に指摘事項はございませんでした。

なお、平成30年4月末日現在の一般会計等にかかわる現金預金残高は、平成29年度、平成30年度を合わせて4億5,218万3,135円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○小泉初男議長 例月出納検査の説明を終わります。

次に、各常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

お手元に総務文教厚生常任委員会6月11日付の報告書があると思いますので、ごらんください。本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告します。

開催日時であります。平成30年6月1日午後2時より、横瀬町役場301会議室で行いました。出席者は、委員6名全員、執行部10名、事務局2名、このときには請願等ありましたので、参考人1名であります。会議録署名委員としまして、宮原みさ子委員、向井芳文委員が会議録署名人としていただきました。

なお、この常任委員会ですが、今回傍聴人もいましたので、参加のところには口頭で報告します。

審査事件等についてであります。1番として委員会の付託案件であります請願第1号「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を求める意見書提出の請願であります。2としまして、所管事務調査、これは子育て支援包括センター及び小児科オンライン相談についてをしました。3番としまして、教育委員会報告、4番、その他であります。

審査経過とまとめであります。請願第1号についてであります。「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を求める意見書提出の請願について審議を行いました。本件は、平成30年3月定例会で当委員会に付託となった案件であります。審査の内容及び結果については、平成30年6月11日付の総務文教厚生常任委員会審査報告書のとおりであります。

2番の所管事務調査についてであります。子育て世代の包括支援センター及び小児科オンライン相談についてであります。子育て支援課長より子育て世代包括支援センターについて、資料に基づきまして、経緯、役割、パンフレット等の説明を受け、質疑応答を行いました。また、小児科オンライン相談について、資料に基づきまして、目的、対象、事業委託、パンフレットの説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会としましては、説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

教育委員会報告についてであります。教育長より資料に基づきまして、教育方針、それから校長会、教頭会の主な指示・伝達事項、小中学校の概要、その他についての説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会としましては、説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

その他であります。執行部から所管事項の報告、説明がありましたが、当委員会として、これらの報告、説明を聞きおくということにいたしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○小泉初男議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

3番、阿左美健司議員。

〔阿左美健司産業建設常任委員会委員長登壇〕

○阿左美健司産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。3番、阿左美健司です。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告いたします。

まず、開催日時は、平成30年6月1日午前10時、開催場所は横瀬町役場301会議室でした。

まず、執行部を代表いたしまして富田町長のごあいさつをいただきました。申しわけございません。出席者は、委員6名と執行部4名、事務局2名でした。まず、ごあいさつをいただき、会議録署名委員を黒澤克久委員、関根修委員のお二人をお願いいたしました。

続きまして、審査事件等でございますが、(1)、所管事務調査、土砂災害危険区域について、(2)、その他についてです。

審査経過、まとめについてですが、(1)の所管事務調査、土砂災害危険区域について、町田建設課長より土砂災害防止法の概要の説明を受け、横瀬町の大字横瀬地区及び大字芦ヶ久保地区、それぞれの土砂災害危険区域の場所、種類、避難所の場所などを、横瀬町全戸に配布されたハザードマップ及び資料に基づいて説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会としては、土砂災害危険区域について説明を受けたということでまとめといたしました。

その他といたしまして、執行部から6月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

なお、審査事件終了後、芦ヶ久保地区の危険区域として、旧芦ヶ久保小学校周辺及び道の駅あしがくぼの視察を行い、担当者より説明を受けました。出席者は、委員5名、執行部2名、事務局2名でした。

以上、報告といたします。

○小泉初男議長 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いいたします。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 皆さん、おはようございます。6番、新井でございます。議長のご指名をいただきましたので、秩父広域市町村圏組合の報告をさせていただきます。

今回の期間における報告は、全員協議会1件と臨時会1件でございます。

まず、全員協議会ではありますが、平成30年5月22日火曜日、午前10時より、秩父クリーンセンター会議室で行われました。出席者は、議員16名全員と関係職員でございます。異動等に伴う職員の紹介の後、組合議員補欠選挙の結果、副管理者の選任、議会臨時会管理者提出議案の概要、病院群輪番制病院の運営について、秩父斎場稼働実績、秩父クリーンセンター発電設備実績について報告がありました。病院群輪番制病院の運営についてですが、これは秩父病院より、平成31年度より日曜日の夜間のみ、当番のとき辞退したいとの申し入れがあったとのこと。組合としては、再度お願いをしているとのことでした。

次に、秩父斎場稼働実績ですが、火葬件数は前年度比マイナス2件で、これは圏域外の利用が減少したそうです。設備は順調に稼働しており、使用料は料金改定があり、倍増しております。

次に、秩父クリーンセンター発電設備実績ですが、発電実績は前年度に比べ発電電力で61万2,300キロワットアワーの減ですが、発電事業収支額は1,237万4,731円の増となりました。これは法定点検、タービン点検のため、設備停止があったためです。発電事業収支が増額となった要因は、指名競争入札により日立造船株式会社と契約し、平均売電単価が増額となったためです。

次に、臨時会ですが、平成30年5月29日火曜日、午前10時より、秩父クリーンセンター会議室で行われました。出席者は、議員16名全員と管理者、副管理者、理事、関係職員であります。まず、議事第1、議席の指定、これは秩父市議会議員選挙による新組合議員8名の指定でございます。第2、議長の選挙、これは今回投票により、秩父市小櫃議員を選出となりました。第3、会議録署名議員の選任、第4、会期の決定、第5、諸報告、第6、常任委員会の選任とありまして、第7、議案第11号 平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）ですが、これは平成30年度生活基盤施設耐震化等交付金の内示額が要望額満額と内示されたということと、その他で追加要望をしておりますが、この件が全て認められたための増額補正です。本議案は、賛成多数で可決しました。

広域議会資料につきましては控室等に置いてありますので、数値等の詳細につきましては、ごらんいただきましてから控室等で質問していただきますようよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わりにします。

○小泉初男議長 以上で秩父広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

この際、各報告に対し質疑がございましたらお受けいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2つお願いします。

1つは、例月出納検査の関係ですが、平成29年度と平成30年度の2年度にわたった検査になっているというふうに思います。先ほど代表監査委員のほうから収支の報告ということで、残高はということで、まとめとして現在4億5,218万円というふうな報告がありました。会計的に平成29年度は今こうです。平成30年度はこうですというふうな捉え方でいくのではないかと私は思っていたのですが、お金の残高ということは、前年度、今年度、遺漏なくこれだけ町がありますというふうな説明になるのかという点が1点あります。

それから、もう一点は、広域市町村組合のただいま新井議員から報告ありました議案第11号の平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算ですが、細かい点等につきましては控室等で質問してくださいということでしたが、横瀬町議会でもこういう点での論議をしているという点での質問であります。生活基盤のということでありまして、今回補正予算ですが、こういう点がありました。それが要望等になって追加が認められたということで、どの程度の追加が要望で認められたのか、その金額について教えていただければというふうに思いますので、2点であります。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 報告者の答弁を求めます。

加藤代表監査委員。

○加藤元弘代表監査委員 質問ありがとうございます。

普通の損益、通常の形でいきますと損益計算書というような形で、4月1日より3月31日までが決算という形で、未払いであるとか未収入金であるとかという形のもを上げるのが、通常の会計の考え方になるかと思えます。要は公的なものにしますと特殊な形なのですけれども、出納閉鎖という形のものがありますので、4月、5月というのはお財布が2つあるというような形になりますので、平成29年度が1つの財布で、平成30年度が4月、5月が始まっているので、2つ目の財布というような形になるかと思えます。今回の報告が5月になりますので、2つの分を合わせて報告みたいな形になっているかと思えます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2つの財布ということはわかりました。平成29年度と平成30年度ということなので。

それで、先ほど私が聞いていったところの最終的な4月末が平成30年度は幾らで、平成29年度はこれだけというふうなそれぞれで収支残高がありますという説明かと思ったら、合わせた合計金額でこれだけというふうだったので、2つの財布を1つで報告というふうに分かたものなので、そのところがどうですかということだったのですが、もう一度済みません、お願いします。

○小泉初男議長 再質問の答弁を求めます。

加藤代表監査委員。

○加藤元弘代表監査委員 議会でございますので、お手元に結果報告書というのが配らせていただいております。それで、前回と前々回なのですが、幾らですよという報告をしたところ、多分新井議員だったと思うのですが、合計が合わないではないかという質問が2回ほどありましたので、わかりやすく合わせてという報告をさせていただいたのだと思えます。具体的にはわかりやすくという形になるかと思えます。その足し算をするのは、お手元にあります結果報告書の足し算を電卓でしていただければ、各年度が、平成29年度、平成30年度が出されるということになるかと思えます。

以上でございます。

○小泉初男議長 よろしいですか。

次に、質問に対する答弁を求めます。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 議案第11号、補正予算についての細部説明ということでお答えいたします。

資料を見ていただくと一目瞭然なのですが、これは読み上げるしかないと思えますので、読んでみます。まず、資本金収入が1億4,397万2,000円増になりました。これは出資金が6,040万円増、県費補助金が8,357万2,000円の増となります。この内訳をということなのですが、これも書いてあります。まず、県費補助金、生活基盤施設耐震化等交付金ですが、8,357万2,000円、構成市町村出資金運営基盤整備強化事業分ですが、これが6,040万円となります。さらに、この内訳が秩父市が4,980万円、横瀬町が1,060万円です。この支出の内訳ですが、諸経費率の改定及び詳細設計に伴う変更分6,130万1,000円、追加申請分工事委託、これは別所浄水場、それから水道管のBルート、吉田幹線6号線、市道500号線、それから横瀬町新田橋排水管布設工事、これは前倒しになるのだそうですが、こういうのがありますので、横瀬町もこの

ところの前倒し分について、出資金の調整があったというふうに書いてあります。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 済みません。総務文教のほうに1点お願いいたします。

所管事務調査の2なのですが、小児科オンライン相談についてパンフレット等について説明を受けたらしいのですが、私は各家庭に配布されましたパンフレットを見たときに、パンフレットが回覧板で来るということは、町の皆さんは、多分これは役場でつくったもの、役場からのものだというふうに認識すると思うのですが、そのときに相談料は無料ですというふうなことが書いてあったと思います。たしか、しかし役場のほうの予算は、10分間で6,000円ぐらい支払うということですので、住民にただでやる事業なのですよというような誤った情報を渡したらまずいな。横瀬町では幾らの予算をこの事業に計上していますというような、正しい情報を発信しなければいけないのではないかという感想をパンフレットを見たときに思ったのですが、そのような質問等ございましたでしょうか。1点、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

5番、浅見裕彦議員。

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長 小児科オンラインについての質疑応答はありましたが、今大野議員の指摘されたパンフレットについての無料とかと、その件についての質疑はありませんでした。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○小泉初男議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は8名でございます。

一般質問に際しましては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 7番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に沿いまして質問させていただきます。

横瀬町でも若手議員の奮闘努力によりまして、手話言語条例が成立いたしました。今後、どのように手

話を言語として推進していくかをお聞きいたします。富士見市では、職員の新人研修にも手話を取り入れております。職員のほとんどの方が手話ができると聞いております。この富士見市と朝霞市では、手話言語推進委員会を立ち上げております。また、狭山市では障害者差別解消法のもと、職員による手話の1日3単語習得を目指し、職場で勉強をしているそうです。横瀬町でも手話言語条例が成立前から、横瀬小中学校においての手話語の授業、定住自立圏での手話の講習、講演会等行っていただいておりますが、今後横瀬町では手話を推進するための方針、計画をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、学力向上についてですが、全国学力調査の結果が悪いのではないかと心配する保護者の方がいらっしゃいます。小学校6年生は4教科、県、国の平均点より悪いのですが、中学3年生の学力調査では、埼玉県は全国でも上位にいまして、その中で横瀬中の3年生は県の上位にいます。埼玉県の学力・学習状況調査でも、県平均を上回る伸び率を示しています。以上のことを考え、私は学力のことを心配することはないかと思いますが、小学生のうちは元気に伸び伸び育ててくれればよいと思いますが、町としてどのように考えているのかをお聞きいたします。

3番目の横瀬町保育所の今後についてでございます。子ども・子育て支援会議が保育所機能の民営化についての検討部会を立ち上げ、支援会議として保育所機能の民営化もやむを得ないとの答申を出しました。町並びに町長の対応が遅いので、今後についてお聞きいたします。今、横瀬町と秩父市で6カ所の認定こども園があり、選択肢もふえました。私は、保育所を維持しろという人は、お菓子売りの単なるだっ子に見えてしょうがありません。お母さんの財布の中身は限られているのに、あれも欲しい、これも欲しい。そして、新しいお菓子が出れば、それも欲しい。新しいお菓子とは、小児科オンライン相談事業のことなのですが、必要なものは買ってもよいのですが、我慢も節約もしなければなりません。

人口減少の横瀬町にとってどこで節約しなければならないかは、皆さんもわかっていると思います。給食費の無料化、こども医療費の無料化、学力向上の施策と子育て、教育にはお金がかかります。節約したお金を横瀬町全体の子供に対してトータルで考え、投資したほうが有意義なのではないでしょうか。今、1歳の子が保育所に入園しますと、卒園までには4年かかります。町長は支援会議の答申を尊重し、民営化に向けすぐ行動しなければならないと思います。ただ、保育所も多数の職員、臨時職員がいますので、働いている方の不利益にならないよう注意して民営化を進めていただきたいと思います。

質問としましては、支援会議の答申をどう考えているのか。答申を踏まえ民営化する気があるのか。それはいつから行動を起こすのかをお聞きいたします。

以上でございます。

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員の質問1、手話言語条例成立後の対応についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 質問事項の1、手話言語条例成立後の対応について答弁をいたします。

ことし4月1日から手話言語条例が施行されております。手話の普及を図ること、手話を使いやすい環境整備のため、施策を推進する責務が規定されているわけであります。現在、当町では、条例の制定前から手話を学ぶ機会の確保のため、ちちぶ定住自立圏において手話奉仕員養成研修を行っております。10月

からの実施予定であります、職員の参加募集を行いまして、職員の手話習得の機会にさせていただければと考えております。

そして、今年度は新たに手話通訳者養成研修、週2回で全20回になりますが、奉仕員養成研修のワンステップ上の研修会を、今月6月21日から実施する予定であります。そのほか、障がい者支援のためのあいサポート運動を推進するなどの事業を行ってまいりたいと思っております。今後もさらなる手話通訳者の育成に努めるとともに、関係団体と協力を得ながら手話の普及、パンフレットの配布などによる啓発を図っていかねばと思っております。

また、条例の責務を果たすため、推進方針を策定することになっておりますが、施行後間もないことから、まだ方針の詳細ができておりません。他の地域でも条例が制定され、推進方針が策定されている自治体もあるようでございます。参考にさせていただき、また秩父圏域の他の自治体の情報を得ながら策定をしていきたいと考えております。

以上であります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 先ほどありました、先日も手話の講演会がございましたが、横瀬町の職員の方、私が見た限りでは1名しか参加しておられませんでした。その点、これからの新人の職員の研修に入れるとか、いろいろそういうことをやっていただきたいのですが、総務課長、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問について答弁をさせていただきます。

新人研修等に取り入れられないかというご質問でございますけれども、今後言語条例に基づく方針等を作成することを予定しておりますので、その方針等に基づき実施する方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 質問ではございませんが、よりよい方針をつくっていただくことをお願いしまして、この質問は終わりにしたいと思います。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、横瀬小中学校の児童生徒の学力向上についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 2の(1)について申し上げます。

横瀬小中学校では、ともに知育・徳育・体育のバランスのとれた力を伸ばすことを最重要課題に位置づけております。県及び全国の学力・学習状況調査の結果では、児童生徒の知の伸びは見られるものの、県

や国の平均正答率には全体的に達していない状況がございます。今後も各学力調査結果等を受け、授業改善を通して児童生徒一人一人の力を確実に伸ばす教育の推進に努めてまいります。

学力向上に向けては、学校が行うべきこと、家庭が中心として取り組んでもらうこと、地域社会が子供を支えていく取り組みの総合力だと思っております。学力向上に向け、学校では小中学校が連動した教育となるよう、9年間を一回りと捉えた教育目標のもとに指導方針を共有し、小中学校の連携をより充実してまいります。小中学校で実践されている授業改善等では、児童生徒の心得として「授業の7か条」の徹底を目指し、教員にはわかる・できる授業づくりを目指し、授業の場に応じた視点を取り入れた授業づくりを進めております。また、少人数指導として学級を2人から3人の教員で、算数・数学を中心に子供の実態に応じた指導や発達段階に応じた指導も展開しております。

家庭が中心となり取り組んでもらう家庭の学習では、「家庭学習の心得3箇条」の周知、徹底をお願いし、さらに家庭学習集中期間の取り組み、そして9年間の学びを意識した取り組みになるよう改善に努めてまいります。また、地域の学習ボランティアの皆様へ世代を超えてご尽力をいただき、地域社会が子供を支えていただく取り組みを実施していただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

教職員の指導力向上につきましても、引き続き小中合同研修会、若手教員対象の指導力向上研修会等を積極的に実施してまいります。また、学び合いや思考を深める手法の一つであるタブレットを活用した授業のあり方についてもさらに研修を深めてまいります。新学習指導要領による教育が平成32年度から小学校で全面実施、平成33年度から中学校で全面実施となります。移行期間となった本年度も含め、児童生徒のよい点を認め、学習意欲を高め、一人一人を伸ばす教育を進めてまいります。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ありがとうございます。

今、ちょっと話が変わるのですがけれども、秩父市では秩父アフタースクール・スタディという、中学校3年生を対象に何らかの事情で塾に行けない子を対象に100名ほど募って半年で10回やって、料金は全部10回出て、何回出て1,000円と。だから、1回100円で行けるような塾をやっておりますが、そのような試みは横瀬町はどうでしょうか。するような考えはございますか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 今、秩父市のお話が出ました。横瀬町では、中3に関しましては冬休みに学習ボランティアの方にお集まりいただきまして、3回、中学3年生を対象として、希望者に向けて教員を含めて補習授業をさせていただいております。また、先ほどもちょっと申し上げましたが、地域の皆さんに夏休みにもご尽力いただいて小中学校を対象として、それは入試ということではなくて、世代間でいろいろ触れ合いを持つ形で学習を含めた体験をさせていただいております。そういうことを含めて、多分秩父市でやっているのは、私も様子がわからなくて申しわけないのですが、夜形で公民館で始めたのが、それを少し今広げているという形になっているのだと思います。

そういう中で、今のところ夜については、現時点では考えておりません。条件さえそろえば、またこれは話は別ですけども、その条件がまだわかりませんので。ただ、確かに秩父市の場合は高校生を使った学習をやったこともありますので、それがあある意味では、横瀬町では大学生、高校生を交えていただいて、小学生から見ていただいているということもありますので、そのことを含めながら、また秩父市のほうも研究させていただきたいと思いますが、そういうことでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問でございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ありがとうございます。

それでは、最後にS校長、S校長ですか、今教育委員会にいらして、非常に最強の教育委員会ができていると思うのですが、これが教育長が大分元気の体育会系ですので、某大学みたいに1人で歩くと困ると思うのですが、その点ちゃんと次長がとめられるのかお聞きします。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 お答えさせていただきたいと思います。

4月に教育委員会に参りまして一生懸命やるつもりでおりますので、よろしく願いいたします。教育長も立派な方ですので、そういうことはないと思いますが、連携をとりながら事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 よろしいですか。

以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、横瀬保育所の今後についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項3、要旨明細1について答弁させていただきます。

保育所機能の民営化につきましては、大変重要な案件です。いろいろなご意見、子ども・子育て支援会議の報告書、議会皆様のご意見や、また4月から新たに認定こども園になった4園の状況等を踏まえ、今年度中には方向性を定めていきたいと考えております。保育所では、現在45名の児童を保育しております。今、在籍している児童、保護者の皆様、またこれから就園先を考える皆様には、極力不安がないよう職員の処遇等も含め慎重に検討し、迅速に対応していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○小泉初男議長 再質問でございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 今年度中に方針を決めるということですが、先ほど言いましたように入園して四、五年はかかると、卒園までに。そういう場合には、入園するときには、廃園になった場合には認定こども園に移っていただきたいというような趣旨の説明がないといけないと思うのですが、今年度中だ

ともう間に合わないですよ、4月の入園生には。これはスピードが遅いのではないかと。若くて行動力の町長にしては、ちょっと遅過ぎるのではないかと。

あと、町長にも伺いたい。子ども・子育て支援会議をどう思っているかと。答申が出たのであれば、それに沿って物事を進めるべきではないのか。あと、議会にもこの間いろいろそういう話が来たのですが、議会からも3名、立場は違いますが、支援会議に入っておりますので、議会に相談するのであれば、支援会議と一緒に相談していただかないと、支援会議の中にも入っておりますので、支援会議の答申を尊重して、速やかに行動していただきたいという考えなのですが、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから今の再質問に答弁させていただきます。

まず、早いか遅いかということでいきますと、これは平成28年度からスタートした総合戦略の中で民営化検討開始とうたっています。私、これはかなり前倒して問題提起ができたと思っています。今時点で保育所が危機的な状況にあるわけではなくて、将来を見越して早目に議論をスタートしたいと思ったので、民営化検討開始というのを入れさせていただきました。検討委員会のほうから答申をいただいております。答申は、民営化しなさいという結論にはなっていません。民営化もあり得るという結論です。ここは当然大切な答申結果ですので、それは踏まえていきます。

しかしながら、なぜ今年度中に答申ということかということ、一番大きい要件は受け皿の確認です。この4月から新たにほうしょう幼稚園を初めとして、主たる受け皿になるであろう認定こども園が4月からスタートしています。認定こども園の切りかえ状況、それからスタートした後での健全に運営されているかどうか、しっかり受け皿となり得るかどうかというところの確認は、責任ある立場としては必ず必要になります。これを見た上で結論を出したいという流れになっています。

私としては、条件がそろえば、結論を先送りするということは全く意図しておりません。要は必要な条件をそろえるということ。それから、特に関係者の皆さんに思いがしっかり酌めるかとか、無理がないかとかということが大切になります。なので、手順はしっかり踏んでいくということ。それから、しっかり情報をディスクロージしていくということは大事です。今年度中に方針を定めるということになりますと、秋の募集にはまだ検討段階で募集するということになります。ですので、今年度はこういうことが検討されて、こういう状況ですということをディスクロージした上での募集、そしてできれば来期の募集にははっきりスケジュール感を明示した上での募集にしたい。そんなスケジュール感で進んでおりますので、遅いということはないと認識しています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 今、町長は来期で遅いことはない。来期って1年10カ月先ですよ。来期の募集の人がいる。もう少しスピード感を持ってやってもいいのではないかと思います。

それで、町長にお聞きしますが、皆野町で某三沢小学校が2年か3年廃止の方向での検討会を開いて、

町長選挙があったらすぐひっくり返ったと。存続になったと。町長は、選挙があるから、そういう気持ちでやっているわけではないですよ。憎まれないように延ばしているということではないと思いますが、何しろ子供、少子化、人口減少、予算の減少がありますので、どこか節約して横瀬町子供全員にトータル的に投資をしていただきたいという考えがございますので、その点はどうぞ。お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず、選挙の関係でということころは、私は常々申し上げているのですけれども、自分の切れ目よりも町の計画推進等の切れ目のほうが大切ですので、そういった考えは一切ございません。

あとは、保育所は前倒しで検討を開始しているということでもあり、保育所の存在意義はあるのです。これは存在意義のないものが今あるということではなくて、保育所の存在意義があって、保育所を必要としている人たちがいますので、そこはトータルのことも考えますが、横瀬町は小さい町ですので、一人一人の利用者の方や子育てをしている方のことも考えながらやっていきたいと思っています。当然、その中で公平性であったり、あるいは全体が一番いい形にするという全体の考え方も必要なのですが、横瀬町のような小さい町は、一方で各論も大切だと思っています。そのバランスの上に我々の政策はあるべきだというふうには思っています。これは難しいのですけれども、そのバランスをとっていくということかなというふうには自分では理解していますというところでしょうか。

以上です。

○小泉初男議長 もう少し内藤さん、ありますか。もういいですか。

以上で7番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時17分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま一般質問中です。会議を続行いたします。

○小泉初男議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問いたします。

質問に先立ちまして、先日5歳の女の子が虐待によって死亡しました。ご冥福をお祈りしたいと思います。

す。痛ましい事件で、報道を見るのもちゅうちょするほどでした。弱い者をいじめてはいけない、うそを言うてはいけない、人としてそんな当たり前のことがむしばまれる社会になっているとしたら、行政府と全ての議員は、当事者の一人として、その責任を感じなくてははいけないと思ひ至りました。政治に携わる者として、子供たちが健やかに、健全に大人になれることを最優先とする社会にしなければならないと強く思ひます。皆様にも考えていただけたら幸ひです。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、質問1、第5次横瀬町総合振興計画（後期基本計画）の進捗状況及び第6次総合振興計画策定に向けてについてお聞きいたします。第5次は平成21年から10年の計画であり、その後期基本計画が残り2年となりました。総合振興計画は、平成23年に法改正により作成義務がなくなりましたが、執行部では平成32年度からの第6次総合振興計画策定準備のための予算を計上されました。

3月議会において一般質問したマスタープラン、社会資本整備について住民の声を反映し、検討して、第6次総合振興計画に盛り込みたいと答弁いただきました。しかし、計画的な土地利用構想、市街地の整備、開発指導の推進、駅前のインフラ整備など、既に計画にうたわれています。私としては、現在進行中の第5次振興計画の早期実現を求めての質問でした。子育て支援、共同購入など実現されていると感じるところも多くあり、感謝しております。

しかし、町造林整備など学校の木質化を一つの機会と捉え、森林の保全を平成23年からお願いしているところではありますが、施策が進んでいると思いません。また、地球温暖化対策推進施策のごみ排出量削減などについても、町民へ強く啓発されているとは思えないと感じています。交通安全の施策では、通学路、主要道路の歩道整備があります。5号線が終了した後、宇根地区4号線道路、横中周辺道路など通学路整備が必要と思ひますが、予定もされていないとの答弁をいただいています。今期中の目標の実現に向けての進捗状況をお聞きいたします。

また、実行できない計画について、なぜ実現できないのか。プラン、実施、計画、改善のチェックがされているのかお聞きいたします。

平成32年度からの第6次総合基本計画策定に向けてですが、現行のものは目標、指標と施策の関連性がわかりにくいと感じるものがあります。例えばページ28の目標、指標、環境保護意識の啓発回数、2、施策の内容、(2)として森林の保全が掲げられてあり、人工林の間伐、整備を進め、荒廃した人工林を広葉樹林へと誘導しますとありますが、整備を進めるように啓発するのみが目標なのでしょうか。法改正により作成義務がなくなった大きな理由は、実現性に乏しい総花的な計画であったことも理由の一因と聞いています。第6次総合振興計画を作成するときには、目標、施策に加え、施策タイムスケジュールを設けるなど、既存のものにとらわれず、実効性のあるものにしていただきたいと思ひますがどうでしょうか、お聞きいたします。

続きまして、質問2といたしまして、将来世代も暮らしやすい町へについてお聞きします。将来世代へ、今よりももっと良質な町を残してあげたいと思ひています。私は、当町はいわゆるベッドタウン的な町と考え、その特徴を踏まえたまちづくりを意識すべきと思ひています。主権者である当町住民の個人町民税の産業別割合はどのような傾向でしょうか、お聞きいたします。

先日、固定資産税納付書が送られてきました。同封でちちぶ空き家バンクのパンフレットが入っています。

した。問題を先取りしたよい施策と感じました。現在、不在地主の問題が取りざたされていますが、当町でも固定資産税納付書が届かず、未納となっている実態はあるのでしょうか。ある場合は、どのような事務処理を行っているのでしょうか。また、耕作放棄地など現況課税などしているのでしょうか、お聞きいたします。

放置が長引けば、住宅地や農地などの質が下がります。ブランド力が下がった町を将来世代へ送りたくありません。質を保つため、放置が長引くことのないように早目の対応が必要と考えますが、対応をどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

続きまして、質問3といたしまして、変化の激しい時代に対応する行政運営についてお聞きします。世の中の流れがどんどん速くなっていると感じています。AIとかIoTの時代に対応しなければならないと町長からもよく聞きます。新しいものを取り入れる一方、従来の制度も時代に合うよう変革していかなければならないと思っています。敬老会など長く続くイベントですが、参加者が少ないままで継続しています。参加者を増加する方法など一般質問もしましたが、余り変わらず来ています。住民の方から、人口も年齢構成も変わっているのに、長年変わらない各種補助金、また交通安全母の会、愛育班などの各団体活動の該当の世代が少なく、負担がきついの声を聞きました。それぞれの会が長く続いたということは、多くの皆さんのかかわりのたまものと思います。気持ちよく活動していただくよう、時代に対応した見直しをすべきときと考えますが、どのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員の質問1、第5次横瀬町総合振興計画（後期基本計画）の進捗状況について及び第6次総合振興計画策定に向けてについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 大野議員の質問事項1のうち要旨明細（1）から（3）までにつきまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず、要旨明細（1）ですが、後期基本計画に即した事業実施計画につきましては、各担当課で年度における実績をシステム入力しまして実施計画事業別調書を作成することで、事業の達成度などを評価しております。この実績をもとに、翌年度以降の予算などに今後の事業計画を反映させてっております。議員の質問にもありました現時点での施策の進捗状況でございますが、各課職員の努力によりまして、おおむね順調に目標値を達成あるいは計画どおりに事業を進めていると言えます。

続きまして、要旨明細（2）ですが、平成31年度が後期基本計画の最終年度で、残り2カ年となったわけでございます。事業の目標指標を見ると、既に目標をクリアしているものもあれば、まだ届いていないものもあります。これらを各担当課でチェックして残り2年のうちに、計画どおりに既に実施できているものにつきましては、さらに充実を、未達成の事業につきましては、達成できるよう努力していくこととなります。

続きまして、要旨明細（3）に移らせていただきます。実効性のあるものというご質問でございますけれども、その必要な要素としましては、主に次の3つを考えております。まず、1つ目としまして、現在も取り入れております目標設定、これは数値目標になると思いますけれども、取り入れていければと考

えております。事業の進捗管理をしっかりと行い、事業の成果、効果を誰にでもわかりやすく示すためには、数値目標が最適と考えております。

2つ目としまして、事業を実際に行う我々職員の自覚と責任感を醸成する必要があると思います。一人一人の職員が実際に一年を通じて行う事業につきまして、各自で評価し、結果を受けて改善していくところまでをトータルにかかわってもらうということが大切と考えております。

3つ目ですが、住民の意向調査、これも欠かせない要素の一つだと考えております。現在も行政評価等を公表しておりますけれども、住民に行政参加の意識を高めてもらうという意味におきましても、少し早い段階からの意見聴取、これはアンケートなどになるかと思っておりますけれども、行っていければと考えております。以上のことを踏まえまして、今年度は基礎調査を進めていく予定でおります。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

では、2点教えていただきたいと思っております。各課でそれぞれやっているということなのですが、各課を横断するものもあるのです。ですから、この基本計画、基本構想というのは、町の一番の基礎、基本だと思っておりますので、まち経営課ですか、どこでもいいのですが、総務課でもいいのですが、どこかで一本できちんと管理されたほうがいいのではないかとということが1点です。

それから、職員のほうは、日々の業務で手いっぱいではないかということをしごく感じているのですが、その辺の人的な配置というのですか、これを実際にきちんとやれる、これに取り組めるという人的なものは大丈夫でしょうかということ、2点教えていただきます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 大野議員の再質問に答弁させていただきます。

実施計画につきましては、管理等につきましてはまち経営課が担当になると思っております。ただし、各課で実際計画立案等、作成する際にやはり財政的な部分も出てくると思っております。それと、あと他の計画との整合性も出てくると思っております。そういったものの管理は、やはりまち経営課のほうで取りまとめて行いたいと考えております。

あと、続きまして日々の業務との兼ね合いでございますけれども、この実施計画あるいは基本構想、そういったものにつきましては、当然日々の業務につきましても計画に含まれております。日々の業務だけということではないのですけれども、当然そういったものも評価し、見直していかなければならない部分だと思っておりますので、その辺の管理は大変になるというところちょっと変なのではございますけれども、当然職員としてはやっていくことではないかと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今の再質問について補足いたします。

まず、管理については、当然現場での管理だけでは不十分でして、それをまとめるまち経営課での管理、そしてその進捗をチェックする私なり副町長なりという、そこが連鎖していることは大変重要なことだと思っています。今のところ、そういう体制でやっておると思っています。

それと、日々の業務でいっぱいなのかという部分に関しては、これは結構大事な話だと思っていて、というのは部分と全体は連鎖をしていないといけません。なので、日々のやっている業務というのが全て町のためにつながっていて、その町のためのもとになる計画をつくる、その進捗を図るということ、これは本来業務の一番大事なところ。そこまで含めて業務の範囲、本来業務ですし、そこはこなしていただけるという体制にはなっていると思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 どうもありがとうございます。

1点、第2回で聞いたかったのですが、それを忘れてしまったので、タイムスケジュールというのを設けたほうがいいのかということに対してどうでしょうかということ、1点教えていただきたいと思います。

それから、住民の意識調査をしていただくのですが、この基本構想をつくる時に、横瀬町ではやっていないのですが、議会の議決事項に入れている議会もあります。ですので、これができましたということではなくて、事前にいろいろとお話、議会のほうにも報告していただきたいと思いますので、その点も考えていただきたいと思います。それが1点。

あと、3月議会で検討してみるということと言われて、私もよかったと思ってしまったのですが、その後何となくもやもやとしていまして、5年のうちまだあと2年あるわけです。ですから、残りのものに対しては今年度中に、次回第6次に向けてではなくて、今年度中になるだけできるものについては前倒ししてやるようにしていただきたいと思っているのですが、その点3点どうでしょうか。よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 大野議員の再々質問に答弁させていただきます。

タイムスケジュールでございますが、先ほどアンケートという話もさせていただきましたけれども、もちろんアンケートの後行っていくということの計画的なスケジュールにつきましては、大野議員のおっしゃるようによりしっかり組み立てて取り組みたいと考えております。

あと、議決事項ということですが、この件につきましても条例改正を今年度中には行いたいと考えております。基本構想、議決に入れ込むという条例改正です。

〔何事か言う人あり〕

○新井幸雄まち経営課長 ずれていますか。済みません。では、申しわけありませんでした。

○小泉初男議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからタイムスケジュールの件、それからあと2年前倒しでという部分についてご説明を申し上げます。

タイムスケジュールの件でございますけれども、先ほど課長のほうから説明のありました今のやり方、これは目標については計画にのっているもの、それを実施計画という形で各担当課のほうで落としていって、それは例えば3年ぐらいのロールで、何年にこういうことをやろうというふうな形で組んだもので積み上げるといって中身になっています。ですので、タイムスケジュール管理というのは、私どもの中では一応そういう枠組みの中でやっているということでございます、そこはまずご理解をいただければと思います。あと、それをどういう形で皆様と共有していくかということだと思っております。それについては、できるだけ皆さんと共有できるように検討をしていきたいというふうには考えております。

あと、あと2年あるではないかというところでございますけれども、それは全くそのとおりでございまして、現在目標に上がっており、実施計画をつくっていると、進めているというものについては、全力で取り組ませていただきます。その中でできるもの、できないものが多分出てくると思っております。それについては原因を分析をして次につなげると。この繰り返しになるのではないかと思います、この2年間先送りするのではなく、足元のことに取り組むということは、全くそのとおりで考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから少し補足をさせていただきます。

まず、先ほど議会のほうに事前に報告という部分ですが、これはしっかり議会の皆さんと事前に情報共有ができる形で進めてまいりたいと思っております。

それと、次の計画に向けてというところで気にしないといけないのは、この振興計画の期間なのです。今10年計画、前期5年、後期5年で走らせるという形は、少なくとも民間の世界では余りない形になっています。というのは、10年間で世界が大きく変わってしまうからなのです。今の計画の進捗管理していて難しいという点もありまして、当初は重要だったけれども、その重要度が落ちる問題であったりとか、状況が変わってしまうというケースは、この後多々あると思うのです。そういうものに機動的に対応していくというのは、少し意識して考えていかないといけないのかなという問題意識を持っています。いずれにせよしっかりした計画をつくって、それに基づいて皆の意識を合わせて前に進めていくということが大変大事ですので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、将来世代も暮らしやすい町へに対する答弁を求めます。

税務会計課長。

〔小泉照雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 質問事項2、要旨明細(1)、(2)、(3)について答弁させていただきます。

(1)の当町の個人町民税の産業別割合の傾向ですが、国の総務省で全国の自治体を対象に毎年実施しております課税状況調査による平成29年度の個人住民税の納税義務者等に関する所得者別区分によりお答えいたします。個人住民税の納税義務者4,143人、税額3億6,466万円のうち給与所得者3,075人、税額3億972万円、事業所得のうち営業等所得者150人、税額1,141万円、事業所得のうち農業所得者16人、税額70万円、年金所得者を含めたその他の所得者902人、税額4,283万円の所得者区分の状況でございます。所得者別納税義務者の割合ですが、給与所得者が74.2%、営業等所得者が3.6%、農業所得者が0.4%、年金所得者を含めたその他の所得者が21.8%の割合となっている状況でございます。調査結果から、個人住民税の納税義務者の全体の4分の3を給与所得者が占めている状況でございます。

続きまして、(2)、固定資産税納付書が届かず未納となっている実態と、その場合の処理についてでございますが、固定資産税の納税通知書は毎年1月1日に土地等の固定資産を所有している方に、5月上旬に郵送にて送達しております。平成30年度の固定資産税の納税通知書は、5月1日に郵送にて送達を行ったところですが、郵送後、送付先に送達できず、町に返戻となった納税通知書につきましては、固定資産税の所有者の住所を調べるため、住所地の自治体に対して住民票等の照会をし、新たな送付先が判明した際には、再度郵送いたします。郵送後、再度町に返戻となった納税通知書につきましては、固定資産税所有者の送付先が不明であることから、納税通知書を町で保管し、いつでも所有者に交付できる旨を町の掲示場に掲示して行う公示送達の手続を行います。公示送達を行った場合、掲示した日から7日を経過したときに、地方税法第20条の2第3項の規定により書類の送達があったものとみなされます。本年度につきましては、3件の公示送達を行っているところです。公示送達後、さらなる調査により所有者が判明する場合がありますが、所有者の所在を判明することが難しい状況でございます。

続きまして、(3)、耕作放棄地の現況課税についてでございますが、耕作放棄地とは地方税法上明確な定義がなく、固定資産実務提要によりますと、放置された農地の地目認定について、長期にわたり放置され雑草が育成し、容易に農地に復元し得ないような状態の土地であれば、雑種地等として認定することができるかとあります。しかしながら、一律に何年間休耕している土地は雑種地等とするような基準を設けることは適当でないかとされています。このことから、一律の基準を設けることができず、詳細な調査の上慎重に判断しなければならず、現状では耕作放棄地の現況課税は行っていない状況でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

[新井幸雄まち経営課長登壇]

○新井幸雄まち経営課長 私のほうからは、質問事項2、要旨明細(4)につきまして答弁させていただきます。

町では、今年度第6次総合振興計画に向けまして、町民が望むまちづくりへの意向調査等の準備作業を実施する予定ということは、先ほど述べさせていただきました。総合振興計画におきましては、生活基盤の重点施策として、自然環境の保全と町の発展の均衡を図りながら、総合的かつ計画的に土地利用構想の実現を第5次計画に引き続きまして目指していきたいと考えております。そのためには、町内の限られた

土地資源を有効に配分して、住宅地、工業地、農地あるいは自然環境などを適正に配置することによりまして、それぞれが健全な調和を保つことで土地の質、価値が高められるような計画が求められていると考えております。

農地におきましては、耕作放棄地の解消で持続可能な農業の実現、さらには優良な土地環境も確保できると考えます。また、都市計画の面では、宅地化を進める地域あるいは農業経営を進める地域などを区分けし、全体として景観に配慮しながら緑をふやしていくことが大切と考えております。それと、ライフラインとして必要な公共投資を効率的に行ったり、農用地におきましても、農作業の負担軽減や収益性の向上などが得られるようになったりする、そういった総合振興計画が策定できたらと考えております。大野議員の質問されております農地や住宅地の質を確保していくのが大切だと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ご答弁ありがとうございました。

横瀬町は、結局ベッドタウン的な住宅地というのですか、工業地帯でもなし、商業地帯でもなし、人が住むベッドタウンの町ということを改めて確認していただいてありがたいと思えました。そうしますと、結局、横瀬町をこれから開発していきたいというときに、活気ある町にしていくためには、その特性に合わせたまちづくりが必要だと思いますが、その辺のところを町長はどのようにお考えか、1点お聞きいたします。

それから、未納の場合の3件なのですが、あとはどのようになるのでしょうかを教えてくださいと思います。

それから、質問の4番なのですが、答弁いただきました第6次にも第5次と同じように生活基盤を整備するように行うということです。農業の実態も耕作放棄地がないように行うということなのですが、それが行われていない実態なので、今後それをどのようにすれば一歩進むことができるのかということも1点教えてくださいと思います。

それから、質を確保する対応について、私はほかの関係で決算書の平成15年を見ました。平成15年度の決算書を見ましたら、固定資産税が平成15年より1億円も減額になっていたのです。そして、毎年、土地の評価は3年ごとに見直しますので、減っていくのですけれども、6億円ぐらいの中の1億円が減っているという状況で、そうしますとこれ以上町の宅地の評価を下げない方法にするには、やはり優良な住宅地の開発というのが必要なのかなと私自身は考えておりますが、町長はその辺どう思うのでしょうか、1点お聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

〔小泉照雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 私からは、公示送達で納付書が届かない3件の固定資産税は、その後どうなるかというご質問に回答させていただきます。

その後、徴収担当におきまして固定資産所有者の所在調査を進めていきます。さらなる調査を進めても

所在がわからない場合につきましては、固定資産税の滞納処分、そういった差し押さえができるかどうかを見きわめながら、徴収事務を進めていくこととなりますけれども、差し押さえ等できない場合については、未納の状態が続くようなこととなります。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからは2点です。

1点、横瀬町の特性に合わせた展開、開発等というところですが、議員おっしゃるとおりで、ベッドタウン的な性格を持っている町であります。先ほどまち経営課長のほうからも説明させていただいたところですが、まずエリアのめり張りというのはすごく大事なというふうに思います。それは住宅をふやすというところなのか、緑を守るところなのかあるいは産業振興のところなのかという、その住環境とかあるいは産業振興というのをバランスをとっていく。エリアのめり張りをつけるというのは、非常に大事なところかなというふうに理解をしています。

そうした中で全体としては、やはり横瀬町のブランド価値ということでいきますと、景観というのは非常に重要なというふうに思っています。産業振興と、住環境を整える。それから、定住促進を進めるというのをうまくバランスをとっていく。そのベースで美しい景観をつくっていくというのが、全体として考えられているというところが非常に重要なというふうに思っておりまして、ということで次の振興計画には、その辺のところは意識したことを考えていきたいというふうに思っています。これが1点。

それと、宅地の評価を下げないというところは、おっしゃるとおり大変大事なところです。固定資産税の平成15年からの1億円減というのは、大体路線価水準とか地価の水準とほぼ平行した動きになっていると思っています。平成年間に入りましてから、秩父エリアではかなり地価は下がりました。しかし、ここ数年の状況を見てみますと、秩父エリアの中でも秩父の旧市街地、それから横瀬あたりの動きとその周辺部の動きは、少し変わった動きになってきています。なので、そのままどんどん下がっていいということもありませんし、まだ我々として打てる手だてはあるのではなかろうかというふうに考えています。ということで、できるだけ住民の皆さんを巻き込みながら、声も拾いながら、横瀬町が将来どういう姿になるのがいいのかというところは考えてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 大野議員の質問に答弁させていただきます。

農業基盤の計画におけるできていないということだと思ったのですが、先ほども答弁させていただいたのですが、これは後継者の問題あるいは人口減少の問題等、あと先ほども申し上げました農作業が大変であると。負担軽減あるいは収益性の問題等もございます。では、実際何もやっていなかったかということではないと思われませんが、こういった事実を次期の計画等にも反省点として反映できたらと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 済みません。私の答弁の中で1つ漏らしました。

景観が大事だということを申し上げたのですが、もう一つ、へそをつくるというところが大事です。横瀬町は概してベッドタウン的な町ではあるのですが、2つの駅を有していて、まだまだ中心地づくり、へそづくりというのは可能性があろうかなと思っております。それができると、横瀬町の魅力がアップするとかブランド価値が上がるといことは、十分あり得るのではないかとこのように考えています。

以上、つけ足しです。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

空き家バンクなのですけれども、空き家の場合には本当に大変ですので、先日知り合いから横瀬町にきたいという方があったので、では空き家バンクがありますよということで、町のほうで余り好意的な、積極的な対応をしていただかなかったというお話を聞きました。ぜひ空き家バンク等問い合わせ等がありましたら、定住自立圏のほうですとかではなくて、積極的に横瀬町にどうぞということに進んでいただきたいと思います。

それと、この間公明党さんの新聞を読ませていただきましたら、所有者不明の土地の特措法というのが成立したということで、10年間公共利用が可能というふうになりまして、一歩進んだと思いますので、ぜひ長い間放置することなく、適切な管理をしていただきたいと思います。要望です。ありがとうございます。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、変化の激しい時代に対応する行政運営についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 質問3につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

世の中の流れが速くなっている中、新しいものを取り入れる一方で、従来の制度も時代に合うように変革していかなければならないとのご指摘、これは全くそのとおりだと思います。町の長く続いているイベントについては、都度意義や内容の見直しについても検討しながら進めております。また、各団体活動についても、各団体の中で継続的な議論がなされつつ運営がされているものと考えておりますけれども、その検討結果に対しては、町としてもできる限り支援をしていきたいというふうに考えております。その中で現状長く続いているイベントや活動というものには、それだけの理由があるのだと、そういうふうにも感じております。

一方で、財政負担をも考えますと、適切な各イベント団体向けの補助金の使い方、これが必要となってきますので、目的や金額の見直しについても常に検討が必要であるというふうに考えております。なお、団体等に関するものではございませんけれども、住宅リフォーム等々の補助金については、別途現在見直

しの議論を庁内でしているところでございます。

いずれにいたしましても、各イベントの意義、それから内容の検討は今後も継続するとともに、各団体においても適切な議論を期待したいというふうに考えております。皆様のご意見についても耳を傾けていきたいと考えております。そして、その必要な活動の支援については、継続していきたいというふうに考えてございます。

以上、私のほうからご答弁を申し上げます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

毎年毎年新しいイベントがふえています。イベントの目的と手段というのをよく私は考えるのですが、イベントが目的ではなくて手段になっていた場合には、大変かなというふうに思いますので、そのところをよく執行部においては考えていただきたいと思います。

それで、町として団体からの要望に支援するというお話しされましたが、団体のほうではその情報が入ってきていないのだと思うのです。だから、積極的に町のほうから各種団体で困っていることはありませんか、こういうふうな考えはありませんかと言っていたかないと、団体から要望があったらというところが、団体のほうでは言えばやってくれるのかなというところがわからないわけです、情報が行っていないので。積極的に各種団体に問題点がありましたら解決したいので、お聞きしますというアプローチはしていただきたいと思います。それが1点です。

それから、補助金の関係なのですが、補助団体の決算書なのですけれども、役場で各課で補助金の決算書はもらっておいていただきたいと思うのです。それで、予算をつくるときに、それを常にチェックするという体制と、それから大きな補助金が出ます団体がありますよね。100万円以上とかの。その場合の決算書も議会のほうに1部でいいのですけれども、提出していただければ助かるなと思います。というのは、例えば観光振興協会とか総合福祉センターなんかも、その担当の役にならないと、決算書が見えないというような状態ですので、町のお金を使って補助金を出している団体についての決算書については、1部議会のほうに提出していただければ助かるなと思うのですが、その点どうでしょうか、お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 ご答弁申し上げます。

まず、イベント等については、目的と手段を履き違えると大変なだけになるという部分かと思えます。これについては、やはり近時、私どもも積極的にそういったことをやっておることがありますので、慎重にそのあたりは見て、やる、やらないを決めていくというふうにしたいと思っております。

あと、各団体へのアプローチということでございますけれども、それについては具体的にどこでどういうふうになってそういうご反応になっているか承知していないのですけれども、できる限り努力はしていきたいと思えます。もちろん何でもかんでもお出しするとか支援するという意味ではございませんので、

やはり議論をしたり、コミュニケーションする機会を持っていくということなのだろうと思いますので、そのあたりを意識して今後進めていきたいというふうに思います。

あと、補助金の決算についての件でございますけれども、これについてはまた具体的に見ながら検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。努力していきたいということでお答えいただきました。

私、前にも各種団体と年に1回ぐらいは話をするチャンスというのを持ったらいいのではないですかということを一般質問しました。例えば登山のパトロール隊を発足しましたよね。そのときにも、皆さんもすごく熱心に多くの方が参加していただいて、私は1年ぐらいたったらどうでしょうかというような検証も踏まえてお願いしたのだったら、皆さんの意見も聞きたいという場をつくるべきだと思っているのですけれども、その点町長、どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 町でさまざまな活動をしている団体の皆さんの声を聞くというのは、非常に大事なことだというふうに理解をしています。ちょうどこの5月、6月ぐらいはいろんな団体の決算シーズンになりますので、総会に出た折、お話を聞く機会は比較的多いかなというふうに思っています。しかしながら、議員ご指摘のとおり、全ての団体に対して十分な目配りができているかどうかというのは、まだ私も何とも言えないところでありますので、そこはしっかりフォローしていきたいというふうに思っています。大事だという認識はそのとおりだと思っています。

○小泉初男議長 以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

ただいま町政に対する一般質問中でございますが、ここで本休憩といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、申し上げます。10番、関根修議員から早退する旨の通知がございましたので、ご報告申し上げます。

○小泉初男議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問させていただきます。

2018年も半分が過ぎました。昨年12月、1月、2月は記録的な寒波により、非常に寒い日が続きました。一方で、この寒さのおかげであしがくぼの氷柱は過去最高の氷ができ上がり、延べ来場者数は10万人を超えました。このことを踏まえ、質問事項1、観光政策、明細1、氷柱事業の課題についてお聞きします。町が考えている課題はどのようなものがあるかお聞かせください。

続きまして、要旨明細2、シバザクラの課題についてをお聞きします。毎年春の風物詩的な事業になっているシバザクラですが、ことしは過去最低な来場者数だと聞いております。横瀬側の入場券販売数は前年比で59%減、駐車場の利用数も減少していると聞いております。シバザクラを植え始めて18年ほどたちますが、町が考えている課題はどのようなものがあるのかお聞かせください。

質問事項2、道の駅の取り組み、要旨明細1、目指す方向性についてお聞きします。町からの報告書を見ても前年比増、町長の報告を聞いても、過去最高の売り上げとお話をお聞きします。一方で、芦ヶ久保の道の駅の潜在能力を考えると、疑問が頭に浮かびます。近年では、道の駅に力を入れている自治体がふえ、競争が激しくなってきました。2004年3月に開業を始め、14年ほどたちます。改めて目指す方向性についてお聞きします。

要旨明細2、課題の認識についてをお聞きします。道の駅を取り巻く環境も創業時とは大きく変わってきたと思います。現段階での課題の認識についてお聞きします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○小泉初男議長 2番、黒澤克久議員の質問1、観光政策に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 2番議員さんからの一般質問にお答え申し上げます。

まず、質問事項1の要旨明細1、氷柱事業の課題についてでございますが、あしがくぼの氷柱では、ことしの1月から2月までのシーズン中、気象条件等に恵まれ、10万116人もの来場者をお迎えすることができました。氷柱事業がスタートしてから5年目となり、昨年の6万975人もとても多い数字と喜んでいたのですが、その1.64倍というこれまでの最多となりました。

この期間に見つかった課題としましては、国道299号の交通渋滞の解消が挙げられます。ことし2月11日日曜日は、建国記念日と重なったため、翌日の月曜日が振替休日となりました。土曜日から3連休の方が多かったこと、それとテレビや新聞等の報道が宣伝効果として後押しをしてくれたことで、中日の11日には9,169人と、1日の来場者数としてこれまでの最多を記録しました。来場者が多くなることが予想されたため、道の駅第2駐車場への誘導を通常どおり行ったほか、旧芦小の校庭も駐車場として用意しましたが、来場者の車が多過ぎたため収容し切れない状態で、駐車場に入ろうとする車が国道上で列をなしたことから、国道299号は上下線ともに大渋滞となったものです。これにより、大勢の方々に迷惑をかけてしまいました。

この反省に立ち、来年に向けて対策を考えているところでございますが、現時点では駐車場が手狭であること。また、来場に当たっては、自動車でなく西武鉄道を利用させていただきよう、あらゆる方法を駆使しまして情報発信に最大限努めてまいります。また、来場者が繰り返しこの氷柱を訪れていただけるよう、またこれからも工夫を凝らして魅力の向上に努めてまいります。

続きまして、要旨明細2、シバザクラの課題につきましてですが、シバザクラ祭りの事業は、シバザクラ祭り実行委員会が主催者となり実施しております。この実行委員会は、秩父市や秩父市観光協会を初めとする14団体で構成されておりますが、当町からは、横瀬町と横瀬町観光・産業振興協会の2団体が参加しております。シバザクラ祭りにおける当町2団体の担う役割として重要なところは、国道299号の渋滞を緩和するため、飯能市方面から来た観光客を坂氷交差点の手前で駐車場に案内するという役割でございます。そのため、町観光・産業振興協会が中心となり、宇根地区の方々と協力して駐車場の設営から誘導、駐車場運営等を行っていただいております。

ことしにつきましては、気候の影響を受け、シバザクラの花の見ごろ時期が大幅に早まったことから、芝桜の丘入園者数が昨年比で32.6%減少したとの報道発表がありました。そのことに伴いまして、宇根地区の駐車場利用台数も、昨年比で28%減少したとの報告を受けております。横瀬町内で駐車場の事業を行うことにより、国道の交通渋滞緩和に貢献できること。それから、駐車場の収入等が得られることから、関係者を中心に活性化を図れるものでございますが、例年シバザクラの来場者が多い時期には、宇根地区内に進入、通行する多数の車により、町道の交通渋滞が起きています。地元住民にとっては、日々利用している生活道路であり、一旦渋滞が起きますと、日常生活等に大きな支障を来すこととなりますので、この問題に対しましては、特に駐車場から帰る車が宇根地区から国道にスムーズに流れるよう、交通事故防止等の観点からも問題の少ない迂回ルート等を見つけ出すなど、事態の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。大体私と同じようなことが課題として認識されているということで、今聞いていて思いました。

まず、氷柱事業のほうなのですが、渋滞の解消というのも一つ本当に考えなくてはいけないことなのですが、西武線で電車で来ていただく方を、さらに今後できるだけアナウンスをしたいということであれば、西武鉄道との連携を強化する必要があったり、芦ヶ久保の駅の周辺で寒空の中待たせるのは、非常に私は観光で携わっている人間としたら忍びないのです。待合室、少なからず風がしのげる何かがある場所があれば、そういうふうなアナウンスができますが、その辺も踏まえて西武さんと町で話ができるのか、その辺が氷柱の関係です。

それと、もう一つ、道の駅の第2駐車場を氷柱の時期は氷柱駐車場として今運用していると思うのですが、あそこの進入路、芦ヶ久保駅へ入っていく進入路、活性化センターの隣と言ったらわかりやすいですか。あそこなのですが、あそこの拡幅というか、大型バスの対応ができなくて、それが必ず道の駅のロータリーの中に路駐的にとまってしまうというのを、一般の方から、大型バスがああいうおかしなとめ方さ

れてしまうと、我々利用しづらいという地域の方からも大分声が上がっていましたので、その辺の対応ができるかどうか。

シバザクラのほうの課題としては、私、ことしSNSを使って誘客、ぜひ多くの方来てくださいということをやったのですが、横瀬の地元の方から非常に厳しいお叱りのコメントをいただきまして、その方にお会いしてきました。地元は迷惑していると。日常生活ができない。常に我々のほうが気を使って生活するのはいかなものか。それはやっぱり住んでいる方々が、自分たちの生活をちゃんと担保したい。当然のことだと思うのですが、そういうことも踏まえてシバザクラの迂回ルートの話が先ほど出ましたが、実際幾つか案が出ているのかどうかということと、ことしたしか案内板がふえたみたいなのですが、一番より生活道に近い狭い道を通すように案内板が出てしまったことが、地域の方々が自分たちの畑の作物を抜かれたとか、植木がなくなってしまうとか、ごみそのまま捨てられてしまうとか、いろんな苦情を聞いたのですが、そういうところに関して町への苦情は上がってきていたかどうかということをお教えください。

この両方ともに言えることなのですが、皆さんも新聞で知ったとは思いますが、三峯神社さんが毎月1日にやっていた白い気守の配布をやめました。あれも一つの原因は、慢性的な渋滞だとか地域の方々の生活が担保できないとか、いろんな理由が多分あったと思うのです。あくまでも私の個人的な考えなのですが、ああいう案件も、もし小鹿野町さんと連携を秩父市さんがとっていけば、迂回ルートがもっときっちりとれたのではないかと、そういうふうにも思ったりすることがありまして、よく町長もおっしゃいますけれども、秩父地域は広域の連携をうまくして前に進めていきたい。今はうまく前に進んでいるというお話もしていますが、今回そういうことがあって、一方シバザクラは今回大打撃を受けて、非常に周りの方も、実際現場にかかわっている方も、私、市の職員さんの方にも何人かお話を聞いてきたのですが、やっぱりいろんなクレーム、苦情が上がっているという話を聞きました。

広域で連携して、あくまでも横瀬の観光協会と横瀬町は、その14団体のうちの一つに入っているわけです。であれば、それなりの発言をする権利というか、場があるのだとしたら、大規模改修とか、もっと抜本的な何かをそろそろ模索しないといけないのではないのかなと、個人的には思いました。その辺が町長がどのように考えているか。広域連携とって、今おもてなし観光公社という形が、一つの観光の広域の連携のシンボルみたいになっている部分もあるのですが、やっぱりたてつけがスムーズにいけない部分が、すみ分けがあったりしてよくわからなくなっている部分があったりもするので、その辺の認識をもう一度教えていただきたいと思います。

とりあえず、以上の点でよろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、1点目ですが、氷柱の西武線を利用する方々が電車を待つ時間に、寒空のもとで時間を寒風にさらされている状況ということで、確かにそういったことでこの横瀬町、また氷柱のイメージを悪くするというのは、これは町として求めるところではないので、西武鉄道に対してもそうですが、埼玉県が中に立

って鉄道への要望を聞いていただける機会がございます。そういった機会をなるべく見つけて、待合室等少しでも居心地のよい環境をつくれるように努めてまいりたいと思います。

それから、第2駐車場の関係で大型バスとの兼ね合いでございますが、メインの駐車場のほうには大型自動車が5台分、今とめられるようにはなっております。それだけで十分とは言えないと思いますので、場合によっては第2駐車場も活用することも考えに入れながら検討してまいりたいと思います。

それから、3点目としましては、シバザクラの関係で案内表示の関係から、地元の方々に迷惑をかけている点があるのではないかとということでございますが、これにつきましては情報として把握していない部分がございます。ただそういうことがあるのであれば、またこれからも続く事業と考えておりますので、先ほどの答弁の中の自動車で駐車場から帰る道筋とか、そういうところを考えながら、これからよりよい対応ができるように努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから補足をします。

これは1、2共通で言えることだと思うのですが、やはりどうしても秩父地域、道路は貧弱だと思っています。何かイベントがあったりとか特定の時期に進入車両の数がふえると、すぐあふれるというような、これは構造的な問題があります。三峯の気守りの問題、それが一番端的に出た例だと思うのですが、ただ一方で地形の問題、それから資金的な制約とか多分いろんなことがあって、インフラを整備していくというのは、なかなか短期的にすぐに抜本解決しますというのは、余り簡単な話ではないかなというふうには基本的には認識しています。特に氷柱の今回の2月11日の2番目に多い台数よりもかなり多く、9,000人来てしまうというのは想定外でして、なかなかそれに合わせてインフラを整備するというのは簡単ではないです。

一方で、我々は、観光客の方にとってもなのですけれども、地域の住民の皆さんが観光客の数がふえても安心して生活できるようにするとか、あるいは自分たちの生活が担保されるというところは、我々は非常に大事なところで、守っていかないといけないところですので、全力を尽くしていきたいというふうに思っています。なので、なかなか抜本的にすぐというのは難しいのですけれども、シバザクラのケースも、それから氷柱のケースも、電車で来てくれる人に誘導していくというのがまず大事なことです。これが1つ。

それと、あとはできる範囲でやっていくというところで、今芦ヶ久保の第2駐車場の進入路のところは、進入路の改良を今計画をし出しているところです。少しここは考えていきたいというふうに思っています。そういうことを積み上げていくということが大事かなというふうに思っています。

それと、秩父市とシバザクラのところということでいきますと、当然実行委員会の中に入っておりますので、その中で発言をしたりですとか情報共有したりはできます。一方、事業としては秩父市の事業になって、秩父市の予算を使ってやっている事業ということになりますので、シバザクラそのものに何か主体的に入れるかということ、そこは少し対等な立場ということではないのだろうなというふうに思います。ただ、そこは横瀬側として渋滞しないようにするですとか、横瀬駅からの道を快適にするですとか、ある

いはその中で住民の皆さんの生活に支障ないようにするとかというのは、我々の責務であります。ということで、秩父市とうまく連携をとってその辺進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

進入路のほうは、第2駐車場、拡幅ができるものだと今聞いて思いました。ぜひそれは前向きに進めていただきたいというところと、このシバザクラのほうは、やっぱり市内との境界、秩父市との境目にもなる部分があったりして、横瀬にすると結構生命線的な国道だと思うのです。

一方で、今秩父市さんは企業誘致という話も一生懸命していて、セメントの跡地のところも前向きに企業を入れて、そこが決まれば、それを最重要視したいという方向性で今動いていると思います。そうなったとき、今現在シバザクラのときは、あそこから車をとめて歩いてくださいとか、そういうこともやっていますけれども、また状況が変わる。先ほど大野議員のときにも、時代のスピードが速くなってきて、2年、3年でいろんなものの見方が、状況が変わるということは十分あると思いますので、ここの2つの課題も横瀬町としても状況が変わる場合があるということは想定だけはして、いろんな物事を進めていただきたいと思っております。

最後に、さっきおもてなし観光公社のことを少し町長に聞いたのですが、その回答をいただけていないので、おもてなし観光公社とは、どういう立ち位置でどういうふうにご利用するのが最大限活用できるのか、今考えられることを教えていただければと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

まず、最初のほう、状況が変わることに関してですが、おっしゃるとおりでして、これは横瀬町だけの話ではありませんで、広く目を開いて耳をそばだてて、状況変化には柔軟に対応できるような形をつくっていききたいというふうに思います。そもそもシバザクラなんかは、ことしが端的なのですけれども、これは生き物でして、ことしなぜ59%減だったかということ、それは端的に4月で有料販売が終わったからなのです。今まで一番集客ができていた5月のゴールデンウィークの一番の書き入れどきが、無料になってしまったという部分であります。これも毎年状況が変わりますので、それらに柔軟に対応していきたいというふうに思います。これが1点。

それと、おもてなし観光公社なのですが、まだまだおもてなし観光公社が機能し出してからそんなにたっておりません。この間でもかなりこなれてきた部分もあろうかなというふうに思っています。秩父エリアの課題は、広域的に処理されるものあるいは広域で一緒に対応できるものというのは、私は日々ふえてきていると思っております。観光分野もその一つです。なので、おもてなしができたことによって、横連携は確実にしやすくなりましたし、私は割とおもてなし観光公社には物は言っているつもりなのですが、そうした考え方を入れて検討してもらったりとかというのもできてきています。何より、うちも職

員を1人派遣をさせていますので、そういう意味では我々の秩父郡市一体で使える器だと思っています。なので、これからおもてなしがさらにいい機能を果たせるようにということを考えて、我々もここは主体的にかかわっていきたいというふうに思っています。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、道の駅の取り組みに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 質問事項2、道の駅の取り組みにつきましてお答えを申し上げます。

まず、要旨明細1、目指す方向性についてでございますが、道の駅果樹公園あしがくぼにつきましては、横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例に基づきまして町が設置している横瀬町地域振興拠点施設でございます。この条例からは、道の駅は地域の特性を生かした産業の振興、豊かな自然環境の保全及び都市住民との交流による地域の活性化を図ることが目的の施設でございます。指定管理者として道の駅の管理、運営を担っていただいている有限会社果樹公園あしがくぼには、その点を十分理解していただきながら業務に当たっていただいております。今後におきましても、現在の取り組みを進めながら、見つけてくる改善すべき点については、その都度指定管理者と町とで協議を重ね、施設の設置目的に照らしながら、町民や利用者に喜ばれる道の駅に仕上げたいと考えております。

続きまして、要旨明細2、道の駅の取り組みに関する課題の認識についてでございますが、道の駅は平成15年12月の条例制定により設置した施設でございます。設置後15年目を経過しているところでございまして、施設のあちこちで老朽化の症状があらわれております。昨年度は、浄化槽のろ過装置の膜が不具合を起こしまして、浄化槽のくみ取り料等がかさんでおります。この不具合につきましては、今年度の当初予算で工事請負費を認めていただいておりますので、現在契約の履行中でございます。

また、駐車場南側のトイレにつきましては、洋式化できていない便器や、洋式化されていても便座が冷たいままの便器がございまして、利用者にとって十分な対応ができていないかということ、その辺疑問があるところでございまして、この点を改善したいと考えておりますが、このトイレにつきましては、その所有者である埼玉県がトイレの管理をしておりますので、町としてできることは、県に対しまして設備の改善を要望することでございます。これまでも要望しておりますが、まだ解決できておりませんので、今後も要望活動に力を入れてまいります。

次に、地形的な条件等によりまして、各施設に限られた面積で運営を余儀なくされております。手狭な施設が多いということも問題、課題として認識をしております。まず、駐車場につきましては、氷柱来場者の先ほどの答弁の中にもありました大渋滞を起こしたその要因は、この収容台数が足りないということでございます。その辺は認識しておりまして、解決に向かいたいのですが、やはりこの駐車場につきましても、県の管理する施設でございますので、町としまして埼玉県に対しまして、駐車場の収容台数をふやすことを要望活動として強めてまいりたいと考えます。

続きまして、農産物直売所についても、売り場の面積が手狭となってきました。この辺の認識は持っているものの、その面積の拡張が大変困難な状況にありますので、今後は売り場レイアウトの見直し等、できることから工夫を重ねまして、改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 課題の部分について、私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

道の駅は、今ああいう形で運営をしております、課題に関してはざっくりと3パターンありまして、道の駅単独で解決できる課題、それから町と道の駅が協力して解決できる課題、それから県を絡めないといけない課題、それぞれ処方箋が違います。とにかく道の駅で解決できる課題は迅速にやる。それから、町でやることもできるだけ早くやる。それから、県でやることはうまく早くやってもらえるように努力をしていくという、そんな整理になろうかというふうに思います。

先ほど議員がおっしゃったまだポテンシャルがというのは、そのとおりだろうと思っております、ポテンシャルあるということは、まだ課題があるということでもあります。ですので、そこを一つ一つ解決して前に進んでいきたいと思っております。さっき言われました駐車場のキャパの問題、それから駐車場の質の問題でトイレの問題、それからスペースの問題もありますし、それから商品の陳列方法というのも課題だと思いますし、商品開発という面もそうですし、それからもうちょっと先に行くと、情報発信力というところも課題であるというふうに認識しています。とにかく道の駅は地域に貢献するための施設だと思っておりますので、それら課題を一つ一つクリアして前に進んでいきたいというふうに思っています。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。やっぱり同じ方向性を見ているかなという、そんな内容でしたので、もう少し今度は踏み込んだことを聞かせていただきたいと思います。

先ほど町長が言われたように、3パターンある課題の仕組みがあって、一番ハードルが高いのが、恐らく県との折衝になると思うのですが、完全に道の駅のトイレは、よその今最近できている道の駅のトイレの水準からいったら圧倒的に劣っています。それは本当に何とかしなければいけない。ただ、あそこは県の管轄、駐車場のラインは昨年度見直しをして、駐車台数もふえました。

ただ、一方でやれていることもあるのですが、道の駅のコンセプトが、先ほど赤岩課長が言ったような内容のコンセプトのままだと、よそとの競争力に劣るのではないかと個人的に思うのです。やっぱり、今すごく人気があるところって、それぞれ道の駅としてのコンセプトがすごくしっかりしているのです。皆さんも多分川場だとか、そういう名前が通っているところは、テレビでみたりして何かすごいな。同じものを追いかける必要はないのですけれども、横瀬町として強みも弱みもちゃんとわかった上で、今あるこの道の駅をどういうふうに見せるのか、どういうふうにお客さんにどんな場所のイメージを膨らませるのか。

例えば今度飯能でムーミンの関係ができたとして、少なからず飯能市への観光客はふえると思います。その何%かが今の芦ヶ久保の道の駅に寄っていただければ、それは道の駅の売り上げの増加につながると思います。ただ、コンセプトがしっかりした場所に遊びに行った方は、次に行った道の駅に、何か変わればえしなくて、いかにも昔の道の駅だねという認識を持たれるのがよいのか、新しい発想でどういうふうな見せ方、結局洋服と一緒に、四季を通して何となく衣がえ的な道の駅がそういうふうにするだけでも、

皆さん四季折々、その道の駅に寄ってみようかと思ったり、あくまでも例ですけれども、町長の頭の中にある道の駅の方向性というのは、自分の中ではそういう絵が描けているのでしょうか。

時代の流れは速くなって、10年計画なんて一般ではあり得ない、そういう話を先ほど大野議員のときにもしていました。道の駅はあくまでも行政が携わっている部分もありますけれども、私からするとすごく親孝行な息子的な立ち位置になっているのですけれども、まだ親がどうか着飾ってあげれば、さらに周りに発信できるのではないかと思っている部分があります。

それと、先ほど陳列のレイアウトとかというお話もありましたが、そこに関しては正直多分今の道の駅の職員さんの考え方では、新しい陳列のレイアウト、斬新なもの、それがおしゃれかどうか、効率がいいか、どっちを選ぶのかもしっかりとコンセプトを固めないと、全部中途半端になってしまって、一部はすごくおしゃれだけれども、一部はいかにも田舎のままの陳列だよねになってしまうのがいいのか、そこも含めて少し考え方を教えてください。

あと、今の道の駅の職員さんの接客マナー、どういうふうに捉えているのか。何かクレームとかが役場には来たことがあるのか、この辺を教えてください。

最後に、納品者に対してパワハラなどが行われたことはないかどうかも知りたいのですが、それは把握できているかどうか、そこを教えてください。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、再質問のうち、私のほうでまず納品者に対するパワハラがあったかどうかということですが、これは受けとめ方の問題があるのかと思いますが、これまでに納品していただく業者さん等に強い口調で対応されたということは、情報としていただいているところがございます。それから、接客マナーについては、苦情等が寄せられたことはないと認識しております。

また、これからあの道の駅をどういった強みを持たせるかということですが、今は担当課のほうで考えているのは、ここで秩父、横瀬地区の特産品としてのお茶、紅茶、その辺がかなり認知度を増しておりますので、そういったものを表に強くアピールして、その情報力を高めて広く発信をしたいということがあります。いろいろと紅茶の関係で加工品ができていたり、お茶でそういうものがあつたりということで、その一つのものがかかなり広まるということは、あそこに行けばお茶、紅茶ということで知ってもらえるかなということを考えております。

また、陳列棚のレイアウト等、これにつきましては今後どのようなレイアウトにした方がいいのかということ、道の駅の職員と一緒に研究をしていけたらと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから補足をします。

まず、クレーム対応等については、私も納品者サイドから、道の駅の対応が必ずしもよくないという話は聞いたことがあります。一方、お客様からクレームを聞いたことは直接はないのですが、年間何十万人

もの方が利用している施設ですので、必ずそれはゼロではなくてあるのだらうなというふうに理解をしています。なので、お客様に対する場合と納品者に対する場合というのは、同じに大事な部分と少し違う部分はあるかと思いますが、そこはしっかりやっていくように徹底していきたいと思います。これが1つと。

それから、道の駅を将来どう考えるかということなのですが、これは難しいのですが、誤解があってはいけません、ざっくり言うと今実はとれています。実と花で言うと、実は割ととれていると思っています。それは、道の駅はよく言う孝行息子で、町に対していろんな恩恵を与えてくれていて、多くのお客様に利用していただいていると。売り上げも伸びてきている。実はとれていると。しかし、花の部分はまだまだかなというところは、まず思います。もちろんレイアウトを工夫したりですとか、おしゃれにはしていったほうがいいと思います。しかし、道の駅ので外してはいけないと思うところがあって、それは地域に根差したというところを、私は外してはいけないと思っています。なので、地元の皆さんに愛される道の駅で、地元の皆さんがそこで仕事を生き生きとして横瀬のものをPRして、しかも横瀬の活性化に資するような新しい商品開発がされたりとか、新しいことが起こっていくみたいな、そういう道の駅にしていくということがすごく大事なというのが1つと。

もう一つは、やっぱり来ていただいているお客さんの満足度を上げていくというところなんです。そこですらまだまだ課題がたくさんあって、トイレのことだったり駐車場のことだったりですので、そこをまず今よりも満足していただけるような形に持っていかれたらいいなというふうに思っています。

いずれにせよ、いろんな可能性がある施設であり、また今運営している道の駅果樹公園あしがくぼもいろいろな展開を考え得るとは思いますので、その辺は前広にいろいろ考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 先ほどの答弁の中でちょっと言葉が足りない部分がありましたので、追加でお願いいたします。

納品者とのトラブルというところでございましたが、道の駅のほうのどういう品物を取り扱えるというルールがありまして、そのルールに入っていないものを納品者が持ってきたと。それに対して、その品物はこの道の駅では取り扱えませんということのやりとりが納得していただけなかった関係での、そういった行き違いだったということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 もう一度私言っておきます。私、道の駅、すごく好きです。本当にもっともっとよくなってほしいです。だから、今回言葉はきついですけれども、いろんなことをあえて言わせてもらっています。先ほど町長の答弁の中にもありました情報発信の拠点としてということの観点から考えたら、道の駅の中に観光案内所が組み込まれているというところは、よその観光地に行くと結構あります。それはなぜかということ、自然と人が集まって、そこから情報がもらえるというのが一番わかりやすいからであっ

て、今の場所の芦ヶ久保の観光案内所と道の駅でも何とかぎりぎりのラインだと思いますが、本来いろんな商品を、横瀬産のものをもっと発信したいとかということになれば、そこが一緒になっているほうがスムーズだと個人的には思います。それが1点。

それと、本当に町長が難しい、それぞれが生き生き元気に携わってもらえている。世代格差がなく、変な距離感が出ないように進めたいという思いがあるとしたら、今の運営している果樹公園あしがくぼと町は、本当に意思疎通がとれているかどうか。そこに対する方向性、考え方がちゃんと一致していなければ、前に進む速度も遅くなるし、魅力あるものをつくろう。嫌々やらされているのであれば、魅力あるものはできない、そういうふうには私は思っています。それこそ恐らく町民の中の方にしても、外部の方からしても、ここをもっとこうすれば、もっと伸びるのではないと思っている人はいっぱいいると思うのです。横瀬にない知恵は、外に知恵をかりてもいいと個人的には思っているのです、それこそざっくばらんなそういう緩い委員会ではないですけども、道の駅、あなただったらどんなことを考えますかみたいな企画を持って提案を受け付けてもいいのではないかなと思うのです。その中の一部を採用して、そのコンセプトいいねというやり方もいいと思うのです。逆に職員さんに、あなただったら道の駅どうしますかと聞いてもらって、職員からいろんな意見を吸い上げてもらってもいいと思います。

それと、あと道の駅の運営しているスタッフの方々は、しっかり外の道の駅を視察とかに行かれていますのかどうかというのが興味があります。魅力あるところに自分が足を運んでいけば、ぜひ取り上げ、同じことを少しでもやってみようかなと思ったりする。創意工夫をしようと思うのが接客業というか、ああいふ拠点としてはあっていいと思うので、秩父の道の駅の全体の中だったら、まあまあ売り上げはうちいいからとあぐらをかいているのではなくて、秩父の中で競争するのではなくて、もう一つ隣、県内の中だったら、県内でも有数なというふうなところを、いいところを見習ってもらいたい。よく子供の学力が県平均以上とか、国平均以上とかというのがあったら、道の駅の平均レベルも県平均ではなくて、国の中で見てもいいなというところを見てもらいたい。自分と同じか自分より下のところを見て、あそこより劣っている。うちはあそこよりは勝っているからいいだろうではなくて、常に向上心を持つように、町長からは道の駅にしっかりと伝えてもらいたいです。ちょっと言い過ぎましたが、最後感想を聞かせてもらえれば結構です。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今のお話にお答えしたいと思います。

まず、情報発信の拠点としてというところですが、これは課題として認識をしています。今の姿が十分とも思っていません。とりわけ、前も議会で申し上げたのですけれども、観光案内所とのシナジーというのが、まだ余り出ていないかなというふうに思っています。なので、これは観光案内所と道の駅がどうあるべきか、どういう形が一番いいかというのは、検討していく必要があろうかなというふうに思っています。

あと、嫌々やらされている人はいないと思っています。ただ、問題なのは量的なマンパワーの限界を感じています。なので、例えば道の駅はホームページを持っていません。しかし、ホームページをつくって、

それを担って運営してくれるマンパワーがないと思っています。なので、今の体制でそこをやってくださいとは、私言っていないです。ということなので、多分にマンパワーをどう考えるかというところと全てはリンクするかなというふうに思います。今の現場はよくやってくれていると思っています。それから、なかなかチームワークはよくやってくれているかなというふうには見えています。そういう中で役場との情報交換ですが、去年から定期的に役場と情報交換をやるようにしています。月次での道の駅の課題だったり、あるいは問題点だったり、それから進捗だったりというものを確認し合っているというのはやってきています。

あと、外からの意見をということで言いますと、淑徳大学の経営学部に通学している道に対していろんな提案をしてもらったりとか、それから観光で連携している立教大学の観光学部の学生に見てもらって、そのフィードバックを受けたりとかということもしています。しかしながら、それで十分かということ、そんなこともないと思いますので、これは広くいろんな方の話を聞いて、意見の吸い上げとか集約は積極的にやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○小泉初男議長 以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、5番、浅見裕彦議員の一般質問を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党の浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問します。

質問に入る前ですが、3月議会、入院手術のため2日間議事を欠席しました。議員各位の皆さん、執行部の皆さんにはお見舞い、激励、ご心配いただきまして大変ありがとうございました。鋭意治療中ですが、健康に留意して住民生活向上に努める所存でありますので、よろしくお願いします。

さて、きのう米朝史上初の首脳会談が実現しました。平和と繁栄を望む両国民の願いに従って、新しい米朝関係を樹立し、朝鮮半島に永続的で安定した平和体制を構築することを宣言しました。長年にわたって厳しく敵対してきた米国と北朝鮮が初の首脳会談を行い、朝鮮半島の非核化と平和体制構築を進め、両国関係を敵対から友好へと転換させるため努力することで合意したことに対して歓迎するものであります。対話による平和的解決が、今後も国際社会において情勢を前向きに打開する唯一の道だと確信するものであります。

それでは、質問に入ります。まず、1としまして、町営保育所の存続についてであります。きょうは朝の一般質問で、内藤議員からもこのことについては質問されていましたが、町営保育所を存続するということは、一部の人間ではないかということがありましたが、町は私は必要なことだという点で今回の質問をするものであります。保育所機能の民営化を検討しています。結論ありきでなく、多くの意見を聞きながら方向性等を定めると説明されてきています。私は、児童福祉法第24条第1項、市町村は、保護者の労働

または疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合においては、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならないと規定しています。横瀬町は、町営保育所を有し、地域のニーズに合った保育を実践してきました。少子化が進む中でも共働き夫婦も多く、保育を必要とする児童も相当数いる現状です。横瀬町が子育てに優しいまちをアピールするに当たり、町営の保育所を有し、町として安全安心を保障できる保育体制を維持することは重要な課題であると考えます。

そこで、(1)といたしまして、児童福祉法第24条第1項の市町村の責務についてどのように捉えているかを示してください。

次に、保育にとって保育士の果たす役割は非常に大きいものがあります。経験豊富な職員がいてこそ、保護者が安心して任せられることと考えます。保育にとって、この専門職としての職員をどのように配置し、今後継承を図っていくのかを示していただきたいと思えます。

次に、基礎的な自治体固有の業務としての保育行政に責任を持ち、町立の保育所を堅持することが大事と考えます。町の考え方を示してください。

次に、2といたしまして、町職員の昇任、昇格等の処遇改善及び福利厚生の充実についてです。町職員は、地域の中で消防団や各種行事への参加、地域活動に積極的に参加しています。町民体育祭やよこぜまつりなど、町が行う休日を利用した催しでも中心的に活動を行っています。本来業務である町の仕事も、少ない人数で住民福祉向上に努めているところでもあります。町としても、働きやすい職場づくりにも努めていることと思えますが、より一層の充実を図れば、職員のモチベーションも高まると考えます。

そこで、(1)としまして、町職員の一般的な昇任、昇格基準があったら示してください。これについては、採用に当たっての前歴換算をどのように取り入れているかもあわせて示してください。そして、新たな職名の開発を含め、処遇改善をどのように図ろうとしているかを示してください。また、再任用職員の給与の位置づけ、採用条件も示していただきたいと思えます。

(2)についてであります。福利厚生等についてですが、地方公務員法第42条において、その実施が義務づけられています。宿泊補助などのレクリエーション等の補助、それから今度は結婚休暇等の休暇の状況、職務専念義務免除の状況、それから被服貸与の実態等横瀬町の現状と到達点の認識を示してください。また、他市町村等の動向、共有がどのように図っているのかを示していただきたいと思えます。そして、町の職員の要望に対する受け皿がどのようになっているか、どのようにしようとしているかを示してください。

3といたしまして、終活情報伝達事業についてであります。最近の新聞にも多く掲載されています。終末をどのように迎えるかが大きな関心事になっていると思えます。そんなときに、私はニュースで横須賀市の終活情報伝達事業を始めるというのを目にしました。4月17日の私の終活登録ということでプレスリリースを横須賀市はしてきました。その後、新聞報道等で自分が亡くなった後の葬儀や墓のことをあれやこれやと考えていたエンディングノートがあっても、ひとり暮らしだと突然亡くなったとき、発見されずに終わってしまうかもしれない。また、延命措置についても思うことを残していても、いざというときに救急隊員に見つけてもらえなければ、不本意な結果が待っているということでもあります。

横須賀市の市長は、会見でこんなことを述べたそうです。私は、生きざまというより、個人的には死に

ざまを考えている人間でして、どのように終わりたいかいつも考えています。どなたの目にも触れないまま終わる方も、これから相当数多くなる。尊厳を考える、少しでもそのお手伝いをしてあげられればというふうに言われています。どの自治体のトップも、今は生きている住民への奉仕を約束する。だけれども、死んだ後の尊厳についてはなかなか語れない中身だというふうに思います。こんな横須賀市のサービスが横瀬町でもあったらというふうに思っていて、この質問を上げたところでもあります。

そこで、(1)、町として、横須賀市で始めたこの終活情報伝達事業をどのように捉えているかを示してください。そして、私は取り入れていったほうがよいと思いますが、町はこの事業を取り入れる考えがあるかを示していただきたいというふうに思います。

4番目ではありますが、高齢者サロンの今後の進め方についてであります。この問題については、3月議会で関根議員も取り上げていました。孤独を避けるためにも、充実が必要と述べていました。今後の展開についても回答もありましたが、今年度の予算の執行が始まった現在であります。町の高齢者サロンの位置づけと今後の進め方を示してください。そして、より充実が必要で、要領見直し等も示されていました。改めて伺うものであります。

以上であります。より前進的な回答を期待いたしまして壇上からの質問といたします。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員の質問1、町営保育所の存続についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項1、要旨明細1について答弁させていただきます。

保育所機能の民営化につきましては、今年度中には方向性を定めていきたいと考えております。町の保育の責務につきましては、直接町が保育するのみだけではなく、認定こども園等の関係施設へ利用調整をして、保育を必要とする子供に確実に保育サービスを提供することにより、町の責務を果たせるものと考えます。

保育士の処遇につきましては、方向性を定めた後、早急に検討してまいりたいと考えております。

直営で行くのか、民間の活力を導入し民営化するのか、いずれにしても町といたしましては、保育を必要とする子供に確実に保育サービスを提供することを堅持し、保育サービスの低下にならないよう方向性を定めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 回答ありがとうございます。

けさ、内藤議員のというところもありましたので、町長のけさの答弁の中でも、保育所の存在意義はあるというふうに答えてきているところでもあります。また、今の子育て支援課長の町の責務ということで、いろんな多方面のサービスがあると。そういう中で、町の責務は果たせるだろうということでありました。私は、この保育の考え方について憲法から見たときどうか、それから児童福祉法から見たときどうかという点について少し話をしながら、町の見解を改めて伺うものであります。

日本国憲法における保育のあり方というふうな点についてどうかというふうに言いますと、憲法の全て国民、25条、それから国民は全て基本的人権の享受を妨げられない。こういう点等を踏まえながらうたっているところだというふうに考えるところでもあります。そもそもの保育所というものあるいは幼稚園というのが戦後出発してきたときに、子供をどう育てていくか、国が責任を持っていくかということであったところでもあります。新システムを導入するに当たって、認定こども園等を見ながら来たところでもあります。

児童福祉法24条第1項はどうかというと、保育所の責務としての町の責務として残したところでもあります。先ほど課長も話されていたところでもあります。児童福祉法第24条第1項で、市町村はこの法律、子ども・子育て支援法に定めるところにより、保護者の労働または疾病と、先ほど私も言いましたので避けますが、において保育しなければならないということで、町の責務としていくということでもあります。第2項等を準用しながら、認定こども園に子供を預けた場合の町との関係がどうなのかということが、一番こういう自治体の責務との関係であります。契約と町が責任を持って行っていく、そこの差をどう捉えるかが一番の争点になるというふうに思います。

安心して子供を育てる、町が責任を持って保育をやっていく。受け皿等も含めてどんなことがあったっていいのだと。今の町の保育に対するいろんな点は、この前全員協議会でも示されました。認定こども園、それから管外の保育所、そして町の保育所というふうに多面的にわたっているところでもあります。これを今後継続していくことはということでありました。町の子育て支援会議等で何回も論議してきたではないかということであって、この検討委員会の報告書の中でも行きました。認定を町の方向性としてはやむなしというふうな方向が行ったと思います。支援会議のまとめの中では、このような状況を踏まえ、保育所機能の民営化を検討する過程で、何らかの方法で保育所の存続を強く望む意見もあったが、最終的には支援会議としてこのような状況の中で、将来的には保育機能の民営化もやむを得ないとの結論に至ったと、こういうふうになっています。

この中でいろんなアンケートをとった点もありました。これは全員協議会の中でも示された。あるいはこの報告書の中にもあります。町の中では、こういう意見も今後の意見がありましたらということで、日々の生活は送り迎え等自分でできないのでわかりませんが、子供が毎日楽しそうにしているので、とても満足しています。先生方は話しやすく、安心できるので、今の保育所の形を残してほしいです。それから、経験なしとのことで陳謝。とてもよい保育所だと日々感じています。それから、さらに保育所のいろんな行事、リズムや体操、入学準備、ピアノや学習など、他の公立保育でなかなかやっていけないと聞き、よく見ていただいていると思います。また、個を認め伸ばそうとしてくれる先生方の指導、保育にも感謝しています。町が直接運営している安心感があります。こういう点等もあって、ぜひ卒園までもどうぞよろしくお願ひしますと。あるいは自分の子供のことをとても親身になってお話を聞いていただき、とてもありがたいですという、こういう意見等も出されているところでもあります。

違うほう、幼稚園もどうかというと、それはそれぞれの立場でもって、皆さん父母については感謝しながら進めているというふうに思いますが、町としてこの点については、私はちっちゃな町だからこそできる。横瀬町は町営保育所を持ってやっていっているのだよというような、大きなアピールになるというふうに思います。その点での町の見解を再度伺うものであります。

それから、先ほどありました職員の処遇をどうするのかという点であります。保育にとって保育士は当

然欠かせない職業であります。ずっと経験豊富な職員がいるからこそ、これは保育士は育てられるし、子供も安心して保育所に来て、親御さんからも安心して任せられるということだというふうに思います。そういう点で職員をどうするかという点で、私は今後の方向を決めて、その職員の処遇を考えていきます。保育士としてなって、町として私はこの横瀬町の職員として、保育士でやっていこうという職員の気持ちに対して、もうあなたらは要らないよと言っているのと同じ意味合になるのではないかというふうに思います。そういう点での保育士の処遇、私は継続して進めていくことが必要だと思ひ、それから身分の安定というふうな点であります。

職員は、保育士さんとして雇ったら退職まで、公務員はそれは当然物事を起こさない限りは、職員として存続していけるし、そのことに物事を集中していけるというふうに思います。だからこそ、一番その職務に専念できるのではないかというふうに考えます。そこら辺を含めて2点、町の考え方、それから職員の処遇、もう一度よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

まず、認定こども園と町との関係でございますが、認定こども園につきましては県から認定こども園としての認可を受け、所在地の自治体から特定保育施設としての確認を受けており、確実に保育サービスが提供できる施設となっております。運営等に関しましても、定期的に県が認定こども園法に基づく指導監査を行ったり、また所在地の自治体が子ども・子育て支援法に基づく施設や運営基準等の確認を行うこととなっておりますので、認定こども園につきましても、ちゃんとした保育を任せられる施設だと考えております。

また、職員の処遇につきまして、保育所が存続した場合は、そこで力を発揮していただくようになると思いますが、先ほども申し上げましたが、民営化になった場合につきましては、その方向性が定まった後、職員の負担感がないように検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうから少し補足をさせていただきます。

認定こども園へのということで、民営化の方法をとった場合でございますけれども、そういった場合を考えたときに、やはり先ほど議員のほうからご紹介がありましたいろんなご意見もあろうかと思ひます。それは逆のご意見もあろうかと思ひます。恐らくこれは今現在では、まだいろんな意見が出てくる状況なのかなというふうに考えております。ただ、私どもといたしましては、仮に民営化という方向になった場合、先ほど課長のほうからも説明ありましたように、しっかりと法律にも定めてある町としての責任は果たせるのではないかというところを前提に議論をしているところでございます。

それから、保育士さんの処遇、気持ち等々の話でございますけれども、これもやはり最終的にしっかりと議論を尽くしたりコミュニケーションをとったりして考えていくべき話だろろうと思ひます。ということ

で、基本的にはこの問題については、我々としてはしかるべき議論は尽くしていきたいというところが根底にございまして、一定の時間もかかるであろう。それから、広く意見をいただく機会も必要であろうということで議論を進めているところということでございます。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 先ほど子育て支援課長の回答があった中で、私は認定こども園が満たしている、満たしていないというか、それは当然子ども・子育て支援法等に基づいた保育園、認定こども園だったり、それは当然の認識して持っている中で、町営の町の責務、直営でやるのがどうかというふうな話をしていところで、認定こども園がだめだと言っているわけではないのです。それは選択肢の一つで、保護者がどう選ぶかなのです。その選択肢の中で町営保育所はありますよと。町の責務で直接受けて、町が具体的にやってきているのだと、そこをどうアピールするかが、私は町としても必要ではないかというふうに考えているところであります。

今、副町長がいろんな意見を聞きながら進めていく。でも、今年度中ということであります。そういう今ほとんどの子育て委員の中での皆さんが、しょうがないかなというふうになったというふうな形での報告等来ているところではありますが、ぜひ町としての私はこういうふうに、多くの人々の意見はこうだけでも、町の最高責任者として町長は、輝く子供たちが行くには、私が責任持って町営で進めていくということに対してどう考えるかについての回答をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから答弁させていただきます。

私は、これはこれから議論していく話なのですけれども、保育所が箱としてあるかないかというのが一番大切な話ではなくて、どうしたら横瀬町の保育サービスが、一番いいサービスが提供できるか。子育て世代の皆さんが一番安心して子育てができる環境は、どうあるべきかということが大事だと思っています。その中での方法論として保育所があるかどうかということかなと、大局的には理解をしています。なので、横瀬町はやはり金銭的にも、マンパワー的にも、いろんな面でも資源は有限であります。その有限資源の横瀬町で、どうしたら一番いい保育サービスが提供できるかということを、私は考えたいと思います。そのためにどうしても保育所が必要であれば、そういう結論もありでしょうし、なくてもできるということであれば、そういう結論もあるというふうに理解をしています。

小さい町としてということを考えますと、今時点で小さい町として、結構目は届いていると思っています。網の目、細かくどこのお宅がどういう課題を抱えていて、どういうお子さんの子育て状況がというのは、ある程度把握はできているかなという自負はあります。それは保育所がその中で果たす機能もあるのですが、それだけではなくて、例えば子育て支援課の活動もそうですし、その中で例えば保健師の活動もそうあります。そういう中で、町としてのフォローアップ体制はある程度できているという中で、どうここを選択するかというふうなことかなというふうに理解しています。

議員ご指摘のとおりで、これに関しましては町としての義務は明確にあります。ですので、その義務を

果たすべく一番いい道を探っていくということ。そこには、箱としてこうなければならないという、そこを聖域化していないから、こういう議論をしていることかなというふうにも理解していて、その中で有限な資源を町として投入して、トータルで一番いい保育サービスを提供するというを私は考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町職員の昇任、昇格等の処遇改善及び福利厚生の充実についてに対する答弁を求めます。
総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項2、要旨明細（1）について答弁をさせていただきます。

町職員の昇格等の基準につきましては、横瀬町職員の給与に関する条例、規則等に基づき決定することとなり、職員の職務の級は1級から7級に分類をしております。一例として、大学新卒の職員のケースで申し上げますと、1級である主事に6年在級後、主任に昇任します。2級である主任在級4年目で主査昇任試験の受験資格を取得をいたしまして、試験に合格をいたしますと、3級、主査に昇任をいたします。主査以上の必要在級年数につきましては、特に決まりはありませんが、在級年数、過去の昇任状況及び人事評価等を勘案して昇任していくこととなります。

次に、採用時の前歴換算についてでございますが、民間企業等その職員の経歴に基づき、横瀬町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則における経験年数換算表の経歴、換算率により、給料月額に加算をすることとなります。職員の経歴により当然異なりますけれども、一例を申し上げますと、大卒で3年間民間企業に勤務後採用となった場合、その3年の100分の80以下を経験年数として給料月額に換算することとなります。

次に、職の開発を含めた処遇改善についてでございますけれども、横瀬町職員の給与に関する条例において、職員の職務は、先ほども触れましたけれども、1級の主事から7級の課長まで7級に分類をしております。また、条例の級別基準職務表において、1級は主事、2級については主任、3級が主査、4級が副主幹、5級が主幹、6級が副課長、7級が課長とし、1つの職務の級に2つ以上の職位がないこと、埼玉県内の他町村でも、7級もしくは6級に位置づけていることから、現段階において職務の級の改正については考えておりません。

次に、再任用職員の給与の位置づけ、採用条件についてでございますけれども、まず給与の位置づけにつきましては、横瀬町職員の給与に関する条例に規定する給料表の中に1級から7級まで再任用の給料表があり、現在給料表の2級を適用しております。

次に、採用期間等でございますが、平成25年度以降に60歳定年による職員から、公的年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられたことに伴いまして、その支給開始年齢に達するまでの間、希望する職員を再任用しております。また、勤務時間につきましては短時間勤務としております。

続きまして、質問事項2、要旨明細（2）について答弁をさせていただきます。福利厚生現状と到達点の認識についてのお尋ねでございますけれども、まず宿泊補助などのレクリエーション事業についてでございますが、埼玉縣市町村職員共済組合事業として、契約保養所及びレクリエーション施設等の福祉施

設等利用補助、各種球技大会、人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成などの保健事業がございます。

次に、結婚休暇など休暇についてでございますけれども、町の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に規定され、国に準じた内容となっております。お尋ねのありました結婚休暇につきましては、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後一月を経過するまでの期間内における連続する5日の範囲内の期間、取得することができます。他の一例を申し上げますと、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実を図るため、7月から9月までの期間内に3日の範囲内の期間、特別休暇を取得できることとなっております。

次に、職務専念義務免除についてでございますけれども、法律に基づく場合として、主なものとして育児休業及び部分休業、介護休業等がございます。それ以外では、健康診断の受診及び人間ドックなどが該当することとなります。

次に、被服の貸与についてのお尋ねでございますが、現在新採用職員に対して防災服といたしまして、作業服の上下、ヘルメットのほうを貸与しております。それ以外の被服の貸与は現在しておりません。福利厚生制度につきましては、地方公務員法上第42条に厚生制度が、同法第43条に共済制度の関する条文のほうの規定をされております。法律及び条例に一定の内容が規定されていることから、適切な基準を満たしているというふうに考えております。

次に、他市町村等の動向についてでございますけれども、現段階では他市町村の状況等は把握をしておりません。今後、必要な状況に応じてを確認してまいりたいというふうに考えております。

次に、職員の要望に対する受け皿についてでございますが、埼玉県市町村共済組合が行うレクリエーション事業等につきましては、職員から意見を募り、共済組合のほうへ要望をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 答弁ありがとうございました。

横瀬町職員の働きやすい職場環境をどうつくるかというのに、それはできることで応えていければというふうに思います。そういう中での要求とか要望とかが受け入れられるというか、どういうふうになっているかというのがなかなか見えないところであります。先ほど昇任・昇格基準等で一般的な点が示されました。例えば主任から主査級試験を受けるときには4年経過だよと。例えば県だというと主査級試験を受けるのは、主任経過1年で次の年から受けられるというふうな点もあつたりするのです。先ほど、私は元県職員だったので、自分たちがどういう状況に置かれているかというふうなので町職員との比較をしたときに、ここは反映できるのではないか、ここはどうかというふうな点があつて、この質問を取り上げているところでもあります。

それで、今の昇任、昇格についての捉え方の中で今説明がありましたので、主事の期間から主任になって主任から主査、主査への試験を受ける期間についての考え方。これは、先ほど言った服務規約で決まっていますということであるならば、そこは変えることができるかどうかというのが1つあります。

それから、給料月額の前歴換算の点であります。民間の場合は100分の80というふうな説明がありました。捉え方によって、今の職務に十分対応できるというふうな点だと、100分の100もあり得るというふう

な点であります。単純に言ったら、3年間やったら2年4カ月分、ちょっと計算できない。それしか見ないのではなくて、3年なら3年、あなたの今までの民間経歴は全部ここに生かしますよといったら、100%で見てもいいのではないかと、そういう点もできるのではないかというふうな点があります。

それから、職の開発の関係であります。これは前の条例の改正のときも言いましたです。一般的に町の職務については1級から7級までで、それぞれ1級1職というふうになっているところで、ほとんど県内町村が7級あるいは6級というような形で課長でいっています。県はどうかというと、もっとどんどん、どんどん上があるのです、国公と同じで。でも、町の課長は県の部長と同じ仕事だろうと。そういう言い方を見るならば、考え方として進めるのだろうということでもありますので、そこのところをどう進めていくかについてであります。なかなかこれについての人事担当と、それから公平委員会という、そういう切れ目があって、第三者委員会がこう考えるというところが必要なのではないかというふうに思います。

それで、先ほどの職免の関係で、今町は職免は定められている点だということ、一定のところではありますが、例えば県の場合でありますとどうかというと、いわゆる規則で定めていて、条例から規則にやって、規則では1から12までこういうふうなことが書いてあるけれども、さらに13項目として、前各号に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認め、人事委員会の承認を受けた場合と、こういう規定等があります。だから、県の職員の職免条項でやると、例えば勤続11年の職員あるいは永続勤続受賞者20年、連続3日だとか、勤続30年、連続4日だとかと、お金でやるのではなかなか難しいけれども、休みを与えますとかとあります。こういうふうに対処の進め方というのが方法としてあるのではないかという点で、そこら辺どうするかという点であります。

それから、あともう一点の作業服等の関係であります。みんな事務屋さんなので、作業はしないというけれども、実際に働いている職員見たら、いろんな点で現場に出向いている点があるというふうに思います。それぞれを自分で用意するのではなくて、町としてこういう点もということでの被服貸与というものが必要ではないかなというふうに思いますので、そこら辺を入れていただければどうかというふうに思います。

もう一点、再任用職員の関係であります。再任用職員は、今年金受給ができたから、そこまでだよ、再任用ということで、ことしの職員につきましては63で年金が入ったから、ではこれで再任用終わりますというふうになっているのですが、実際に年金が受給はできていても一部受給なのです。職域部分の受給なのです。満額となるのは65歳までなので、そういうところで、今、もうお金が入るからいいのではないかと、町の再任用の条例等も65歳までという点等もあると思います。先ほどの課長の説明だということ、再任用職員に関する条例の中では、定年に達した後からという条文もあります。本人希望を含めながら、そこら辺をどう引き上げていくかという。だんだん、だんだん年金受給が遅くなってしまうので、早くやらないと、すぐそこでもたないのではないかというふうに思います。本人が希望するならば、満額受給までを持っていくことが必要ではないかというふうに思いますので、その点についてよろしく願います。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問にお答えのほうをさせていただきたいと思います。ちょっと件数が多かったのですが、もし漏れていたら言ってください。

まず、主査級試験の受ける期間の話ですけれども、基準については要綱等が定められておまして、その基準に基づいて現段階では適切に対応させていただいているというふうに認識をしております。

次に、前歴換算につきまして、100分の100の部分というのをお話がございました。町のほうの規則の基準の中にも100分の100というのがあります。例えば公務員として同じような職に従事しているような場合とかというのは、100分の100という基準がございます。それ以外、民間企業で違う職務等をやった場合については、100分の80以下というような形になっております。町の今進め方としては、町というか地方公共団体の進め方としては、国公準拠に基づいてということになりますので、その基準に沿って進めてまいりたいというふうに思います。

あと、作業服の被服貸与の必要については、作業服は確かにずっと着られているものではないかもしれませんが、今の町の現状等考えて、今までの経緯もあって、以前は被服貸与のほうをしていたわけですけれども、行財政改革、いろんな部分を含めて、最低限度作業服を震災時に配布しようということを進めておりますので、現段階では今のまま進めさせていただければというふうに考えております。

あと、規則のほうに任命権者が特に認めたという場合の話ですけれども、方法論としてはあろうかと思っておりますので、今後いろんな角度から検討ができればなというふうには思います。

それから、再任用の関係の年金受給するまでの年数の話でいいのですか。年数を延ばすという。給料の月額を上げるとかということではない。年数につきましては、今もととの考え方が、先ほどの前回の答弁でもさせていただきましたが、公的年金の報酬比例部分が支給開始年齢が上げられたということで、60から65に段階的になっているという経緯がございますので、その部分が解消できた年数ということで、今60から65、生まれた生年月日によって、到達する年度によってその辺を決めておりますので、これについても今のタイミングでは、このままの制度で運用していきたいというふうには考えております。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、最後に町長に説明を求めます。

職員のモチベーションを上げるために、町としてできる努力というか、そういう点についてはさまざまな意見を聞きながら、できるということはやっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからお答えいたします。

今、総務課長のほうから各論のお話をさせていただいたのですけれども、今の横瀬町の役場の人事の制度、それから要綱等が必ずしも万全ではないと思っています。いろんな点で見直したりとか、あるいは時代背景に合わせていったりとか、それは必要だろうなというふうに認識をしています。そういう視点で、これからも適宜ブラッシュアップは進めていきたいと思っています。議員ご指摘のとおり、おっしゃって

いただいたのはそのとおりでして、このつくり込みというのは、そのまま職員のモチベーションにもつな
がるということだろうと思いますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、終活情報伝達事業についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 要旨明細の終活情報伝達事業について答弁をいたします。

横須賀市では、エンディングプランサポート事業という事業を平成27年7月から開始しているようであり
ます。人口が40万人近い横須賀市では、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴いまして、民生委員さんの方
々から高齢者の終活課題について相談についていろいろな意見があったようでございます。あらかじめ解
決策を図り、生き生きとした人生を送っていただくことを目的として事業を開始したようであります。

当初の事業では、登録には所得制限がありましたが、平成30年5月から市民なら誰でも登録できる制度
に修正をし、終活情報伝達事業として実施をしております。本人の死亡等によりまして、エンディングノ
ート、葬儀のことやお墓の所在地などの終活情報の保管場所がわからなくなることがふえたため、生前に
こういった終活情報を、市と葬儀社に登録をしていく事業とのことでありました。身寄りのないひとり暮
らしの高齢者の方が突然亡くなったときなど、終活情報の登録制度は、本人の希望に沿って人生の終期を
迎えることについて一定の効果があるものと思っております。

次に、この事業を取り入れるかどうかについてであります。当町では終末期や死後に家族やさまざま
な判断や手続を進める際に必要な情報を書き残すためのノート、エンディングノートといったものは配布
をしておりますが、秩父圏域の1市4町では「私の療養手帳」というものを作成し、希望者に配布をし
ております。この中には、これまでの生活歴、家族のこと、病歴、かかりつけ医療機関、介護サービスの
関係者などを記載するとともに、延命治療の希望について記載できることになっております。本人にか
かわる事柄が、手帳を通して情報を共有することができるものとなっております。ご質問にありましたよ
うなサポート事業ではありませんが、このような取り組みがあります。当町の地域事情に合った形を検討
することは有効かと思しますので、横須賀市、それからその他の地域の状況等を調査し、検討したいと思
っております。

以上であります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 先ほど一般質問の冒頭でも発言しました横須賀市の状況等についてであります。秩
父市に行ったとき、昨年かことしあたり、エンディング秩父というふうなのがあるのです。この中では
どうかというと、家族へのメッセージとか、それから私はこうしてほしい、私の情報はこうですと。それ
から、亡くなったときどうのこうの、病気になったら、介護が必要になったら、ある日突然やってくる
とか、わからないわけで、いつということがあると思います。極力こういう欄に書き残しておかないと、
自分が前後不覚とか、わからなくなってしまうときに自分の意思のようにならない。

先ほどリビングウイルとか延命治療についても、倒れた、俺は救急車呼ばれてきたらそのまま放っ

ておいてくれと。ここで死ぬからいいのだというふうな人も多いのが現実で、今医療の現場でもお医者さんどうしようかと。救急車も断られたけれども、来たら乗せていかななくてはならないと。そういうときのためも含めながら、このエンディングプランサポートというか、先ほど横瀬町の家族療育手帳というか、そういう中でも進めているということでもありますので、これを本当にこういうのがありますよぐらいのところだというふうに思うのです。それをもうちょっと一緒に終活を考えようではないかというのを積極的にやるということだと、何おまえばかなこと言っているのだということになるかというふうに思いますが、ともに考えていこうではありませんかというのを、いろんな機会を設けながら、一遍にはいかないかもわからないけれども、徐々に進められればというふうに思いますが、そこら辺についてはどうでしょうか。よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えいたします。

そういったもののエンディングノートの周知とかいうことは必要なことだと思います。先ほども申し上げましたが、本人の希望に沿って人生の終期を迎えることということが必要かと思えます。元気なうちから終末期のことを想像するというのは、縁起でもないというような家族の方の意見もあるかと思えますけれども、情報は周知する必要があるかと思えますので、今後検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 秩父市等を見ていると、非常に広告も多いのです。こういう点があったりして、これはよこらぼで逆に提案してもらうのも一つの方法かなというふうに考えると、なるほどお金はかからないけれども、こういうパンフもできたりするというので、そこら辺はどうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再々質問にお答えいたしますが、秩父市さんでつくられたエンディングノートにつきましては、業者さんからの提案で、ちょうど秩父市の包括支援センターでいろいろ考えている中でエンディングノートのこともあったので、その業者さんからの提案を取り入れたということで、広告等は全てその業者さんが探してきて、包括のほうでは余手を出さなくて、そのノートができたように聞いております。よこらぼ事業になるかどうかは、今後担当課とも調整は必要かと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問3を終了いたします。

次に、質問4、高齢者サロンの今後の進め方についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 要旨明細の高齢者サロンの今後の進め方について答弁をいたします。

高齢になっても元気で生きがいを持って、住みなれた地域で自分らしく生き生きと暮らしていくことは、誰しものが抱く願いかと思えます。そのために、身近な地域で人と人とのつながりを深める居場所づくり、これが効果的ということでサロン活動、これが各地で取り組みが始められたところでもあります。

当町におきましても要綱を定めまして、地域のきずなの中で高齢者を初めとする全ての人々の安心な暮らしを守り、時代に合った地域づくりに資することを目的としてサロン活動、これが始まったわけであり。現在、当町の高齢者サロンは、住民の方が主体になって運営をしている団体、6団体ありましたが、1団体休止となってしまいまして、今5団体活動しております。

今後の進め方ではありますが、近くの長瀬町では29の団体が活動しております。秩父地域の中では、当町のサロン活動、この団体数は非常に少ない状況であります。サロンは地域住民の交流の場所でありまして、孤立感や孤独感、これの解消、介護予防などさまざまな効果があります。今後、町内のあちこちでサロン活動が広がることを期待しております。現在、要綱の見直しを行っているところではありますが、要綱に規定をされていない事項がございます。この部分についての内規を先に定めたいというふうに考えております。

以上であります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

これについてはいろんな要望等もありながら進んでいると思います。そもそも論から出発すると、芦ヶ久保は高齢者セーフティーネットモデル地区整備事業ということで、平成26年度から始まったところ。これは国庫補助ということで、国から約1,000万円近くの補助が来て、それがいわゆる高齢者声かけ訪問事業だとか高齢者見守り体制のチラシ、それから高齢者サロン、コミュニティバスの増発事業、コミュニティバスのベンチ等、これらをひっくるめての総合補助になったわけです。

高齢者サロンについては、目の前の介護施設のほうから、町から委託を受けて、それで芦ヶ久保の地区に聞いてここでやろうではないかということで、1年間、月2回で進んできました。そうしたら、非常に高齢者等も元気でよく集まってきたということで、これはぜひ町全体に広げていこうではないかということで、介護予防の中で位置づけてきたというふうに思います。芦ヶ久保のほうもそういう歴史的な経過があったりして、1年間、昨年もどうかというと、386人延べ参加者、月平均32人というふうなところ。スタッフはどうかというと、これが154人で月平均だというと12.8人というふうなのです。非常に活発になってきているところだというふうに思います。

そういう中で、高齢者サロンの要綱の見直しあるいは今課長が言った内規というふうなことで、一律的にいかないのはもちろんなのです。歴史的な経過を踏まえながら、そこが自立できるような体制をどう町が補助していくかというふうな点だと思うので、十分に話し合いをしながら、お金がかかるというのが一番問題なところだと思うので、限られた予算の中をどうつくっていくか。

でも、この高齢者サロンをやることによって、見えるお金、見えないお金があると思うのです。最初、私が芦ヶ久保で始めたときには、2年間年寄り来た人、誰も亡くならなかったと。ここに来てお葬式も多

いのだけれども、それだけの見える効果というのは、来ることによってみんな元気になって、医療費も減りましたというのがわかれば一番いいと思うのです。そこら辺、なかなか数値的に捉えにくいところだというふうに思いますが、そういう効果もあったりするので、見えるだけの町から出るだけではなくて、町からのほかの出費も抑えられるというような点もあったりすると思うので、より充実が必要であることとともに、画一的な進め方でなくて、それぞれの状況に見合った点が必要だというふうに思います。より充実させながら、今の6が5団体に減って、もっと広げて、そしてより元気が出るまちづくりに努めていただきたいと思います。今後の展開、基本的な考え方だけで結構です。町長のほうから説明していただいて、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

高齢者サロンの存在はとても大切だと認識しています。そして、横瀬町はまだまだ数が少なく、高齢者サロンの裾野を町なかで広げていきたいというふうに強く思っています。そのために財源をどう考えるのだというのも、あわせて検討が必要だというふうに思います。

そういう中で大切なのは、新しく手を挙げやすくするというのが大事ですし、それから今まで活動している人たちが、その活動を継続していただくということもとても大事なことだろうと思っています。なので、総論ありきの話でもないですし、相手がなくてこちらで一方的にという話でも全くなくて、そのところを、今活動している団体の皆さんの声を拾い上げながら、一番いい形に持っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

ないようですので、5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、3番、阿左美健司議員の一般質問を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回の質問は、大きく2つです。まず、1つ目は旧芦ヶ久保小学校の利用状況についてです。芦ヶ久保小学校が平成20年に横瀬小学校に統合され10年がたちました。現在は学舎としてではなく、町の施設の一つとして、町の事業での使用やさまざまな団体へ貸し出しをされています。ホームページであしがくぼ笑楽校の利用の状況を見ると、よく利用されているのがわかります。今後もあしがくぼ笑楽校がより多くの方々に利用されるために、現状の把握と問題解決の対策のために幾つかお聞きします。

まず、1つ目、町が使用している事業及び使用頻度などの使用状況。

2つ目、町ではなく外部団体などへの貸し出し状況。

そして、3つ目として、あしがくぼ笑楽校の施設の問題点を町はどのように捉え、どのように改善、維持していくのかお聞きします。こちらで3点お聞きします。

次に、昨年6月議会でもお聞きしました高校生への通学費の補助についてです。議員の中でも一般質問のその後の検討状況が話題になることがありましたので、ここでお聞きします。議会でも何度か取り上げておりますが、小中学校の扶助額が平成26年から平成29年の4年間で300万円から559万円に、2倍近くに増加しています。当然、小中学校でこの扶助を受けている子たちも成長し、高校生になります。扶助額が増加傾向であるということを見ると、高校生がいる世帯で経済状況が苦しい世帯がさらにふえることが容易に想像がつきます。そこで、その後どのような検討がされたかお聞きします。

以上、答弁よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 　ただいま3番、阿左美健司議員の一般質問中ではございますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時07分

○小泉初男議長 　休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、阿左美健司議員の質問1、旧芦ヶ久保小学校の利用状況についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 　阿左美議員の質問事項1のうち、要旨明細（1）から（3）までにつきまして答弁いたします。

まず、要旨明細（1）ですが、町が使用している事業というご質問ですが、無料で貸し出ししている件数ということで答弁させていただきます。本年度4月は2件、5月も2件となっております。平成29年度におきましては27件、平成28年度、13件、平成27年度、5件となっております。内容につきましては、平成29年度を見てみますと、健康づくり課、子育て支援課、振興課などで事業を行っているほか、芦ヶ久保地区の子ども会や獅子舞保存会あるいはパソコン教室などで利用されております。また、現在地域おこし協力隊の事務室として利用しております。

続きまして、要旨明細（2）の外部団体への貸出しについてですが、今年度4月、5月の2カ月につきましては16件でございます。平成29年度は年間で72件、平成28年度は年間23件となっております。内容は、ドラマやミュージックビデオ撮影、コスプレあるいはイベントなどとなっております。賃貸料ですが、平成28年度が92万2,486円、平成29年度が280万1,000円となっており、平成24年にスタートして以来順調にふえております。

続きまして、要旨明細3に移ります。一番の問題点ですが、やはり施設の老朽化です。耐震補強も施し

ておらず、東北大震災のときに持ちこたえたという実績はありますが、やはり築年数からも老朽化した建築物であることに変わりはありません。また、地震ばかりでなく、今後台風や大雪に見舞われた際にも、どれだけ持ちこたえられるかは未知数です。さらに、トイレは合併浄化槽でなく、単独浄化槽です。一度に多くの使用には耐えられず、環境汚染につながるおそれもあります。つい先日もイベント利用で多くの利用客があるのに、トイレ問題は大丈夫かという指摘を議会の産業建設委員会で受けました。主催者サイドによく事情を説明し、環境汚染など招かぬよう、参加者の皆さんを近くの道の駅等にある公衆トイレに誘導していただくよう協力をお願いしました。翌日、浄化槽清掃業者に清掃を依頼しましたが、清掃するほどは浄化槽は汚れていなかったという報告を受けています。今後は、まち経営課で利用申請時のチェックをしっかりと行っていきたいと考えております。

さらに、もう一つの問題点ですが、この旧芦ヶ久保小学校敷地の北側山林は急傾斜地崩壊警戒区域の指定を、隣接して流れる倉掛沢は土石流警戒区域の指定をそれぞれ埼玉県から受けている場所であるということです。これにより、埼玉県では3カ年事業で、ここに落石防護柵として擁壁工事を実施することになっており、今年度はその詳細設計、用地測量を予定しております。また、今議会の補正予算に校舎の免震調査委託料を上程させていただきますが、この診断の結果等を踏まえ、町としてできることあるいはやっていかなければならないことをしっかりと見きわめつつ、横瀬町の歴史的建造物で貴重な財産の一つでもある旧芦ヶ久保小学校の管理を大切に行っていきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうから少し補足のほうをさせていただきます。

先ほど課長のほうからのご説明があったわけなのですが、課題の1つ目として挙げておりましたところにつきましては、木造校舎の状態の確認を行うことが課題だというふうに考えております。したがって、今回の補正でもその免震といいますか、耐震の調査というのを予算を上げてお願いをしていると、そういう流れになっております。補足といたしましては、そういった形でございます。

それで、現状の使用についてでございますけれども、今耐震、安全のことを申し上げましたので、そこについても現状の使用について補足を申し上げますけれども、総論として現在の校舎というのは、学校としてつくられたものをその後使っているということでございますので、いわゆる既存不適格建築物というふうに呼ばれるようでございますけれども、当時の規格に合ったものとして、その後の一般的なもともとの用途に従って使うというところで通常使用が可能なものということで、現状オフィス、その他一時的な使用については、継続して使っているというところでございます。そういうことでオフィスに使用したり、イベントのほうをするということになっておるわけでございますけれども、やはり町といたしましても安全面について確認は必要であろうという判断をいたしまして、今回補正予算のほうをお願いしていると、そういう文脈になってございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 お二人の方、ありがとうございました。町内、町外、いろいろな方に多く利用されていて、なおかつふえているということが改めてわかりました。皆さんのご苦勞のたまものだと思います。ありがとうございました。

今の答弁でもありました問題提起といいますか、問題の手当てなのですけれども、まず私が気になったのは1つ目なのですが、今答弁にはなかったので申し上げたいのですけれども、昨年12月議会で新井鼓次郎議員の質問への答弁で、自己責任で借りてもらっているというお答えがありました。町の事業での継続的な使用であれば、1回の人数、来る人たちもそれほど多くなく、複数回利用している。また、町の人たちということもありますし、町の職員もそこにいるはずですので、事故が起こった場合、それほど問題がないかと思うのですけれども、外部の団体が利用する場合というのが、本当に自己責任ということを押しつけた形にしているかと思うのですけれども、それが各団体に本当に徹底されているかどうかということで私がちょっと気になりまして、町のホームページのあしがくぼ笑楽校の利用のところに、「事故・トラブルがないよう、安全対策には万全を期してください」とあります。それと、旧芦ヶ久保小学校利用申請及び利用許可書のところの遵守事項のところに、「施設は老朽化しており、建物の耐震補強はされておりません。万が一の非常時は、管理人の指示に従うとともに、身の安全を第一に適切な行動をとること」ということが書かれております。そう書かれておりまして、自己責任ということでは出ておりません。ということは、こういった書類に自己責任ということが出ていないということは、口約束ではないですが、口頭で伝えて、そういった了解をとっている形になるのでしょうか。

また、ちょっと調べまして、シェアオフィスなどをしているConnecting The Dotsというところですか、そういう会社も貸し出しているようなのですが、そこご利用上の注意には、老朽化している施設であり、現状での利用が原則となります。必ず下見等を行ってくださいということであって、こちらにも「自己責任」という言葉は入っておりません。また、よこらぼのスペースマーケット、そちらを確認したのですが、そこまでは確認し切れませんでした。このように指示が統一されていないのは問題かと思しますので、事故が起こった場合の自己責任ということが徹底されているかどうか、統一されていないのは問題かと思しますのでお聞きします。

それと、もう一つ、同じく新井鼓次郎議員への答弁で、施設の倒壊により利用者が負傷、死亡した場合は、保険に加入しているとありましたが、施設の倒壊等の原因にもよるのですけれども、済みません。私、保険を扱っているものなので、その辺前回は気になったのですけれども、基本的に地震の場合は免責事項になっていまして、保険はききません。復活担保する場合もあるのですが、基本的にはききません。中には保険の種類によっては、自然災害も免責になっていることもあります。その辺の確認をどうされているのでしょうか。そのときの町長の答弁でも、町に法的なオブリゲーションがある形は避けていくというところは、すごく大事かなというふうに思っていますとありましたので、その辺のご確認含めてひとつお願いします。

それと、3つ目、今も出ました浄化槽の問題です。ホームページのところに「化粧品や飲食料品の食べ残し・飲み残し等は、絶対に水道に流さないでください」とありますが、利用申請書及び利用許可書のほうにはその文言は入っておりません。Connecting The Dotsのほうには、食事等でおいの強いものはご遠慮くださいというのみです。こちらも指示が違います。飲食を伴うイベントの場合、

このようなあやふやな指示ですと、あやふやな遵守事項のもとでどのように確認、徹底するのか教えてください。

それと、今課長の答弁でもありましたが、6月3日、かなりアルコールを含む大規模な飲食を伴うイベントがあったようですが、その場合本当に徹底されていたのかどうか、その辺の確認といえますか、事前の徹底の様子がもしわかれば教えてください。

今の浄化槽の問題で、あれがだめ、これがだめとかというイベントに制限をつけてしまいますと、今は借りてくれて、280万円ですか、昨年度収入があったようですが、だんだん借りられなくなる。もしくはほかであしがくぼ笑楽校みたいな類似の施設が廃校になって貸し出しになった場合には、ほかに取り立てられてしまってあしがくぼ笑楽校を借りてもらえなくなるということも考えられますので、早急な対応も必要かと思っておりますので、その辺のことをお聞きします。

それと、もう一つ、先ほどの6月3日のイベントのように大規模なイベントが起きた場合に、主な予定のほうは近所の方に予定表ということで配布されているようですが、大規模な場合は近隣住民の方々も迷惑されることもあると思いますので、その辺の細かい配慮なんかどうされるのか教えてください。

今の4つ、お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからご答弁申し上げます。

自己責任の件でございますけれども、私どもしましては利用申請書にきちっと留意事項として書き、そしてそれに対してカウンターサインをいただくという形で現在外部の方には利用の紙を出していただき、貸し出しを許可しているという状況でございます。「自己責任」という言葉、文言そのものではないかもしれませんが、一般的にはそれを了解した上で使っているのだということに、一定程度法的にはなるのではないかと現状考えてございます。

それから、Connecting The Dotsとの文言の違いというところでございますけれども、これについては詳細をもう一度確認いたしまして、必要に応じて統一なりをしていきたいというふうに考えております。

それから、保険の件なのでございますが、これは申しわけございません。少し研究をさせていただきますので、それでまた検討してみたいというふうに思います。

それから、浄化槽についてでございますけれども、これも事前の告知の仕方が変わっているというところでございます。今回、大きなイベントがあったというところで、継続的に庁内的には議論をしております。これは、今回安全面についての調査のほうを先行してやらせていただきますが、その結果を受けてしるべきタイミングで、これについては改良、改善を検討したいというふうに考えておりますので、そういう手順で進めていきたいというふうに考えております。

6月3日のイベントについての事前の対応でございますけれども、前々日までにまち経営課長のほうがイベントの責任者と会いまして、直接こちらの事情、それから注意事項について協力の依頼を申し上げております。先方の反応は、極めて普通に受け入れていただいたということでございます。念のため、当日

の状況を管理人に確認をし、かつ終わった後浄化槽については、清掃の業者さんのほうに依頼をして様子を確認いたしました。結果といたしましては、浄化槽に大きな汚れはなかったということでございますので、おおむねうまくオペレーションのほうをしていただいで、余り大きな負荷が浄化槽にかからないようにやっていただけたのかなというふうに思っております。

最後の大規模なイベントがあったときの近隣への対応でございます。現状、特にどの程度のものであればどうということもあるのだと思いますけれども、明確にはやっておりません。これについても至急対応については考えた上で、適切な措置を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ご答弁、副町長、ありがとうございます。

その自己責任のところですが、私、今の答弁いただいたのですが、気になりまして、こちらはそう思っているから、向こうもそう思っているだろうというのはちょっとまずいのではないかというふうに思います。そういうところを細かいところをつつかれたら、町長もオブリゲーションがこちらにあることは困るというふうに答弁されていますので、その辺はもうちょっと貸し出しの条件として、文言をきちっと明確化、明文化していかないと、もしものときにはこちらが極端な話、町内の方はないと思いますが、裁判なりそういったことになった場合には、こちらに過失が発生する場合がありますので、その場合のことは一回もんでいただいたほうがいいかなと思います。そういうお願いと、大規模イベントはそういうことでわかりました。

それと、もう一つ質問というか、これも要望に近いのですが、先日、先ほど出ました産業建設委員会で土砂災害危険区域の施設に行きましたときに、3階、コンクリートの校舎へ行きました。そのとき後ろ、北側を見まして石垣のところ、草がかなり繁茂していました。気になったところは、そういった草が繁茂していたりですか、あとガラスがかけて、どういったわけかわかりませんが、鳥が入ってきたりかしていました。それとか、あと廊下に張ってあった芦ヶ久保小学校の歴史が書かれていたものなんかも破れておりました。そういったところ、人にお金を取って貸し出しているということがありますので、そういった細かいところまで目を配っていただいで手入れをしていただいで、貸し出していただきたいと思えます。そうすることによって、施設、校舎自身に対してもいいと思えますし、そこをまた借りている方々も気持ちよく借りていただけるかと思えますので、リピーターにつながるかと思えますので、その辺のことをひとつよろしく願います。

私が一番願っているのは、今あしがくぼ笑楽校の笑の字を笑うという字で表現しておりますが、文字どおり使っていただいた方々が、使っていただいで笑っていただければいいのですが、逆にそのことでこちらが笑われないようにしなければいけないということもありますので、そういったことを含めて笑われないようにするために、さらに利用がふえればいいと思えますので、施設のそういった細かいところの改善についての考えといたしますか、取り組みの姿勢をお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから答弁させていただきます。

幾つか貴重なご意見をいただいたと思います。まず、契約の関係なのですけれども、おっしゃるとおりで自己責任というところ、文言はどうかというのはあるのですけれども、今幾つかのチャンネルで別々に募集があったりしますので、できるだけ統一化を図っていくということと、さらに町としての、前も申し上げましたけれども、法的なオブリゲーションを負わない形というのを、少しブラッシュアップしていきたいというふうに考えています。これは問題意識としては持っていて、少し検討を始めているところでもあります。

それと、細かいというのはおっしゃるとおりで、来ていただいた方に満足してまた来ていただきたいとか、あしがくぼ笑楽校がそのまま横瀬町のイメージになるということもあるでしょうし、しっかりきれいにするですとか、見ていて見苦しいものは見苦しくなくするですとかというのは大事なところだと思えますので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、高校生の通学費の補助についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 阿左美議員の質問事項2のうち、要旨明細1について答弁いたします。

現在、秩父地域で高校生への通学費助成を行っているのは、秩父市と長瀬町と認識しております。状況を確認したところ、長瀬町は利用件数は多いと伺いましたけれども、秩父市につきましては、この助成は平成29年度と平成30年度の2カ年で終了予定だそうです。町では、助成金の持つ効果の妥当性、そして特に公平性を重視して検討していますので、この助成金は今年度も行っておりません。今後につきましては、引き続き近隣の動向、この助成金が持つ効果等を総合的に勘案し、判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

昨年と同じ答えなのですが、済みません。去年も聞いていて申しわけありません。秩父駅から小鹿野車庫までのバス代が月約1万7,000円、秩父駅から皆野駅が電車が月6,800円、秩父駅から熊谷駅が月9,490円、本庄、深谷あたりの私立高校のスクールバス代が月約5,000円、県立高校の電車の通学定期よりも私立高校のスクールバス代のほうが安いという現実が秩父にはあります。そういった中で埼玉県も県立高校の再編を進めているようですし、秩父地域の県立高校も志願者数を減らしております。このまま手をこまねいていると、地元よりも私立、秩父の外へという流れがますます加速していくのではないかとこのように心配をしております。

また、前回は公平性ということをいただいたのですが、秩高生、農高生は当然自転車通学の生徒が多いと思います。そういったときの公平性ということで考えれば、例えば仮に自転車購入費ですとかカップ代

というような形で付属するそういったものの手当ができれば、私なりに公平性は担保されるのではないかとこのふうにも考えます。

それと、高校生に対する無料化ということで、医療費についても高校生の医療は無料になっております。ただ、医者にかからない子たちも当然います。その場合、公平性というのはどういうことなのでしょう。実際、私の娘も高校3年間、医者にも一回もかかりませんでした。もう卒業してしまったのですけれども、公平性という考えをもう一度深く教えてください。

公平性のほかにも、また予算の問題もあるかと。当然発生します。秩父市基準で横瀬に当てはめると、年間約90万円ぐらいなのですから、こういった単純な高校生の通学費の手当というのではなくて、公共交通の路線維持という観点からも、町もバス路線維持に約1,000万円ぐらいの補助金を支出しているかと思っておりますので、そういったことのバス路線対策と今回のこういった補助、高校生の通学手当をセットで考えれば、西武バス、西武鉄道、秩父鉄道に対しても有効かと思っておりますので、いかがでしょうか。

それと、その路線が維持されるということがあれば、高齢者の足、今ブコーさんが横瀬ではかなり動いていますけれども、そういった面でも高齢者の足の確保のためにも役立つと思っておりますので、その辺の考えを2つお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから、今ご質問あった2点について答弁したいと思います。

まず、公平性のところ、議員おっしゃるとおりで扶助費がふえてきていて、そこには危機感と何かできないかということは、町のほうでも問題意識として持っています。特に子育て世代の負担を軽減することにおいては、一番いい手が何かというのは常に我々は検討してきています。そういう中で高校医療費の無料化というのをやったわけなのですから、公平性に関して高校医療費の無料化と遠距離通学の補助というのはちょっと違って、高校医療費の無料化というのは、機会は均等なものです。みんな医者にかかる可能性があって、かかった人がその補助の恩恵を受けるわけなのだけれども、全員に医者にかかる機会はあるわけですし、特定の高校に行ってその人に補助するというのとは、やはり公平性の段階は違うかなというふうに理解しています。

それと、ではどうやって子育て世代の負担を軽くするのかというのは、公平性と効果で考えていくということなのです。今のお話でいくと、通学費の補助を単純に子育て世代の支援ということではなくて、まずは県立高校の支援、特に小鹿野高校と皆野高校の支援という意味合いがあるかどうか。もう一つは、公共交通の利用促進に資するかどうかということも含めて、検討俎上に上るかどうかという判断をしていくということかなというふうに思っています。現状では、今の状況では、子育て世代の支援をするという中で、優先順位として遠距離通学のところをやるというのが、公平性と効果の点で入っていないのですけれども、その今申し上げた新しい2つの視点、それを含めて今後そこがテーブルにのってくる可能性はあろうかと思っております。そういう可能性を含めて、町としては近隣の状況等を見ながら幅広い検討はしたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。予想どおりの回答ありがとうございます。

私なりに秩父市が補助を始めたきっかけを調べてみました。そうしたら、驚いたことに秩父市が補助を始めたきっかけというのが、何と横瀬の秩高生がした発言だったそうです。それが何かというと、高校生と久喜市長との意見交換会で横瀬の秩高生が言ったのが、高校生には医療費支援よりも通学費用支援のほうが大事だということを言ったそうです。なぜ秩高に通う生徒が、自分には恩恵がない補助を秩父で言ったのでしょうか。ということは、今町長も副町長も公平性ということをおっしゃいましたが、その生徒が周りのそういった通学費で困っている子がいる。困っている子たちを何とかしてあげたいというような気持ちがあったから、市長に言ったのではないかと思います。ということは、それだけ横瀬も含めて、そういった高校生の子供たちの中で通学費の負担ということが話題になっているとか、負担が重いと感じているのか、そういったような証拠ではないかというふうに私は感じました。

実は、これは去年も話を申し上げようかなと思ったのですが、去年言わなくて、改めてことし申し上げました。そうすると、自分たちがたとえ補助対象にならなくてもということは、公平性に欠ける声が出るのかどうか。恐らく出ないのではないかと思います。こういった高校生が秩父市で言ったということを踏まえて、通学費の補助というのが彼らにとっては身近になっていると思います。そういったことを含めてお考えをもう一度お聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 子育て世代の当事者、保護者の方、それから当のお子さん方の声はとても大事だと思います。そういう人たちの声や意見を反映した上で政策決定をしてまいりたいと思います。

○小泉初男議長 以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、6番、新井鼓次郎議員の一般質問を許可いたします。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は、芦ヶ久保地区にある獅子の穴洞穴についてと道の駅の2輪車対応についてです。

まず、質問1、芦ヶ久保獅子の穴洞穴の調査結果についてお尋ねします。この獅子の穴洞穴は、1975年、埼玉県文化財保護協会発行の資料に楮久保断層洞として記載されているもので、埼玉県では最大で貴重な洞穴であるとのこと。2017年に日本洞穴探検協会が奥秩父洞穴群調査の一つとしてこの洞穴に入り、その結果を2017、第1次、第2次、奥秩父洞穴群調査として報告書にまとめていますが、内容的には総延

長104メートルプラスアルファ、日本最長のチャート洞穴ということと、表面の地質観察程度で終わっており、洞穴の成り立ち、未調査部分の測量や解明、微生物資源の特定など学術的な調査が必要と考えられていました。町では、早速確認のための調査を検討いただき、実施していただいたようですが、まず（１）として今回のこの調査結果はどのようなものであったでしょうか。学術的な内容を含め貴重な発見があれば、大変すばらしいと思います。

そして、（２）としてこの調査結果をどのように考え、捉えているのでしょうか。また、今後の対応はどのように取り組むかお伺いしたいと思います。

次に、質問２、芦ヶ久保道の駅の２輪車対応についてお伺いします。芦ヶ久保道の駅は大変好評で、休日は利用者であふれることもあるようです。利用者増加に対応し、駐車場のラインを見直したり、第２駐車場の整備をしたりと努力されていますが、そのスピードを上回るほどの利用者がふえているという喜ばしい状況でございます。２輪車の大幅な増加などは、想定外のことであったと思います。２輪駐車場としてトイレ前にスペースをつくり、路面上に駐車場の表記がしてありますが、２輪駐車場の案内板がないため、迷いながら奥へ進み、南側の土手際に沿ってとめたり、４輪車のスペースを利用したりして駐車しております。そして、混雑時には喫煙スペース手前の歩行者エリアに乗り上げてとめていることもあるので、視覚障がい者の方の誘導用点字ブロックを含む歩道の安全確保が十分にできているか心配です。議会では、議会だより等で道の駅応援レポートを出しています。何回か紙上で指摘させていただきましたが、２輪車対応はまだまだ不十分と感じております。駐車場とトイレは県の管理であり、改善や改修するのは道筋であるということは承知していますが、その上でお伺いします。

まず、（１）として駐輪スペースを拡張し、誘導案内板を設置して２輪車を一つのエリアに集め、歩行者エリアと区別することで安全対策はとれないでしょうか。

そして、（２）として駐輪スペースの一部に雨天時の対策として屋根をつけて、サービスを向上させてほしいと考えていますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 ６番、新井鼓次郎議員の質問１、芦ヶ久保獅子の穴洞穴の調査についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 質問事項１、要旨明細１についてご答弁させていただきます。

調査につきましては、NPO法人日本地底探検協会と契約し、平成30年３月26日に調査報告書を提出していただきました。報告書では、洞穴の位置、標高、洞口の大きさ、また高低差、総延長、洞内の地質状況、形状及び平面図、横断図、縦断図などを示しております。内部の状況等について詳しくあらわしておりました。

この報告では、洞穴の特徴といたしまして、総延長が111メートルでチャート洞穴では日本最長の地底空間であること。この地底空間がどのようなメカニズムで、いつごろ形成されたのかという点については不明であること。また、今後も研究対象として貴重なものであることなどが記載されておりました。洞内の地質状況や形状等について、その他９つの特徴などが記載されております。内容につきましては、非常

に専門的な分野でございます。専門家の意見等を聞きながら、この報告書の内容、解釈をできるだけ正確に行いたいというふうに考えております。現在は、そのような作業をしているところでございます。この洞穴がどのような洞穴なのか、判断、評価するまでには現在至っていないという段階でございます。

要旨明細2につきましてご答弁させていただきます。教育委員会としましては、報告書の内容を正しく解釈し、その上で文化財としてしていく対象であるか否かについての判断を、今後慎重に進めさせていただきたいと考えております。また、現場はむやみに立ち入れる場所ではないことから、荒らされる可能性も低いと考えられますので、現状の状態のまま保存することが望ましいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございます。

このチャートという石英の層らしいのですが、非常にかたい層なのだそうですが、このチャート洞穴は日本最長であると今調査の結果わかったということで、111メートルもあるのだそうですが、日本最長であり、チャート洞穴ということであれば、約2億年前に形成されたと考えられる日本最古の洞穴であると考えられます。大変貴重なものですから、後世に正しく伝えるためにも、町の保護や管理が必要と考えられます。今現在、方向性がわかっていない、手をつける余地がないということであっても、後世の方のために現状を残しておく、保存しておく必要はあると思います。そういうことでありますので、天然記念物で文化財にまず指定して、第一に心ない方の盗掘とか興味本位の探検により荒らされてしまわないように、そのまま現状のままおくのではなくて、立入禁止の柵や扉のようなものを設置し、保護対策をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、第2として、埼玉県では奥秩父鍾乳洞群の調査を継続的に行っているようです。その調査には学術的に秀でた方、教授と称される方等も含まれていることと思しますので、そのような専門家に見ていただくというふうなことから、獅子の穴洞穴もこの埼玉県の調査の中の一つとして入れてもらえば大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。

それから、3点目として、これは貴重な遺産でございます。文化的な遺産だと思いますので、ジオパークの考え方のように遺産を保全し、教育に役立てて遺産を楽しむという、これはジオツーリズムの考え方らしいですが、ジオツーリズムを推進して持続的な形で地域の活性化に役立てていただきたい。これは将来的なことだと思うのですが、役立てる、地域活性化のためにも、この獅子の穴を有効に活用していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 答弁させていただきます。

初めの1点目ですが、この洞穴がまず存在するということの確認ができ、またいろいろと学術的にも価値がある部分があるかもしれないというふうなことは理解をしたところでございます。学術的な分野ですので、それぞれいろんな角度の見解があり、また解釈があるかなというふうに思います。また、今後の研

究等に委ねられていく部分というものもあるものと理解をしております。教育委員会としましては、それらの点をできるだけ整理し、明確にした上で、この洞穴が学術的にどのような位置にある、どのようなものなのかという認識をすることが、まず第一と考えております。その間におきまして、ここの場所が荒らされたりですとかしていくのは、好ましくないというふうに考えております。

指定の問題につきましては、現段階ではいろんな見解がございますので、その辺をまず整理した上で、指定していくかどうかの判断を今後も継続して検討していきたいというふうに考えております。

2点目の関係で、埼玉県でそういったまた調査が行われているというふうなことでございますので、どういうふうな調査なのか私も認識がございませんので、確認をいたしまして、そういったものとともに、内容的には正直我々職員では本当の正しい見方というのができない分野だと思っておりますので、専門家の方のいろんなご意見をいただくということは大前提ですので、そういった部分にお話ができるのであれば、検討したいというふうに思います。

また、ジオパーク、ジオツーリズムでの活用ということでございますが、大変夢のある、将来的にはそういった活用というのもあり得るのではないかと考えているところでございますが、現段階の教育委員会等の考え方では、まず文化財的な評価をすることが、まず重要だというふうに考えております。その上で、現時点では文化財的な視点での積極的な活用というのは、教育委員会では考えていないということでございます。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。

文化財的な利用、まだ考えていないという悲しい答弁いただいて非常に残念でございます。ぜひ、まず保護を第一に考えていただいて十分検討を重ねていただいて利用、それから後世に伝える教育、必要なことですので、考えていないのではなくて、考えてください。よろしくお願いします。

それから、これも考えていないと言われてしまったので、感想だけで結構です。実は奥秩父の鍾乳洞というのが形態さまざまありまして、120穴ぐらい確認されているのだそうです。その中で石間の薬師の穴とか中津の石舟沢鍾乳洞のように、許可を得て探検ツアーを行ったところも実はあるのです。横瀬町でも洞穴の知識を持って安全救命技術を持った山岳ガイドを将来育成して、ジオサイトを案内できるようになるとありがたいのですが、今文化財との利用として考えていないということなので、これは将来そういうこともあるのではないかとということで、検討の一つに加えていただきたいと思ひますし、勉強するというのが大事だと思ひますので、ぜひご検討いただきたいと思ひます。

そういうこともありまして、人材育成のための勉強会とか、このたびこのような日本最古、最長のものがあるということもあって、調査結果をもとにした地元の方々への報告勉強会というものをやってほしいと思うのですが、そのお考えはいかがでしょうか。

それと、調査結果で9件ぐらいの特徴があるということで、その内容をお示しされていないのですが、今回の調査結果について報告書の公開等はしていただけるのかお伺いします。ぜひどんなものがあったのかというのは、質問している私としても非常に興味があることですので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 答弁させていただきます。

ご指摘のような点の活用可能性というのはあろうかと思っておりますので、現段階ではそれを現状のまま保存をしておくということが、非常に重要なことだというふうに考えております。

また、報告書につきましては、公開、閲覧して見ていただくことは大丈夫だと思いますので、それは報告書を公開することは大丈夫だと思います。させていただきたいと思っております。その中でそれを見ていただければということですので、9点ほどの特徴ということですが、今申し上げ、この特徴がまだわからないというようなものも含めてなのですが、例えば狭い通路が3カ所あり、なぜこの部分が拡大が進まなかったのかとか、地層の剥離や粉碎が起こっても、これらの散岩や角礫が排出されないと、空洞は形成されない。この辺はいわゆる断層洞なのかどうかという見解の違いがあるようです。県の調査では、これは断層洞ということで定義しているのですが、本報告書では、これを断層洞とは限定していない報告書となっております。違う要因があるのではないかというふうなところを申し上げます。

この報告書の中で一番重要なのは、その要因が何であるかということが、やっぱりこの洞穴の大きなポイントなのだろうというふうに思います。そこを正しく評価、判断することが、この洞穴の価値といえますか、意味合になってくるのではないかというふうには感じているところでございます。こういうものがあるということですので、機会があればそういう勉強会とかも開催を検討したいと思っております。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、芦ヶ久保道の駅の2輪車の対応についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 質問事項2につきましてお答え申し上げます。

まず、要旨明細1ですが、道の駅果樹公園あしがくぼは、町または指定管理者が改善する施設と、町が埼玉県に働きかけて改善する施設とに分かれています。お尋ねの駐輪スペースが設けられている駐車場につきましては、町が埼玉県に働きかけて改善する施設でございます。町としましては、来場者からの目では、そのような違いはないと考えられていると思っておりますので、道の駅を管理する指定管理者と町としましては、利用者に気持ちのよい時間を過ごしていただき、何度でも訪れたい道駅、そして横瀬町になることを目指しております。そのため、立地条件に恵まれない駐車場ではありますが、その収容台数をできるだけふやすことを目的にこれまでも要望活動を行いまして、平成28年には駐車場のレイアウトを変えていただいたことで、大型の自動車が2台、普通車が21台、以前よりも増加して駐車できるようにしていただいた実績がございます。

お尋ねの駐輪スペースの件でございますが、お尋ねのとおりでございます。限られた収容スペースであるため、駐輪スペースからはみ出した2輪車が駐車場内の通路部分に駐輪し、通路等が狭まってしまうなど駐輪、駐車に支障を来す場合が少なくない状態でございます。この問題を解決し、道の駅利用者に喜んでいただける状態に変えていけるよう、町としましては、これからも県に対して要望活動に力を入れてまいりますし、その際安全面や内容面でより充実した改善策となるような要望にしたいと考えております。

続きまして、要旨明細2でございますが、当町としまして多くの方に道の駅を利用させていただきたい、そのような考えを持っておりますので、その姿勢に立って見た場合、雨天時や暑い日差しの強い日等に、オートバイに乗車してこの道の駅を利用させていただく方々にとっては、太陽光の強い日差しを遮ったり、雨に当たらないという屋根の下は、本当にほっとできる空間だと思います。わずかでも不快な思いを感じさせまいとする町の考え、道の駅の考えも伝わると思いますので、駐輪スペースに屋根を設置することの意義は相応にあるものと考えます。

ただし、やはりこの駐輪スペースにつきましても、町から県に働きかけて改善を施していただく、そういう場所でございますので、これからも埼玉県に対して、駐輪スペースに屋根を設置していただく要望を力強く出していきたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。端的に要点を整理して言っていただくと大変ありがたいので、ご協力お願いします。

道の駅の2輪の利用というのは、2輪車のユーザーにとっては大変都合のいいところでして、2輪車のクラブの方の各地からの集合場所になっているのです。東京とか横浜とか、そういうところの遠隔地から芦ヶ久保道の駅に一旦集まって、そこで団体で秩父を楽しむというようなところで集合場所になっている。それから、もう一つはそういう方が来るがゆえに、愛車自慢の展示場所になっているのです。自慢の愛車を見せびらかすということもあって、どうも歩道の上に乗ってしまうというような、1格高いところで見せるというふうなことが、2輪車の方はやりたがるようです。そうしますと、ほかの道の駅に比べて芦ヶ久保の道の駅、2輪車の駐車時間がほかと比べてはるかに皆さん長いです。そういうこともあって、営業サイドから見ると、早く買い物をした上でどこかへ行ってほしいと思っているところだと思いますが、こういう事情があるということをもっと理解していただければと思います。

これは営業面からも締め出してしまっ、2輪車、バイクは要らないよということも一つの手だと思いますが、これを小規模ながらも改善していくことによって受け入れることをすれば、秩父いいところだねというイメージを持っていただいて、芦ヶ久保道の駅、堅調に推移するのではないかと思います。繰り返しになりますが、よその例えば秩父市の道の駅とか両神ですか、あの辺の道の駅に大量にバイクが集まっているかという、集まっていません。大量にバイクが集まるのは、特徴がはっきりしておりまして、秩父方面だと芦ヶ久保、それから奥多摩、それから水沼という群馬県の桐生から日光に至る間、あそこのドライブインが物すごいことになっているのだそうです。その3つしか浮かんでこないほど芦ヶ久保は有名です。

そういうこともありまして、1つはトイレ前のスペースにつくっていただいている大変ありがたいのですが、そこの辺にどんと集めてしまっ、南側の土手とか容認スペースに今あいていけば入ってしまうのですけれども、それを集める案内板の表示とか、もうちょっと2輪車の対応を細かく見ていただいて、集めることによって安全対策をまず1つしてほしい。それから、歩道というか、実際に浄化槽があそこはあっているのですが、喫煙スペースの手前に。その辺にまで乗っ上げて、現在オーケーですよという判断をして

もらっているはずなのですが、よくよく見ると点字ブロックと重なるのです。安全対策を踏まえて、もうちょっと2輪のマナーアップのためにも、しっかりした案内をつくってほしいということが1つ。

それから、ガレージタイプなんというのも下仁田の道の駅ではありますし、小鹿野ではヘルメットボックスなんというロッカーを置いてくれているところもあって、2輪へのサービスというのがちょっとずつよくなっているのですが、まだ芦ヶ久保では何もできていない状況なので、屋根だけはぜひ欲しいのですが、いつもと同じ答弁で、検討しますから始まって、要望を強く出すように考えますと、いつも同じで進まないですね。今までに屋根の要望って出したことありますか。これは3点目の質問。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、1点目としまして案内が不十分のようでございますので、この点はよく現地を確認しまして、危なくない場所になるべく集中してとめてもらうような、そういう周知を図りたいと考えます。

また、他の道の駅でガレージを設けたり、ヘルメットのロッカーを設けたりということで対応されているようですので、そういう対応の仕方も参考にしながら、何かよりよい方策があるかどうかを探っていきたいと思えます。

それから、屋根の要望を今までしたことがあるかどうかということでございますが、調べる範囲では要望したことがございませんので、これを県のほうにこれから強く要望してまいりたいと考えます。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 答弁者のほうにはなかったのですが、私のほうから補足をさせていただきます。

まず、そもそも論として2輪利用の方を道の駅としてどう考えるか。これは大切なお客様です。したがって、2輪利用の方々に道の駅をよく利用していただく。そして、満足していただくということは、道の駅としては大変大事だなというふうに認識しています。そういう中で、きょう新井議員からいただいたご提言は、大変貴重だというふうに思っています。県に要望しなければいけないことは要望するにしても、道の駅として例えば動線をどうあるべきかだとかあるいはガレージ等の設置が何かできないかだとか、屋根だったりというところは、道の駅として課題と認識して検討していきたいというふうに考えています。

私からは以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご検討いただけるということで、大変ありがとうございます。2輪のユーザーはお金持っていないので、余り買い物はできないかもしれないのですが、その後家族で来るとかということも考えられますので、捨てないでいただきたいと思えます。

それから、済みません。ちょっと私言葉が足りなかったのですが、ガレージタイプをつくっているところ

ろもありますし、ヘルメットボックスを入れているところもありますが、普通に見て過剰設備だと私思っています。そこまで要らないのです。屋根があれば荷物の入れかえができるので、ごくごく単純に走行するための最低の設備があれば大変ありがたいということですので、要望になりますが、ご検討よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 了解いたしました。では、ガレージのところは抜きまして、シンプルに要望に応えられるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。今度、一緒に行って見たらどうですか。

以上で6番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原みさ子です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きく分けて2点の質問をさせていただきます。1点目は、健康寿命を延ばす町の取り組みについてお伺ひします。厚生労働省が2017年に発表したデータによると、日本人の平均寿命は男性が80.75歳、女性が86.99歳であり、日本は世界でも屈指の長寿国と言えます。長生きできることは喜ばしいことですが、現実には誰もが健康に最期のときを迎えることはできず、身体機能や認知機能の低下によって日常生活に支障を来すなど、何らかの病気で闘病生活を送る人も少なくありません。

そこで、推進されているのが健康寿命をできるだけ長く維持することです。健康寿命とは、厚労省の健康日本21の推進に関する参考資料によれば、世界保健機構が2000年に提唱した概念であり、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されています。厚生労働省が発表した平成27年度の都道府県別の健康寿命ランキングでは、埼玉県は男性が73.10歳で2位、女性が74.67歳で29位となっています。日本人の平均寿命は男性が80.75歳、女性が86.99歳となっており、健康寿命と平均寿命の間にはおよそ10年程度の期間の差があります。その期間の差には、介護が必要としている状態があると考えられています。すなわち健康寿命と平均寿命との差が拡大すると、医療費や介護給付費用を消費する期間が長く増大することにもつながります。

健康寿命を延ばすためには、適度な運動、適度な食生活、禁煙、健診等の受診による生活習慣病予防や健康増進の取り組みが推奨されています。また、笑いの効果やどきどきする脳への働きも健康寿命を延ばすとのことです。横瀬町においては、本年3月に高齢者福祉計画・介護保険事業計画が策定されました。前計画からの基本理念である「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」を掲げ、平成37年までの

中長期的な視野に立って、地域人材や社会資源を生かして地域の将来を踏まえた普遍的な目標と定められています。

その中で基本目標の1、健康で生き生きと暮らすためにあります。町民の意識調査に示された健康へのニーズをどのように施策に生かしていくのか。また、今後高齢者の生活を充実させていくための取り組みはどのように進めていくのかお伺いします。

2点目の質問は、さきに質問した健康寿命を延ばすための施策として、公園や旧役場跡地やコミュニティー広場に健康遊具の設置はできないか伺います。最初に、町指定の公園やコミュニティー広場、旧役場跡地の活用状況をお伺いします。

次に、健康遊具の設置についてお伺いします。健康遊具とは、健康の維持や体力の向上のための大人の健康遊具で、さまざまな種類の遊具があります。主にシニア向けの遊具としてニーズが高まっており、国土交通省によると、平成25年には全国で2万6,362台設置されていて、その15年前と比較して4.6倍にもなったとのことです。健康遊具は、健康維持や体力向上での活用面でもありますが、そのほか高齢者の散歩や遊具がある場所でのさまざまな人との交流ができるなど、設置することによるメリットは多くあると思われれます。地方自治体で採用している事例も多く、寄居町や上里町なども設置されています。今後、現在町として指定されている公園、コミュニティー広場、そして以前に質問いたしました旧役場跡地などに設置を検討されていくかお伺いします。

以上、壇上からの質問を終了します。

○小泉初男議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、健康寿命の延伸について、町の取り組みはに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから要旨明細の1、健康寿命の延伸について、現状と今後の施策について答弁をいたします。

横瀬町では人口の減少とともに高齢化が進み、高齢者のひとり暮らし世帯もふえております。住みなれた地域で安心して生活を送るための事業、これらを推進しております。そして、健康寿命の延伸は、第5次総合振興計画の後期基本計画にも盛り込まれておりまして、重点課題と捕らえております。健康づくり課においてさまざまな取り組みをしております。そうした取り組みの中で、まず健康意識を高めていただく事業として、わくわくポイント事業、それからコバトン健康マイレージ事業を昨年度から実施しております。そのほかでは、ウォーキング教室やヘルシー講座を実施し、適度な運動の推進や食生活の改善など、生活習慣病予防の取り組みも行っております。

ご指摘の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中の健康で生き生きと暮らすための施策についてであります。この部分は、介護・福祉施策の推進についての章でありまして、ここでは若年期からの健康づくりや介護予防の意識の向上、介護予防教室等への参加の促進が重要とされております。一般介護予防事業としての体操教室やお達者教室などを実施しておりますが、今後も介護予防を促進するとともに、地域包括ケアシステムの拠点であります地域包括支援センターを中心に、自立した生活の継続を支援していきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

横瀬町としては、本当にすばらしい施策が実行されているということは、いろんな方から聞いております。その上で、埼玉県知事が公明党が質問した答弁に答えておるところがあります。埼玉県では、上田知事が進めてきた健康長寿埼玉プロジェクトが8年目に入りました。その目標の1つは、健康寿命の延伸ですということで、この健康寿命を延ばすための取り組みについてということで、健康長寿埼玉プロジェクトでは、県民の健康寿命の延伸と医療費の抑制を目指して、平成24年から7市でモデル事業に取り組んでまいりました。モデル事業のうち、毎日1万歩運動と筋力アップトレーニング、参加者の身体状況の改善と医療費の抑制効果があることがわかりましたということです。この成果を踏まえて、健康長寿埼玉モデルを構築し、平成27年からは県内20の市と町で健康長寿埼玉モデルに取り組んでいただいているところでございます。このようにいろんなところでこのプロジェクトをやっておりまして、横瀬町でもマイレージをやっておりますけれども、コバトンマイレージはどれぐらいの参加者がいるのかお聞きしたいのと。

あと、今回公明新聞の中に、この健康長寿を延ばすための施策ということでフレイル予防を進めようという、そういう私も聞きなれない言葉だったのですけれども、これは厚生労働省が2018年にフレイル対策事業本格始動という、このことに関して女性局で勉強会を持って、これを立ち上げた東京大学高齢社会総合研究機構の飯島勝矢教授という方からのフレイル予防についてということでありました。このフレイルという言葉の意味は、体がストレスに弱くなっている状態のことを示しますが、早く介入すれば、もとに戻る可能性があります。高齢者のフレイルは生活の質を落とすだけでなく、さまざまな合併症も引き起こす危険性があります。フレイルの基準やフレイル状態になるとどのようなことが起こるかということで、このフレイルというのは、加齢に伴って心身の機能が低下し、要介護になるおそれが高い状態のことを示し、英語で虚弱を意味しております。フレイルは要介護になる一歩手前、健康な状態から要介護になるまでの間の状態とも言えます。このフレイルは可逆性があり、適切な対応をとれば、さまざまな機能を回復できる状態であるとしていますということで、このフレイルという言葉の講演をさまざまな地域で行い始めてまいりました。

私もまだまだこのフレイル予防ということに関して勉強不足なのですけれども、この言葉の意味をまたこの横瀬町としても進めていって、これは全般的なことで、本当に筋力が衰える身体的フレイルや、鬱や認知機能が低下する心理的・認知的フレイル、独居や経済的困窮、孤食による社会的フレイルというさまざまなものがあります。こういうことを勉強していきながら、いろんな面に対して健康寿命を延ばしていけるということが、この教授によって示されております。まだまだ私も勉強不足なので、これから町としても取り組んでいけるかどうか、再度お伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えいたします。

まず、県のマイレージの参加者でございますが、手元に資料を持ってきておりません。申しわけございませんが、昨年度から始めておりまして、歩数計、それからスマホでの参加等々合わせまして200人を超えているのかなという状況であります。

それから、次のフレイルのことでありますけれども、私もいろいろな会議や研修会等で耳にする言葉であります。筋力が衰えていく過程のことだというふうには私は認識しておりますが、その勉強会や講演会、こういったものは保健師等も協議をしながら検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。いいですか。

ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、健康遊具の設置についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 宮原議員の質問事項2のうち、要旨明細(1)、コミュニティー広場につきまして答弁いたします。

町内には、全部で7カ所のコミュニティー広場があります。それぞれが地域住民による行事やイベント、子供たちの遊び場あるいは災害時における避難場所となるなど多目的に利用されています。現在、滑り台、ブランコ、鉄棒などのいわゆる子供用遊具はコミュニティー広場に設置しておりますが、ご質問の健康器具につきましては設置しておりません。町内には、ウォーターパークに何台か設置しております。これら子供用遊具につきましては、安全面への配慮から、職員が定期的に点検し、年に1回は専門業者にも点検していただいております。今後、宮原議員ご質問の健康遊具ばかりでなく、例えばベンチやテーブルといったものを設置することは、コミュニティー広場があらゆる年代の人たちが交流できる場として、より一層利用を促すためにも大切なことであると考えております。

以上です。

○小泉初男議長 教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 要旨明細1、(1)の旧役場跡地の活用状況について答弁させていただきます。

旧役場跡地の管理につきましては、平成28年6月に予算を組み替えまして、まち経営課から町民会館に移行しております。旧役場跡地の施設は、町民会館駐車場31台分、うららかよこぜミュージックガーデンがございます。平成29年度の利用状況ですが、駐車場につきましては、日常的な利用以外に事業の実施に当たり必要としたものでは、ホテルかがり火まつり、ヨコゼ音楽祭、彼岸花まつり、よこぜまつり、町民文化祭等10回ほどございました。うららかよこぜミュージックガーデンの利用につきましては、労働組合が実施するイベントが1回ございました。

以上でございます。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから、(2)の健康遊具の設置についての取り組みについて答弁いたします。

要旨明細1でもご説明したように、町では町民の健康保持増進のため、いろんな事業をしておりますが、ご質問のように各地で健康づくりや老化防止のための整備が進められております健康遊具であります。まち経営課長の説明にもありましたように、当町にはウォーターパーク・シラヤマ内に設置をされております。また、近隣ですと皆野町の運動公園、み～な公園にも設置をされているようであります。健康遊具には、気軽に利用してふだん使わない筋力、これをストレッチをしたり体のつぼを刺激するなど、主に健康の維持に効果が期待できるものであるようであります。

ただ、健康遊具を設置した場合には、利用者の安全を確保しなければならない部分もあります。そういった安全点検などの管理についても考慮する必要があるかと思っております。現在、ウォーターパーク・シラヤマでの利用状況等確認をしたいと思っておりますが、先ほどの答弁のとおり公園の設置管理については、それぞれの課でありますので、今後公園内の遊具の新設や改修等がある場合には、健康遊具も選択肢の中に加えていただくよう要望したいと考えております。

以上であります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 答弁ありがとうございました。

この健康遊具の設置に関しては、根古屋地域の長寿会のメンバーの方から、横瀬小学校にある体育館は夜しか使用できないし、あそこまで年配の方が行ってやるのは大変ということを知り、ここにそういうのがあるといいねというお話を聞いたところから始まりまして、いろんなそういう高齢の方にお話を聞いてみますと、そういうのがあれば、自然と散歩に出られるし、話もできるし、お誘いしながら行けるしという、そういうことも聞きましたので、いろんな安全上の面もあるとは思いますが、これから健康長寿につなげていく町のためにも、1基健康遊具をつけることは高額で予算もかかりますけれども、ぜひ進めていってもらえればと思います。

そこで、コミュニティも旧役場跡も皆それぞれ課が違うということで、本当にこれをまとめていくのはまた大変なことになると思っておりますので、町長がどのように考えているのかお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

健康寿命を延ばすというのは大変大事な話であります。これは埼玉県もそういう問題意識を持っていますが、横瀬町も同じであります。健康でいていただくためには、コバトンマイレージだったりあるいはウォーキング促進だったりというのももちろんなのですが、もう一つ大事だなと思うのは、やっぱりコミュニティをつくっていくという部分、コミュニケーションをふやしていくという部分です。なので、そこで高齢者サロンであったり、あるいはことし健康づくり課で手がけていますアクティブシニアの活動で高齢者の社会参加を促していくみたいな、そういう活動も大事であります。それらを含めて総合的に体の健

康、それから心の健康、それからストレスが発散できたりという状況を、高齢者の方々につくっていただけるような政策を進めていきたいというふうに思います。そういう中で、健康遊具というのも一つの切り口にはなろうかなというふうに思います。

横瀬町の場合にはどうしても、都市部でよくある都市公園なんかですと、健康遊具を1つつくると、それなりの周辺人口がいて使っていただけるということになるので、横瀬町の密度では若干きついところはあるのですけれども、ただ年配の方に出していただきやすい場所をつくるとか、それから散歩に行きやすいとか思っていたらいいような環境づくりは、しっかり進めていきたいというふうに思います。選択肢の一つとしては考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。いいですか。

ないようですので、4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問に移らせていただきます。質問は、大枠で2つでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。1つ目の質問は、子育て支援課と教育委員会事務局との連携についてです。児童福祉や青少年健全育成など子供に関連する施策は、基本的には国の省庁に応じた形で担当が分かれておりますが、内容によっては両課をまたぐものが多いかと思えます。また、少子化や発達障がい児への一貫した支援などの多様な子育て支援のニーズへの対応も両課の連携が必要となります。今、求められている包括的な支援をするためにも、やはり連携は必須なことであります。そのような中、当町子育て支援課と教育委員会事務局ではどのような連携をとっているか、具体的にお伺いします。

また、今後必要と思われる連携はどのようなものがあるのか、連携する上での課題は何か、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

続きまして、2つ目の質問ですが、町民グラウンドについてです。人工芝グラウンドの照明ですが、以前定例会にてほかの議員の質問にもございましたが、少し暗いように感じます。使用する方々の安全のためにも、もう少し明るくするまたは向きを調整するなどできないものでしょうか。当時の設置背景を知っておりますので、住民配慮の観点から実行しづらい状況なのは十分承知しておりますが、ぜひ実行していただきたく存じます。

また、上グラウンドですが、排水設備の改善要望が出ているかと存じますが、そちらのほうはいかがでしょうか。上グラウンドに関しましてもぜひ実行していただきたく存じます。

質問は以上です。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

平成30年第2回横瀬町議会定例会 第2日

平成30年6月14日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、一般質問

1 番 向 井 芳 文 議員

- 1、請願第 1 号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を求める意見書提出の請願の委員長報告、質疑、討論、採決
- 1、報告第 1 号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についての上程、説明、質疑
- 1、議案第 3 5 号 専決処分承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 3 6 号 専決処分承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 3 7 号 専決処分承認を求めることについて（平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 3 8 号 横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 3 9 号 横瀬町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 4 0 号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 4 1 号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 4 2 号 平成30年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 4 3 号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 4 4 号 人権擁護委員候補者の推薦についての上程、説明、質疑、採決
- 1、議案第 4 5 号 横瀬町公平委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決
- 1、閉 会

午前10時開議

出席議員（11名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員			

欠席議員（1名）

12番 若林清平 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	浅見雅子	子育て支援課長
小泉明彦	健康づくり課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大野洋	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉智 事務局長 平匡史 書記

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

本日は、12番、若林清平議員から欠席の通告がございました。ただいま11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。



◎一般質問

○小泉初男議長 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

前日に引き続き、1番、向井芳文議員の一般質問中です。会議を続行いたします。

1番、向井芳文議員の質問1、子育て支援課と教育委員会（事務局）との連携についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項1、要旨明細1から4について答弁させていただきます。

教育委員会事務局、子育て支援課、関係機関等で連携し実施している事業は、幼児教育研究会、要保護児童対策地域協議会、埼玉県家庭教育アドバイザーの活用などがあります。幼児教育研究会は、スムーズな小学校生活への移行のため、教育委員会、小学校、保育所、幼稚園、児童館、子育て支援課保健師等で年3回開催し、個人情報に十分留意し、情報共有し、必要な場合は支援につなげております。要保護児童地域対策協議会は、民生委員・児童委員協議会や熊谷児童相談所、秩父福祉事務所等の県機関とも連携し、児童の虐待予防に努めております。埼玉県家庭教育アドバイザーの活用につきましては、講師派遣依頼等は教育委員会で行い、事業は子育て支援課の親子教室や児童館の講座で行うなど連携し、事業実施しております。

横瀬町は小さな自治体なので、連携を図るのに特に支障は感じておりません。今後も教育委員会事務局、子育て支援課、関係機関等で協力連携し、子育てに対する不安や負担感が軽減できるよう事業実施し、住民サービスの向上に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。

何点かあるのですが、まずいろんな事例が発生すると思うのですが、例えば子育て支援課に発達のことで相談があって、不登校やいじめの内容が伴った場合のまず対処をどうされるか。

それから、もう一つが同じような事例なのですが、子育て相談をし続けてきた親御さんがいらっしゃって、子供が小学生になり、学校のことを相談された場合、または学校のことに伴って非行のなどを相談された場合、管轄がまたぐと思うのですが、この場合の対処。

それから、また発達障がいを持っているお子様の学校の勉強に関する相談を受けた場合、この3点に関して具体的に急にとということなのですが、どのような対処でされるかということがまず1点と。

あと、保育所における家庭教育の取り組みというのがされているのは、私も存じ上げているのですが、それは先生の判断でやられているのか、それとも所轄である子育て支援課からのそういった指示があるのか。保育所というものの自体に家庭教育というものが求められているのは事実ですが、そもそもの保育所というところ、今保育所のきのうの民営化の議論がありますけれども、求められているかというのは、またいろんな議論があると思うのですが、今の時代、私は最重要なことだと思っております。そういった家庭教育に関する部分、家庭教育となると、どうしても教育委員会の管轄になる場合が多いのですが、子育て支援課の所轄の保育所に家庭教育の取り組みをしていくようにみたいな指示というか、そういうものがあるのかどうかということ。

それから、これは大きな自治体なので、またちょっと勝手に違ってくるのですが、京都府の舞鶴なんかでは、少子化や核家族化が進んで子育てに対する負担や悩みが広がる中、子供を安心して産み育てられる環境づくりを目指して、教育委員会と福祉部局にまたがる児童福祉、教育関連の業務を一体的に取り組むため、平成15年度に教育委員会に子育て支援課を新設したという事例がございます。この子育て支援課の新設に伴って、それまで福祉部局で対応していた家庭児童相談、教育委員会で対応していた教育相談、そして少年補導センターで対応していた非行問題等の相談窓口を一元化し、市民にわかりやすく子供のことは何でも相談できる相談窓口として子ども総合相談センター、同じ平成15年度に開設しております。

ただ、所轄の部局は教育委員会でございます。これは規模が全然違うので、その辺の事情というのは細かく違ってくるとは思うのですが、この町において両課でまたがるような役職とかというのは無理だとは思いますが、窓口一本化という意味で、先ほどの再質問の最初につながるのですが、またぐことが多いと思うのですが、そういったときに全て子育て支援課のほうの窓口で対応しているのかどうか。これは済みません。最初の質問とかぶるので、それと同時に答えいただければということなのですが、例えば子育て支援課でこうですよ。あと教育委員会のほうで聞いてもらえますかとかということになってしまっているのか、それともこちらで確認してということで教育委員会に確認をとって、その上でまた子育て支援課の窓口で対応、その内容に関してできていくかどうかということをまずお願いします。

それから、文部科学省のホームページを見ても、子ども・子育て支援新制度を総括している内閣府のホームページを見ても、課をまたいだ連携というのは求められております。そういった中で、これは今後の一般質問とは思っている部分ですが、以前に一般質問させていただいた会議、課をまたいでいるまたはいろんなところをまたいでいる会議を統合して議論を進めていくというものを、過去にさせていただいてありますが、現段階で子育て支援に関する教育委員会、子育て支援課をまたいでいる会議に関しての統合

して、一本化とは言わず、できる限りシャープにして内容の議論を充実させていくということに関して、現時点で動きがあるか、それともまだ特にそこに関しては動く予定はないかどうかというところをお願いします。済みません。ちょっと数が多いのですが、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

まず、1番目の質問の子供さんへのかかわり、発達に関する事、不登校に関する事、あとは学校の就学に関する事につきましては、子育て支援課のほうで支援が必要な子供さんについては保健師を中心に幼児、小さいうちからかかわっております。いろいろな小学校へ就学するときですとか、障がいがあるという場合につきましては、障がいがあるお子さんについては健康づくり課、就学等に関しましては教育委員会と十分に情報共有をさせていただきまして、その子にとってどういうことが一番いいのか協議をさせていただきながら、お母さんのほうにいろいろ情報提供したりしながら支援に努めております。

保育所の行っている家庭教育の関係なのですが、特に子育て支援課のほうでこういうことを家庭教育についてしなさいということではなくて、従来から保育所は保育所としてお母さん方にいろいろなアドバイス等を行っております。また、家庭教育につきましては、今後も教育委員会と連携しながら、またいい事業が実施できるように連携していきたいと考えております。

京都府の舞鶴市の子どもセンターの関係で、窓口を一本化ということなのですが、こちらにつきましても先ほども答弁させていただいたのですが、横瀬町につきましては小さな自治体ですので、特に課に壁があるということではなく、必要なことがあれば、情報共有しながらいろいろな事業実施に努めております。特に支障は感じておりません。

課をまたいだいろいろな会議の連携の関係なのですが、それぞれに目的が違ってございまして、それを統合というのがなかなか難しい状況にあります。教育委員会なんかでも幾らか書面決議だとか、やり方を工夫している部分もあります。また、今後につきましてもどういった方向がいいのか、またいろいろ協議しながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 まず、大変私横瀬町は連携ができていると、驚いているというよりも、本当にすごいなと思っています。ある意味では、これほど就学の前に保健師さんと指導主事が、横瀬町以外も全部回りますので、そこへ行って園長さんからいろいろな話を聞く。そして、担任の先生から聞いてくる。それで、それをお互いが協議しながら就学支援につなげていくと制度というのは、大変すごいと思います。ですので、まずそれが驚いています。

それと、子供だけの力ではどうにもできない子供たちがいっぱいいます。これらについても大変横の連携をとりながら進んでおります。一つ一つがこうだから、ああだからということではなくて、総合的に子供というのはいろいろな問題が波及するのだと思います。そういうものについては、それぞれが、今答弁

しましたように本当にいろんな横がとれていて、それがいい意味で前へ前へ進んでいるのかなと。そして、外部の例えば警察まで含めますので、そういうところまでちゃんとやっていますので、そういう面が進んでいますので、そういう意味では連携とれているのではないかというふうについていつも思っているところがございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

私も横瀬町は、本当に連携とれているなというのは感じている中での今回の一応質問にはなっているのですが、1点、先ほどの会議統合の部分、これは今後にまたというところなのですが、過去の質問からの後の経緯にもあったのですが、紙面総会等ということで、そのご配慮ということになっているのですが、私はそのときに紙面総会は私が求めたものの真逆でして、負担軽減ではなく、内容充実を基本的にはお願いをしたいということなので、それを再度お願いしたいという部分と、目的がそれぞれ違うと。それぞれの目的はあるのですが、その目的の先にある求めているゴールは、多分一緒だと私は思っております。

そういった中で、一緒に会議をすることでそれぞれの目的をそれぞれ全員で共有をして、それを掛け合わせて最後のゴールにたどり着くというのが私の求めているところですので、そのあたりも含めて今後再度というか、ご検討をいただければなと思いますが、いかがでしょうか。済みません。ちょっとしつこくなっておりますが。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

会議等の統合につきまして、確かに最終的なゴールというのは1つで、子供さんたちにとっていろいろな施策をしていきたい。ひいては、横瀬町が子育てしやすい町。こちらのほうで所掌していることに関しては、そういう目的があると思うのですがけれども、ただそれを一気にやっしまいますと、とにかく内容が膨大になってしまって、かえって収集がとれなくなって結論が出ないのかなという部分もあります。ただ、議員指摘のことにつきましては、また考えながら進めていければと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから補足をします。

まず、連携の部分に関しては、子育て周りのことに関しては、健康づくり課から子育て支援課を独立させました。連携のケースとしては、子供の育成度合いに従って連携を子育て支援課と教育委員会ですというケースもありますし、それから家庭というくくりで子育て支援課と健康づくり課で連携するというケースもあります。これは、我々横瀬町職場では非常に重要視しているところなのですが、課のためではなく町のために仕事しようということと、それから課を超えたコミュニケーションをとっていい結果を出

そうということを徹底して進めています。幸い横瀬町の場合には、児童の数が1学年、今回の申請時でいくと62人ということで、出産のときからどの子がどういう状況でというのが、ほぼ漏れなくカバーができています。なので、その子が1歳、2歳、3歳になるに従っていっても見守りができていて、小学校に上がるときに一定の情報量を、受け入れ側にもやりとりができていくということかなというふうに理解していて、そこはかなりできているかなというふうに思っていますというのが一つと。

それと、会議のところなのですけれども、向井議員おっしゃるとおり、内容充実をさせるために、不断の見直し努力は必要かと思えます。これはきのうの大野議員の質問にもあったのですが、これでいいというところではなくて、もっと内容が充実できないか、議論を深められないかあるいは無駄を省けないかということは、不断の努力としてやっていきたいと思っています。

一方、似たような会議でも、最終ゴールは一緒なのですけれども、違うプロセスを担っているというケースが結構多いのと、もう一つは構成員が微妙に違ったりします。そうすると、例えばPTAの役員の方は、いつでも会議に出て重複感を感じておられる方がいるかもしれませんが、そうではなくて構成員が全く同じという会議はありませんで、少しずつ違うので、そうすると出てくる意見も会議の議論の内容や空気も変わったりですとか、あるいは少数者の意見を吸い上げるという観点もありまして、なかなかそれががっとう一緒にしてしまうということは、それがすなわち内容充実になるかということ、必ずしもそうならないということかなというふうに理解をしています。それらのバランスの上で、今の会議の数とか、複数会議があるという状況になっているかなというふうに理解しています。当然、これでいいということではありませんので、不断の見直し努力はしていくということなのですが、今の形になっている必然性もあるというところをご理解いただければと思います。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町民グラウンドについてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 質問事項2、要旨明細1についてご答弁させていただきます。

グラウンドの夜間照明につきましては、人工芝照明設備新設工事として平成27年3月に完成し、4月から供用開始をいたしました。開始当初より近隣住民の方より、照明の明かりがまぶしいとのご指摘がございました。住民の方との協議、検討の結果、照明機器の角度調整をすることで、グラウンド周辺に漏れる光を極力抑えることとし、4月下旬に作業を行いました。しかしながら、グラウンド中央付近ではかなり暗い状態となってしまっていたため、利用者からの申し出があり、中央付近を明るくするための照明機器の増設工事を行いました。平成27年12月にこの工事を完成しております。その他、照明機器に集まる虫の問題や農作物への影響等を含めまして、約1年間にわたり周囲の状況等を確認し、周囲の方に理解をいただき現在の状態に至っております。

現在、正式には要望というふうなものも受けていないということでございます。定期的に夜間利用される団体に対しましては、状況を説明し、ご理解をいただいた上で利用していただいていると思っております。現在においては、利用者の方と地域住民の方との双方のバランスがある程度保たれているものと思っ

ております。今のところ、このままの状態での使用をお願いできればと考えているところでございます。

続きまして、要旨明細2につきましてご答弁させていただきます。町民グラウンドにつきましては、昭和48年に完成以来、町民を初めとする多くの皆様に、スポーツを中心とする多目的グラウンドとしてご利用いただいているところでございます。上のグラウンドの排水に関しましては、当初からグラウンド内に排水管を埋設しておりますが、粘土質の土が入っていたことなどにより、降雨後にぬかるんでしまうなどのご指摘をいただいております。完成以来45年近くが経過し、グラウンド内に高いところと低い箇所とかが発生してしまい、雨水の通り道ができるなど、グラウンドの水の引く場所に差ができてしまい、全体的な水はけの悪さにつながっているものと認識をしております。

現在、砂をまいたり、削れた場所をならしたり等の整地作業にて対応しているところでございますが、抜本的に解決するためには、排水管の布設替えや土砂の入れかえ等が考えられると思います。しかしながら、その経費は非常に高額になるものと思われれます。教育委員会では、これから小学校の建てかえなどの事業もあり、グラウンドの状態というのは認識しているところでございますけれども、当面はこのような対処的な整地作業ということで対応していければと考えております。野外施設でございますので、天候等の影響は大変受けやすい施設でございますが、ご理解をいただきながらご利用いただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

まず、照明のことにに関してなのですが、平成29年度9月定例会におきまして浅見裕彦議員の一般質問がございました。それに対しまして現在の議会事務局長の当時の教育委員会次長が、近隣住民の方への配慮から、過度にまぶし過ぎない程度、具体的にはレクリエーションを行う際の照明基準、平均で100ルクスを設定しているとの答弁を初め、浅見議員の徹底した情報収集によるやりとりがなされて、現状利用者、近隣住民、両者からの直接的な苦情はなく、バランスがとれていると考えているが、これでいいとは思っていないと。鋭意検討していくという町長の答弁もございました。先ほど照明増設というのは、それよりも前のことでございまして、そこからたつて、それでもまだ暗いということで浅見議員が一般質問をされたと認識をしております。

照度基準なのですが、一般的なトレーニングであれば、100ルクスで大丈夫というような基準もございましてけれども、高水準のトレーニング、また試合とかになると200ルクスは欲しいと。200ルクスまではいかなかったとしても、もう少し欲しいかなというところではございます。

ここで、1つお聞きしたいのですが、実測値は100ルクスに本当になっているのかどうかということをお願いします。

また、近隣住民の方への配慮というところは、もちろん一番必要なところなのですが、9時までの利用ということでもございますし、そのあたりは時間もたつてきて、だんだんとやりとりをしていく中で、いいのではないのというような意見も出てくるのではないかと。逆にちょっと迷惑なのだよ。やっぱり迷惑だよという意見もあるかもしれないのですが、そういったことを含め、近隣住民の方とのその後のや

りとりみたいなものというのがあるのかどうかという、この2点をまず人工芝のほうではお願いします。

また、グラウンドの排水設備なのですが、町民グラウンド管理運営事業という事業が決算額、平成29年度はまだ決算のところを迎えていないので、最後の全ての資料が整っての決算議会、まだ行われておりません。資料がないのですが、平成28年度が1,234万9,857円。ただ、平成27年度は3,106万8,051円になっております。その差は土地購入費の1,872万1,365円が主なのであるのだと思うのですが、土地購入に関しましては、町が計画的に土地を購入して、先を考えたトータルコストの削減に努めているということなのでしょうけれども、ただ土地を購入していくという先を見るというところで考えると、利便性の向上を先を見て考えるということも必要でございます。ここで土地購入に1,800万円かけるということができれば、私の確認しているところでは、配管の部分、1,000万円ぐらいではないかというお話を聞いております。これは、単年度でそれだけの1,800万円の施設ができるのであれば、同じく単年度で1,000万円の施設をして、先々への投資をするというのも必要なことなのではないかと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

このグラウンドに関しましては、下の人工芝がありますけれども、上のグラウンドも排水がよくなることによって、災害時の対応も、下のグラウンドだけでなく、上でもかなりきくのではないかなと。そういう側面もあるのではないかということも含めてお願いをしたいところですが、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 ご答弁させていただきます。

まず、照明の関係でございますが、実測値というところでは、先ほどの当初計画しました100ルクスという照度は出ておりません。最初のときの測定値かと思いますが、中央付近ではかなり暗い状態だというふうに思っております。

それから、その後住民とのやりとりがあったのかということですが、特にこちらから何か申し出ていくとか、また周辺住民の方から何か教えがあったとかということはございません。

それから、下のグラウンドの排水施設設備関連でございますけれども、まず土地購入につきましては、議員ご指摘のとおりでございますので、購入については適切に対応して、必要に応じて購入していくということだと思いますが、利便性の向上ということで、こちらやはり両輪で整備していくということが必要だというふうには感じております。双方が購入と、また整備というものは両方行っていかなければいけないものとは認識をしております。

また、排水施設の金額についてですけれども、排水施設自体の金額というものを正確に見積もったことはございません。議員ご指摘の1,000万円というふうなお話ございましたが、それがその程度であるかということは確認していないところでございます。ただ、土砂の入れかえにつきましては、検討させていただいた結果、もう少しといいますか、土砂、例えばその場合でいきますと10センチ程度の土砂を入れかえて土壌改良し、残土を処分し、新しく入れるというふうなことをした場合には、面積で言いますと、あそこは全体で1万4,000平米あるということなのですが、そのうち1万3,000平米程度をやった場合でも、直工で6,000万円ぐらいかかるというふうな試算はしているところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ありがとうございます。

まず、照明の関係なのですが、実測値が中心部分は100ルクスないと。一応過去の答弁でも基本的に100ルクスという回答がされております。そして、100ルクスというのはレクリエーションする程度で、最低の基準でございます。真ん中のあたりもそこまでは上げないといけないのではないかなと。やはりグラウンドを貸し出して使ってもらっている以上は、その辺の安全性の最低基準は満たさなければいけないのではないかというふうに思うのですが、そこがまず1点いかがでしょうかということと。

それと、排水管理のほうなのですが、先ほど6,000万円という数字も出てきました。これは実際幾らかかるかというのは、どこまでやるか、そしてそれも見積もらないとわからないところではあると思うのですが、こちらに関しましては補助金等いろいろな形があると思います。町の持ち出しを最小限に抑えてやるという形を考えれば、かなり抑えて、たとえ6,000万円かかるものでも、もっと全然下げられるものだと思います。先々のことを考えると、早いうちにそこは改善をしていただければと思いますが、そのあたりもう一回いかがでしょうかということをお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 答弁させていただきます。

照度が当初計画まで上がっていないということは非常に残念なことでありまして、これはまたできれば計画どおりの照度に上げていきたいというふうに考えているところでございます。しかしながら、経緯等もございますので、これらはやはり施設を利用される方、それから地域住民の方、そしてまた教育委員会というふうなところでやるべきこと、やらなければいけないこと、それぞれの役割があるのかと思います。それらをよくみんなで協議、話し合いながら、いい方向に進められたらというふうに考えております。

それから、グラウンドの整備の関係でございますが、先ほど6,000万円ということでも言わせていただいたのですが、直工の見積もりいただいたわけですが、もちろんこれにいろいろ現場管理費ですとか共通管理費、消費税が入ってきますので、そうすると本当に1億円近い額になるのではないかというふうに想定されるところでございます。ですが、状態ということは認識しておりますので、今後も適宜整備に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○小泉初男議長 以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。



◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第2、請願第1号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を求める意見書提出の請願を議題といたします。

総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

5番、浅見裕彦議員。

〔浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長 おはようございます。

お手元にきのう配付された資料であります。6月11日付総務文教厚生常任委員会審査報告書、これをごらんください。常任委員会報告はしました。その中でこの請願につきましては、別途報告書で報告しますとありますので、その報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定しましたので、会議規則第74条の規定により報告いたします。事件の番号であります。請願第1号、件名、「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を求める意見書の請願です。

審査経過であります。本件は、平成30年3月定例会で本委員会に付託となった案件であります。審議では、参考上必要のあるものについては、執行部の意見を聞くことについて了承を得ました。委員会審査は6月1日に行いました。請願者である全日本年金者組合埼玉県本部秩父支部長の金子寛次様に参考人として出席していただきました。参考人に請願の趣旨を説明していただいた後に質疑応答を行いました。その後、町が把握している情報等について、関係課長からその概要を聞きました。

審査結果であります。以上、委員会での論議を踏まえ、採決いたしました。採決の方法は挙手採決とし、結果であります。挙手多数により、請願第1号「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を求める意見書提出の請願は採択と決定いたしました。

以上です。

○小泉初男議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

それでは、お聞きしたいのですが、今の委員会報告の中で質疑応答を行いましたということがありましたので、どのような質疑応答があったかお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長。

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長 質問は1点でありました。

質問の概要であります。年金問題については、町は議会の中で賛成、反対という課題ではないのではないかとあります。今、年金等については、70歳というふうには決まっています。それから、毎月支給というのは国の基準になっています。これは議論をする簡単なものでないで、政府の動きを見るべきではないかという、こういう点での質問でありました。

参考人からの回答のほうであります。年金の問題は国の政策の問題である。でも、国民の思いを伝えるということで、地方の議会から意見を上げてほしい。それが政策決定の土台ではないか。国民の意に合うような政策をしていただきたいと、こういう回答でありました。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

反対討論からお受けいたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。議長からお許しをいただきましたので、反対の立場から討論させていただきます。

まず、申し上げたいのは、日本全体で今後労働力人口が減ることが明らかでありますので、元気で働きたい方、また働ける方にはもっと働いていただいで稼いでいただきたいと思います。それで、添付されている意見書の案の中には、文言の中で、物価は上昇しているものの、過去3年間の賃金はマイナスになる見通しと出ておりますが、賃金は下がるが年金は下がるなということでは、私たち現役世代の立場で言わせてもらえれば納得できません。

また、請願者の所属団体である全国年金者組合は、現在年金受給をしている方々が主となっている高齢者の生活を守る団体のようなようです。そのような団体が若い人も高齢者も安心できる年金制度と言われても、若い世代を含めた全世代の意見を代表しているとは考えられず、先ほどの委員会での質疑の国民の思いを伝えるということがありましたが、若い世代を含めた全世代の意見を代表しているとは考えられず、若い人を含めた請願とは考えられません。

以上のことから、今回の請願第1号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を求める意見書提出には反対いたします。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 他に反対討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ賛成討論に移ります。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、上程されております請願第1号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を求める意見書提出の請願に賛成の立場で討論させていただきます。

現在の年金制度に対しましては、さまざまな議論があり、見方や立場によっても変わってきます。しかし、年金だけでは生活できず、働かざるを得ない方々がたくさんいらっしゃるの事実です。また、一億総活躍の一環である働き方改革は、働き方の多様性を実現するもので、大変すばらしいものではありませんが、その中には人手不足解消のための高齢者の就業促進が含まれております。働きたい方、働きたくない方いらっしゃるにしまして、これをどう捉えるかは人それぞれではございますが、私は定年後働くか働かないかは個人の自由であり、その判断は誰にも、何事にも左右されるべきでないと思っております。定年まで

精いっぱい頑張ってきたのです。定年後は好きなことをしたいと。40年も頑張ってきたのに、まさにあれから40年でございますけれども、いつまでも働かされる。仕事をしていたほうが健康でいられる場合もあるでしょうけれども、基本的にはいかがなものかと思えます。また、さまざまな事情で働けない方もたくさんいらっしゃいます。

そのような中、今回の請願ですが、安定した生活を送るためには、毎月支給が望ましいですし、先ほど述べさせていただいた理由からも、年金支給開始年齢をこれ以上上げるべきではないと考えます。また、マクロ経済スライドによる年金引き下げは、さまざまな事情がある中、やむを得ない状況はあるでしょうが、慎重にご検討いただきたい。そして、全ての方々が少しでも安心して暮らしていけるよう、全額国庫負担の最低保障年金制度の創設に向けて検討を開始していただきたい。これに関しましては、それをするにより、年金を払わない若者がふえるなどの懸念もありますでしょうが、やはり最低保障は必要であると考えます。その上での検討開始というかなり譲歩したものになっております。

以上の理由から、私は賛成をいたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 9番、若林想一郎でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、これより賛成者として発言をさせていただきます。

年金制度につきましては、さまざまな変革のもとに国民の生活の支えとなっております。その中で安心して暮らせるシステムの構築を強く求めるものでございます。私も年金受給者でございますので、現在年金を受給している方、これから年金を受給する方にとっても、本請願につきましては欠かすことのできないことであると考えます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成者の発言とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第2、請願第1号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を求める意見書提出の請願については、総務文教厚生常任委員会委員長の報告どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○小泉初男議長 起立少数です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○小泉初男議長 日程第3、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてを議題といたし

ます。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29年度有限会社果樹公園あしがくぼ経営状況説明書を作成いたしましたので、別紙のとおり提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 報告理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 報告第1号の細部説明を申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況説明書類を議会に提出することが義務づけられているため、その報告をさせていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして、右ページの平成29年度施設利用者数一覧表をごらんください。この表は、道の駅の各施設の利用者数を、平成28年度と平成29年度それぞれ集計し、比較したものでございます。この表における利用者数のカウント方法ですが、道の駅ではPOSシステムでカウントした数字を利用者数としております。この方法は、買い物の際にレジで精算ボタンを押した回数を利用者数としてカウントするものです。そのため、グループで利用されるお客様でも、1人が代表としてお支払いをする場合は1名としてカウントされますが、1人のお客様でも、道の駅の中で買い物をするたびカウントがふえていくという方法です。そのため、この表に記載した人数と実際の来場者数とは、必ずしも一致するものでないことをご理解願います。

この表からは、道の駅全体の利用者が右下の欄にありますが、平成29年度49万6,069人を記録し、前年度に比べ5.2%、2万4,518人増加したことがわかります。施設別に見ましても、全ての施設で利用者がふえています。中でも人数が最も大きくふえたのは直売所で、前年度比1万472人、次に食堂では6,103人の利用者がふえております。これら全体的に利用者がふえた要因の一つとしましては、氷柱来訪者が前年度比64%増の10万人を超えたということが影響しているものと考えられます。

続きまして、次のページは平成29年度の主な行事概要でございます。記載のとおりでございます。

続きまして、次ページから決算報告書となります。さらに1枚おめくりください。貸借対照表でございます。資産合計1億3,042万8,120円に対し純資産合計は9,381万1,881円ですので、自己資本比率が71.9%となり、財務状況の良好さを示しております。

続きまして、右ページの損益計算書でございます。概要を説明します。平成29年度の純売上高は2億842万444円で、昨年度に比べ658万886円増額となりました。参考までに、地元農家の方々などから委託を受け、直売所で販売した商品の売り上げを含めた総売上額につきましては、この表の右下の欄外に記載してあり

ますように4億907万34円で、昨年度に比べ112万8,180円の増額となりました。純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は1億5,591万720円で、この金額は昨年度に比べ約283万円増額となりましたが、その下の販売費及び一般管理費が1億4,464万6,793円となり、昨年度と比べ約1,000万円増額したことから、この費用を差し引いた営業利益は1,126万3,927円となり、昨年度に比べ約710万円減額となりました。この営業利益に営業外収益を加え、法人税等の税金の支払いを行った後の当期純利益につきましては898万5,965円となり、昨年度よりも493万8,836円の減額となりました。

続きまして、さらに1枚おめくりいただき、株主資本等変動計算書をごらんください。まず、資本金につきましては、今期中の変動がなかったことにより、期首、期末ともに500万円でございます。その右の利益剰余金は、利益準備金と別途積立金、繰越利益剰余金の3つを合計したものでございます。株主資本は、資本金と利益剰余金とを合算したものであり、有限会社果樹公園あしがくぼの場合は、この株主資本と純資産の部とは一致することになります。

この表の左、下から3段目の当期純損益金は、1つ前のページの右下にあります当期純利益のことでございまして、その金額は898万5,960円とこの欄に記載をしております。積立金1,200万円と配当金100万円を差し引き、期首残高を加えた繰越利益剰余金の合計は1,156万1,881円となります。これにより、株主資本は798万5,965円増加しまして9,381万1,881円となりました。

以上のとおり、有限会社果樹公園あしがくぼからは、健全な経営状況で推移している旨の報告を受けておりますことをご報告申し上げ、報告第1号の細部説明といたします。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

決算書、報告書とかの決算内容のことではないのですが、道の駅の現場での販売状況で、今一般的に万引きということがかなり小売業の中では問題になっているかと思うのですけれども、そういった万引きに対する幾らぐらいあるかとか、そういった万引きに対して今現状どんな認識でいるのか、その辺をお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

万引きの状況につきましては、店の中に監視カメラを用意しておりますが、その被害状況等の把握の報告は受けておりません。後刻報告をさせていただくことができるかもしれませんが、調べてみます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 では、後ほどで、急ぎではないので教えてください。

そうしますと、万引きで盗まれてしまった商品、代金というのは、道の駅が負担するのか、出品者が負担するのか、折半するのか、その辺の契約状況みたいなのがあれば教えてください。もし出品者の責任に

全てなるという、それほど売れていないものとする、それが万引きされてしまうことによって、その出品している人たちの利益というのが全くなってしまうかと思えますので、その辺の手当てと言ったらおかしいのですが、配慮というか、その辺があれば教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 済みません。大変失礼しました。では、私のほうからお答えします。

万引きについてなのですけれども、道の駅の状況でいきますと、比較的少ないと思っています。それはなぜかという、1つは売り場面積が余り広くなくて、監視カメラがあるということと、それから複数の従業員が基本的には目視できるレベルが多いということが1つと。もう一つが、高額商品が少ないです。したがって、万引きが大きな問題になったということは今のところなくて、私が社長になってから、それについては1件、特定の商品で万引きされたのかどうか、仕入れの数が認識違いだったのかというのが1件問題になったことがあります。そのくらいでして、トータルとしては万引きが大きな経営課題になったということは今までございません。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 道の駅の支配人の登用についてお伺いしたいと思います。

現在、支配人は役場の経験者が就任しておりますが、地元で採用された人を支配人として登用する方向はないのか伺いたいと思います。当該施設の道の駅につきましては、年々すばらしい業績をおさめておりますので、そろそろ地元の人を支配人として登用しまして、従事者のモチベーションを上げていただくとともに、業績アップを図っていただければと思うところでございます。ということで、支配人の登用についての方向性をお伺いしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 私のほうから回答申し上げます。

支配人につきましては、基本的には支配人に期待する役割、機能があります。それを果たしていただける方ということを考えておりまして、たまたまとは申し上げませんが、今は役場の経験者なわけですけれども、そこに限定するという考えはございません。そして、支配人になり得ることが従業員の励みになるということもそのとおりだろうと思います。その辺含めて、先々はそこは余り縛りはなく、自分としては柔軟に考えていきたいというふうに考えています。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、お伺いします。

販管費の1,000万円アップの理由と、あと従業員数、正社員、パートの数を教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

販売費及び一般管理費が約1,000万円ふえたことにつきましては、一番大きなところは人件費の伸びでございます。この中では育児休業をとっていた職員の方が復帰しまして、その給料の増額分がありますが、そのほかにも最低賃金の基準が上がりましたので、そういうところで総体的に金額が上がっております。その金額、人件費だけで737万円という増額でございます。そのほかには施設管理費が前年比188万円伸びておりますが、これにつきましては施設の老朽化等で一つ大きな金額を占めたのが、浄化槽の膜ろ過方式というところのそこに不都合がございまして、くみ取りの回数がふえてしまったということが要因だと考えております。そのほかには水道光熱費が上がりましたが、こちらは利用者がふえたことに伴うものだと考えております。

それから、従業員の人数でございますが、申しわけありません。今、手元に資料がございませんので、後刻お答えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、人件費の合計というのはわかるのでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答えいたします。

人件費といたしまして、給料、手当、賞与、臨時雇い人費、法定福利費、厚生費を含めまして、全部で7,975万円余りでございます。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 販管費のところ、少しつけ足しをさせていただきます。

まず、人件費の考え方なのですが、道の駅は順調に来ていると思っているのですが、幾つか経営課題があって、大きい課題が人材の確保というところなんです。どうしてもこの業界、これから先人材を確保するために、働きやすい職場だったり、適正給与水準というのは必要になります。正職の給与水準もそうですし、パートの皆さんの頑張り等もあって今の状況になっているのですが、そこはこれから少し厚目に考えていかないといけないかなという問題意識を持っています。

それと、販管費のところは、こういう言い方が適切かどうか。道の駅は第三セクターであり、横瀬町の地域活性化のためにやっている施設ですので、一般の事業法人とは多分利益の追求する度合いというのは違っていいかなとは思っています。もちろん赤字になるのはだめなのですが、そういう中で例えば今回POSの入れかえ等もして、先行的にできるものもやっております。そういう結果でのこの数字ということでご理解いただければと思います。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、カフェもありましたし、人が必要だという場所が新しくふえたのかという問題。人件費だけで1割は上がっておりますので、何かその理由が、売り場がふえたとかいろいろな理由があるのか教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 ご質問にお答えしたいところですが、こちらにつきましても申しわけございません。後刻報告をさせていただきます。

○小泉初男議長 よろしいですか。

○7番 内藤純夫議員 はい、結構です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 何点かお願いします。

1つは、施設利用者の一覧表の中で特に特異的な数字というのがあったのが、10月の食事のみの体験交流なのです。これは直売所、食堂、それから体験交流等含めて、カフェも含めて、ほかはみんなマイナスなのだけれども、この食事のみのところがプラス1,090人ということになっています。この辺がどういう影響なのかというふうなのももしわかっていたら、そのところをよろしくお願いします。

それから、2番目ですが、主な行事概要ということであります。いろんな行事がこういうふうに取り組まれていて、道の駅、いろいろやっているなというふうに思います。1点、あしがくぼの8月12日、納涼祭なのですが、これはアスガキボウ委員会で納涼祭、何年かぶりにやったところだったのです。これはどうかというと、ほかと違うところは、例えばお茶祭りであるとか、あるいはそば祭りであるとか、会場を使っているよというふうな形になっていたと思うのですが、あしがくぼの納涼祭については営業の邪魔にならないようにということで、6時以降に店を開いてくださいと、こういうふうな点だったのです。地元でみんなそれぞれやっている中で、もうちょっと融通きかせるというか、みんなで盛り上げていく、そういうところがあってもいいのではないかというふうに思いますので、その点での認識というのがあれば示していただければというふうに思います。

それから、先ほど内藤さんのほうから一般管理費等のふえた理由等について聞かれましたので、バーベキューが今年度大分よく上がってきて、売り上げ等でも昨年度比から比べると184万円ぐらいプラスになったと思います。売り上げの関係での仕入れ等がありますが、実際にプラス・マイナスだけではなくて、かかる経費等もあると思うのです。そこら辺がどの程度バーベキュー等については経費がかかるのかという点が3つ目です。

それから、今年度株主配当ということで、ことは2割配当になったというふうに思います。昨年まで1割配当ということだったのが、今年度2割配当になったのがどういうことなのかという点です。

それと、もう一点は最後になりますが、役員がかわったということで、一番最後のページ、報告はなかったのですが、役員改正の時期というのはどういう時期で、人が例えばJAだということ、組合長かわるとこういうふうに変わるのですよというか、あるいはそれぞれの役員がかわったとき、代表がかわると、承

認を求めて代表が変わるのかという点について説明をお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答えします。

まず、利用者一覧の10月の動きなのですけれども、昨年10月はほぼ週末全部雨だった月でして、前年比一番売り上げが落ち込んだ月です。そういう中で食事のみというところが、数字的にほかがなくなって際立った部分があるのかなという気はします。済みません。これは食事がふえたところの検証というのは、それだけではないかもしれませんが、特定の団体とかがあったのかもしれませんが、思いつく要因としてはそんなところかなというふうに思います。これは1つ目です。

2つ目で、あしかくぼの納涼祭、8月12日のイベントですが、大変いいイベントだったと思っています。道の駅は地域に貢献する施設でありたいと思っていますので、そういった協力は積極的にこれからもしていきたいと思っています。

それと、バーベキューの経費なのですが、部門別で今正確な数字がないのですけれども、基本的にバーベキューは予約を受けて、予約された食材、それから予約されたときにシルバーの方を頼みます。食材のコストと、それからシルバーのコストがかかるのですが、基本的には予約ベースでやっていますので、ほとんどロスはないと思います。なので、少なくとも経費が上回っているという状況にはありません。

それと、株主の配当は、平成29年度に既に2割配当にしています。ことしはそれと同額の2割ということです。これは道の駅の業績が順調であるということがベースにありますので、そういった形にさせていただいています。

それと、道の駅の役員は構成員としては変わっていませんで、所属団体の長がかわったときに、しかるべき内部手続をとって交代という形にしています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

納涼祭について、地域で非常にやっているのでも協力していきたいということだったのですが、これについてはアスガキボウ委員会のほうで町長のところに申し入れをあるいは支配人のところに申し入れを行って、ぜひやらせてくださいという形で来たと思うのです。ただ、そういうときのための中で、条件としてというふうなのがあったりしたもので、ぜひほかのところと一緒に地域を盛り上げるあるいは道の駅にも貢献していこうではないかということで進めているというふうに理解していますので、昼間からも含めて利用しやすいようにぜひ今後とも協力よろしくお願ひしたいと思ひますので、そこら辺を再度ですが、よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 了解しました。これは地域のためになるということもありますので、一生懸命やっ

きます。前回、8月の相談内容を思い出しますと、問題になったのは1点でして、8月の繁忙期で車が多い時期とのバッティングというのですか、そこをどう整理していくかというところが、主に懸案事項として話し合いになったかというふうに記憶をしています。

道の駅に来ていただけるお客様のサービスが低下してはいけませんので、そこの兼ね合いというのは考える必要があるのですが、その辺うまく調整しながら、できるだけお客様の満足度を高めるということとともに、地域のほうもしっかり向いて仕事をしていきたいというふうに考えています。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 先ほどの役員の取締役と監査のことですけれども、所属の株主さんのというのはわかるのですけれども、ちなみに現職がいつ就任して何年間やったかと。今まで十何年かな、道の駅ができてから。推移がわかれば、後でもいいですから教えていただけたらと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答えをさせていただきますが、こちらにつきましても申しわけありません。わかっているところでは、あしがくぼ果樹組合からこの取締役赤岩時夫様がなっています。それから、観光産業振興協会のほうから町田恒夫様、こちらは当初からの役員でございます。

〔何事か言う人あり〕

○赤岩利行振興課長 では、まとめて後刻報告をさせていただきます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

日程第3、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第4、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要が生じたため、平成30年3月31日付で横瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分

したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

税務会計課長。

〔小泉照雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 議案第35号の説明をさせていただきます。

昨日お配りいたしました横瀬町税条例の改正概要により説明させていただきます。今回の改正は、横瀬町税条例の一部改正を第1条から第5条で改正し、横瀬町税条例の一部を改正する条例の一部改正を第6条で改正するものでございます。

それでは、第1条より概要により説明させていただきます。改正条、改正の概要の順に説明させていただきます。なお、施行期日につきましては、各条ごとに記されておりますので、そちらでご確認いただきたいと思っております。

第20条につきましては、延滞金の額の計算に係る年当たりの割合の基礎となる日数の規定の改正でございます。第48条及び第52条の改定に伴う所要の規定の整備でございます。

第23条につきましては、町民税の納税義務者等に係る規定の改正でございます。法律等の改正に合わせて所要の規定の整備でございます。字句の整備でございます。

第3項につきましては、人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定、第48条第10項から12項までの規定を適用しないことを規定するものでございます。

第24条につきましては、個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正でございます。

第1項につきましては、障がい者、未成年者、寡婦及び寡婦に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円に変更するものでございます。

第2項につきましては、控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更するものでございます。

第2項につきましては、均等割非課税限度額の算定基礎額に10万円を加算するものでございます。

第31条につきましては、法律等の改正に合わせて所要の規定の整備でございます。字句の整備でございます。

第34条の2につきましては、所得控除に係る規定の改正でございます。所得割の基礎控除額に所得要件を創設する規定でございます。前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者について、基礎控除の適用をしないことを規定するものでございます。

第34条の6につきましては、調整控除に係る規定の改正でございます。調整控除額に所得要件を創設する規定でございます。前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者について、所得控除の適用をしないことを規定するものでございます。

第36条の2につきましては、町民税の申告に係る申告要件の規定の改正でございます。

第1項につきましては、年金所得者の配偶者特別控除の申告要件の見直しでございます。

第2項から8項につきましては、法律等の改正に合わせて所要の規定の整備でございます。字句の整備でございます。

第47条の3、続いて47条の5につきましては、法律等の改正に合わせて所要の規定の整備でございます。条文及び字句の整備でございます。

概要の2ページとなります。第48条につきましては、法人の町民税の申告納付に係る規定の改正でございます。

第2項、第3項につきましては、租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについての規定でございます。

第1項第10項から第12項につきましては、資本金1億円を超える内国法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務についての規定でございます。

また、48条全般にわたりまして、法律等の改正に合わせて所要の規定の整備、条文の整備がございます。

第52条につきましては、法人町民税の納期限延長の場合の延滞金に係る規定の改正でございます。申告後に減額更正され、その後さらに増額更正等があった場合の延滞金の計算方法についての規定でございます。

第53条の7、第54条につきましては、法律等の改正に合わせて所要の規定の整備で、条文の整備でございます。

第92条につきましては、製造たばこの区分を新たに創設する規定でございます。法律等の改正に合わせて、新たに製造たばこの区分を規定するものでございます。製造たばこの区分に新たに加熱式たばこを追加するものでございます。

第92条の2につきましては、条例の条ずれによる改正でございます。92条が追加されたことに伴う措置でございます。

第93条の2につきましては、加熱式たばこを製造たばこことみなす場合の規定の新設でございます。加熱式たばこの喫煙用具に、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造たばこことみなす規定を創設するものでございます。

第94条につきましては、たばこ税の課税標準に係る規定の改正でございます。加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする規定でございます。こちらは平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものでございます。詳細については、別記1で後ほど説明させていただきます。

第95条につきましては、たばこ税の税率に係る規定の改正でございます。たばこ税の税率を1,000本につき5,262円から5,692円に変更するものでございます。こちらは平成30年10月1日から3段階で引き上げを行うものでございます。こちらも詳細は別記2で説明させていただきます。

第96条につきましては、条例の条ずれによる改正でございます。第92条の条ずれに伴う措置でございます。

第98条につきましては、条例の改正にあわせて所要の規定の整備、条文の整備でございます。

附則第3条の2、附則第4条につきましては、第48条及び52条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

附則第5条につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に係る改正でございます。所得割非課税限度額の算定基礎額に10万円を加算するものでございます。

概要の3ページとなります。附則第10条の2につきましては、地方税法附則第15条第2項第1号等、固定資産税等の課税標準の特例に係る規定の改正でございます。

第6項から第10項につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直しでございます。

第16項につきましては、中小事業者等が生産性向上特別措置法の規定により、認定先端設備等導入計画に基づき、平成33年3月31日までの間に取得した先端設備等の機器装置等についての課税標準に対する乗ずる割合の規定を創設するものでございます。こちらは中小企業の生産性向上のための支援策として、固定資産税の償却資産の課税標準の軽減割合を、町の条例でゼロにするものでございます。施行期日につきましては、生産性向上特別措置法の施行日となっております。専決の時点では、まだ生産性特別措置法の公布がされておりました。平成30年5月23日に法律番号25号として公布され、平成30年6月6日に施行されたところでございます。

続きまして、附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減免規定の適用を受けの際の申告に係る規定の改正でございます。

第3項から第5項、第11項につきましては、法律等の改正に合わせた所要の規定の整備でございます。条文の整備でございます。

第6項から第10項につきましては、耐震基準に適合する住宅等の改修による延命の期限を平成32年3月31日まで延長するものでございます。

第12項につきましては、高齢者、障がい者等の利便性向上を目的とした改修工事が行われた実演芸術公演施設に対して、固定資産税の減免の適用を受けようとする際の申告についての規定を創設するものでございます。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条につきましては、固定資産税の特例に係る規定の改正でございます。固定資産税の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度まで現行の措置を継続することをそれぞれ規定するものでございます。

続きまして、附則第17条の2につきましては、法律等の改正による条ずれに伴う措置でございます。

概要の4ページとなります。第2条による改正でございますけれども、第94条につきましては、たばこ税の課税標準に係る規定の改正でございます。激変緩和等の観点から、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法を変更する規定でございます。別記1で後ほど説明させていただきます。

附則第10条の2につきましては、法律の改正による所要の規定の整備でございます。

第3条、第4条の改正でございますが、それぞれ第94条、第95条の改正でございますが、別記1、別記2で後ほど説明をさせていただきます。

第5条による改正でございますが、第93条の2につきましては、加熱式たばこを製造たばことみなす規定に係る規定の改正でございます。加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法を変更する激変緩和措置の終了に伴う規定の整備でございます。

第94条につきましては、たばこ税の課税標準に係る規定の改正でございます。加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法を変更する激変緩和措置の終了に伴う規定の整備でございます。

概要の5ページとなります。第6条による改正、横瀬町税条例の一部を改正する条例でございますが、

附則第5条につきましては、たばこ税に関する経過措置に係る改正でございます。平成27年度改正において講じた3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの税率を、平成30年9月30日まで適用する規定でございます。

附則でございます。条、概要の順に説明させていただきます。第1条につきましては、第1条から第6条までの施行期日を規定するものでございます。

第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条につきましては、町民税、固定資産税、たばこ税に関する経過措置を規定するものでございます。施行期日前の適用については、従前の例によるものとする規定でございます。

第6条、第7条、第9条、第11条につきましては、手持ち品課税に係るたばこ税に関する規定でございます。税率引き上げ前に売り渡しが行われた3級品の紙巻きたばこを販売用に所持する小売販売業者に対して、手持ち品課税を課することの規定でございます。

概要の6ページでございます。途中説明を省きました別記1、別記2、第94条関係と95条関係について説明をさせていただきます。

別記1でございますが、加熱式たばこの紙巻きたばこの本数への換算方法の変更でございます。現行、加熱式たばこの重量1グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算しているものを、改正で重量と価格をもって紙巻きたばこ1本に換算するものでございます。加熱式たばこにつきましては、紙巻きたばこに比べ重量が軽いことから税負担が低くなっている状況で、今回公平性の観点から換算方法が変更となりました。今回の課税の見直しにつきましては、消費者等の一定の配慮から、段階的に移行するものでございます。

重量につきましては、加熱式たばこの0.4グラムをもって紙巻きたばこの本数に換算するものでございます。現行、1グラムのものを平成34年10月1日に0.4グラムに変えるところですが、30年、31年、32年、33年と段階的に現行と改正後の換算方法を組み合わせて移行するものでございます。

価格につきましては、紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこの本数に換算するものでございます。重量と価格、それぞれ0.5本換算をし、それを足したものを紙巻きたばこ1本に換算するものでございます。

別記2でございますが、95条関係ですが、たばこ税の税率の変更でございます。現行、1,000本につき5,262円を、改正後1,000本につき6,552円に改正するものでございます。現行5,262円を30年10月1日に5,692円、平成32年10月1日に6,122円、平成33年10月1日に6,552円と段階的に引き上げを行うものでございます。たばこ税につきましては、町、県、国、それぞれたばこ税が課税されております。国と地方のたばこ税の配分比率は1対1となっております。今回、国と地方合わせて1本あたり1円ずつ、計3円の引き上げとなる税制改正でございます。

以上、横瀬町税条例の説明を終了させていただきます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 非常に多岐にわたってなかなかわかりにくい条文を、どう読み込んでいくかという点での難しさがあるかなというふうに思います。一覧表にさせていただいて、今回の税条例がこういうふう

に変わりましたという説明がありました。まとめていただいて幾らか理解が深まるかなというふうな気がしますが、非常に読み込んでいくのは難しさがあるというふうに思います。

そういう中で、質問的な点では4つほどになりますか。1つは、この専決の関係であります。これが3月31日に公布されたので、3月31日付で専決しますということになります。時期との関係であります、固定資産税等について、税は5月1日に発送通知というふうな形で来ていて、私も来ていて、今月中の第1期を納入してくださいという形で来ています。というので、5月1日に間に合うように逆算していくためにはこういうふうな点が必要で、決裁等含めて今回の固定資産税の通知に対する起案決裁の時期がいつというのと、もう一個の全体的な町税条例が3月31日に公布されたことに伴って、3月31日に改正するというので、前段に情報等を得ながら準備して、それで決裁しなくてはと思うので、そこら辺の手続的な点について再度、いつも聞いていますが、よろしくお願ひします。それが1点であります。

それから、2点目については字句の訂正ということであります。今年の、これも見たところ同じ言葉がのってくるのです。条文が違うから、そこは上位法が変えなかったから、今回変えたから変えましたというふうになると思うのですが、国のやること、国がここのところをこういうふうに変えたので、「によって」を「により」、「において」は「には」というのは、去年も同じ言葉として変わってたりするので、そこら辺が1回でいかないのかどうかというふうな点が2点目であります。

それから、3点目についてであります、これは説明資料のほうの12ページをごらんください。電子入力の関係であります。この町税条例の新旧対照表の中にあります。第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1項の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに、同項に規定する町長に達したものとみなすというみなし規定であります。これは片方が送りました。では、私はやっておきましたというのを町がどう把握するかというふうな点なので、そこはみなし規定なので、これはどういうふうに把握しているかというふうな、納入記録されたのを町は即座に見るかあるいは月に1回なのだけあるいは毎日見ているのか、そういう点によって把握するかどうかについての説明をお願いします。

もう一点であります。同じく新旧対照表の25ページであります。これは先ほども説明があったところなのですが、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として、同意導入促進基本計画に基づいて定める事業の用に供する附則第15条第47項に規定する機械装置にあつては、ゼロとするという規定等があります。このゼロとする点は、具体的にはどんなものを指すのかということについて、町で把握している点があったらよろしくお願ひします。4点と思ひました。

もう一個、条例を読みやすくという点がどう心がけるかというふうな点でありまして、非常に施行期日との関係で読み方が難しいなと思ったのです。ここのきょう説明されました24条の説明がありました。改正概要ということで来ています。町民税の非課税の範囲にかかわる規定の改正、第1項がこう、第2項はこうです。その施行期日はというのがどこで見ると、この本文の中の先ほどあった附則の中で出てくると。その附則の説明の中で施行期日ということで書いてあつて、24条、これは本文の提案の中のページ数がないのですが、ここに戻つて、それで24条第2項、第1項はというふうな書き方で戻ってくるので、これはどう読み解くかというのはなかなか難しい点があるというふうに思ひます。条例をよりわかりやすくやっていくことが必要だと思ひるので、そこら辺をどう心がけているかについて説明をよろしく

お願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 お答えさせていただきます。

まず、1点目の専決処分の関係でございますが、専決につきましては地方自治法第179条第1項の規定により専決を行ったところでございます。今回の地方税法の改正は、平成30年3月28日に成立し、平成30年3月31日に公布されました。一部の規定を除き、平成30年4月1日に施行されたことによりまして、議会に諮る時間がなかったため専決を行ったところでございます。地方税等の改正に伴い、遅滞なく町条例との整合性を図り、平成30年度以降の課税に支障を生じないようにするため、緊急に条例の改正を行ったところでございます。改正条例につきましては、埼玉県より情報提供される改正条例案により改正条例を事前に作成し、審査した後、公布の確認ができた時点で、3月31日に告示したところでございます。法律等の条例との整合性をとるため、一括して改正していることをご理解いただきたいと思います。

続きまして、2点目の文言の改正の部分でございますが、文言、字句の改正につきましては、上位法に合わせているところでございます。税条例につきましては、地方税法に合わせているところですが、条例内の字句を全て一度に改正すればよいかと存じますが、条文が多いことから、該当する条項に関連する改正があったときに、字句の改正をあわせて行っている状況でございます。ご理解いただきたいと思います。

3点目の電子申告の確認方法でございますが、電子申告の確認については、閉庁日を除くほぼ毎日定期的に申告の有無の確認を行い、申告漏れがないように対応しておるところでございます。

4点目の生産性向上の機械設備はどのようなものかというご質問でございますが、この規定は中小企業事業者が機械設備の導入計画を町に申請し、町が認定した機械設備に対して償却資産の課税標準額の軽減割合をゼロにするものでございます。機械設備といたしましては、労働生産性が年平均3%以上向上することに必要な設備ということとなっております。

それから、条文をわかりやすくということですが、なかなか難しい面がありますけれども、資料等をお渡しして、それでご理解いただくように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第5、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第36号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、平成30年3月31日付で横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

税務会計課長。

〔小泉照雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、議案第36号の説明をさせていただきます。

横瀬町国民健康保険税条例の改正概要により説明させていただきます。改正条、改正の概要、施行期日の順に説明させていただきます。

第2条及び第21条につきましては、医療給付分の課税限度額の改正でございます。54万円から58万円に変更するものでございます。

第21条につきましては、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の改正でございます。5割軽減基準額を27万円から27万5,000円に変更、2割軽減基準額を49万円から50万円に変更するものでございます。

第22条の2につきましては、特例対象被保険者等に係る申告の改正でございます。特例対象被保険者とは、会社の倒産や解雇などにより辞職した後、国民健康保険に加入された方でございますが、町に申告する際に雇用保険受給資格証明書の提示がこれまで必要でございました。今回の改正でマイナンバーによる情報連携により、被保険者の情報が確認できる場合は、雇用保険受給資格証明書の提示が不要となることを規定するでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日に施行となり、平成30年度以降の課税分から適用となるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 国民健康保険税の条例改正についてであります。

今回、基礎課税額が上がるということで、54万円から58万円ということで限度額になりました。この限度額を超えることによって課税額が上がる世帯数、町で昨年実績に基づいてつかんでいる情報がありましたら、それについての説明をお願いします。

それから、2番目についてであります。先ほど説明にもありました21条関係の減額措置にかかわる軽減判定所得の算定方法であります。昨年もここで聞いたところではありますが、5割軽減の世帯数あるいは2割軽減の世帯数と被保険者数、それが何件かということと、あとこれに対する影響額がどうかというふうな点が2つ目であります。

それから、町のホームページ等を見て、今回の税条例変わった点で、国民健康保険の減額とかという点で示されているところがあります。昨年、この辺について同じような質問したときに、もうちょっとモデルケースで出せないかという点がありました。家族を含めた場合に、家族数が幾人の場合は所得額が表で見ると33万円プラス幾つというので、扶養家族世帯によっての金額が何割軽減とかという所得割が出てくるというふうに思います。そこら辺についてわかりやすくモデルケースをつくって、ホームページ等でも知らせればという点が回答いただきましたので、そこら辺についてのこういうふうに町は進めていますという点がありましたら、よろしくをお願いします。

もう一点であります。今回の国民健康保険税の関係であります。関連して富士見市で均等割について、多子減免制度の創設についてというのがあります。富士見市では平成30年度以降の税率改正に伴って、激変緩和措置の一環としての前年の世帯の総所得金額400万円の査定の世帯にあっては、22歳以下の被保険者が3人以上いる世帯の第3子以降の被保険者均等割額を全額免除する多子減免制度を創設したという点があります。町としてのこのことに対する考えがありましたら、町はこう考えていますということを示していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 お答えさせていただきます。

まず、課税限度額の改正の部分でございますが、平成29年度の課税ベースで限度額対象者は14人おります。限度超過額は312万2,000円でございます。今回の改正で試算した場合、対象人員の増加はなく、課税限度額は54万6,000円増になる試算となっております。

続きまして、軽減措置の試算でございますが、平成29年度課税ベースで試算した場合、5割軽減は4割世帯増の217世帯、被保険者が11人増の427人、14万4,000円の増でございます。2割軽減につきましては、1世帯増の151世帯、被保険者7人増の286人、2万8,220円の増となります。合計17万2,870円の軽減との試算でございます。

続きまして、3番目の軽減の部分のホームページの掲載の部分でございますが、今現在もホームページで掲載しているところでございますが、モデルケースの記載も含めて住民の方へもっとわかりやすい表現で内容が説明できるか、内部で検討していきたいと思っております。

それから、4番目の質問で、今回の条例にはない部分のご質問でございますけれども、多子世帯の減免につきましては、ほかの市町村の状況の調査から始めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 では、確認です。軽減措置については、これは国から後から国庫補助対象というか、そういう形で来る金額であるかどうかの確認が1点であります。

もう一点は、今税務のほうでは、他市町村を調査しながら検討していきたいということですが、町長からもこの件についての考えを示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 軽減措置の基準につきましては、国の基準でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 多子世帯減免については、検討はしてまいりたいと思っております。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎答弁の補足

○小泉初男議長 ここで、報告第1号において、3番、阿左美健司議員、7番、内藤純夫議員、10番、関根修議員の質疑に対し答弁漏れがございましたので、答弁をいたさせます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、議長の許可をいただきましたので、先ほど報告第1号の際に答弁漏れがございましたので、3点ほど補足をさせていただきます。

まず、万一引き被害が発生した場合の損害を誰が補填するかにつきましては、委託販売品につきましては、その委託約定から委託者、つまり農産物等を出品されている方がこの損害をこうむることになります。

続きまして、従業員の人数でございますが、平成29年度末現在、正社員が7名、パート従業員が48名の合計55名でございます。

3点目としまして、役員の就任時期でございます。有限会社果樹公園あしがくぼの役員は、株主である4団体の代表者4名が取締役となり、監査役1名を加えた5名が役員となります。まず、取締役のうち代表取締役は横瀬町長富田能成氏で、平成27年2月に就任しております。横瀬町観光産業振興協会の町田恒夫会長の就任時期は平成15年11月の創立の時点となります。あしがくぼ観光果樹組合の赤岩時夫代表にありましては、創立時からではなくて平成23年5月の就任でございます。秩父農協の青葉正明組合長の就任は平成29年7月となります。また、坂本和禧監査役につきましては、平成24年11月の就任でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 よろしいですか。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第6、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））であります。平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算について緊急に補正する必要性が生じ、平成30年3月31日、平成29年度横瀬町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時06分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑の際は、歳入歳出全般にわたりお願ひいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、課長の説明がありましたので、2点ほど質問いたします。

1つは、歳入についてであります。軽減に伴って増額となるという保険料の関係での説明でありました。軽減に伴うと減ってくるのかなというニュアンスがあるのですが、これが増額となるのはどうしてかというのが1点であります。

それと、2点目であります。時期の問題として、今回補正予算で専決としたということでありまして。緊急にそれが生じるというのは、収入の場合は後からでもできるだろう。でも、後期高齢者の広域連合に負担金を払う必要があるので、3月31日までに払わなければならないから、どっちが先かという言い方になるのですが、収入があったからこれを補正したのだから、あるいは歳出でもっての広域連合の負担金をこの日までに払わなければならないから、専決でこれを行いましたというのか、その点についての説明をよろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 まず、1点目のご質問でございます。

軽減措置ということでございますが、後期高齢者医療発足時における激変緩和措置として行われていた保険料の軽減制度の改正でございまして、所得基準の拡大及び所得割や被保険者の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減措置が一部見直されたことによるものでございます。

2点目でございます。保険料と後期高齢者医療広域連合負担金の保険料と負担金は連動しております。つきましては、保険料収入額が増額となったため、保険料納付金として支払う負担金も増額となった次第でございまして。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第7、議案第38号 横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第38号 横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会条例についてであります。横瀬町立横瀬小学校校舎の整備に伴い、横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 議案第38号の細部説明をさせていただきます。

お配りしております資料も参考にございいただければと思います。条例の制定の基本的な考え方は、校舎改築を主とする横瀬小学校の整備を進めるに当たり、調査、審議をする検討委員会を設置したいので、横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会条例を新規に制定したいものでございます。

第1条は、横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会を設置することについて規定しております。

第2条は、検討委員会の所掌事務について規定しております。

第1号では、基本構想及び基本計画に関すること、第2号では、基本設計及び実施設計に関すること、第3号では、その他、教育委員会が必要と認めることとなっております。

第3条は、委員の人数、委嘱について規定しております。

第1号の学識経験を有する者につきましては、建築にかかわる研究者、1級建築士等を想定しております。

第2号の横瀬小学校を代表する者につきましては、学校長、教職員、PTA会長等を想定しております。

第3号の横瀬小学校に在籍する児童の保護者につきましては、文字どおり保護者の方を想定しております。

第4号の町民を代表する者につきましては、議会、区長会、各種団体の役員等を想定しております。

第5号のその他、教育委員会が必要と認める者につきましては、前4号に該当しない方ということでございます。

第4条は、委員の任期について規定しております。所掌事務の終了する日までとなっております。実施設計が策定されるまでぐらいの時期というふうに想定しております。しかしながら、年次的には確定していないため、このような表記とさせていただきます。また、その後この条例につきましては、速やかに廃止するものと考えております。

第5条は、委員長及び副委員長の設置、選任方法、その職務について規定しております。

第6条は、会議の招集、定足数及び議決数について規定しております。また、必要があるときには、委員以外の者から意見の聴取等ができることについて規定しております。

第7条は、検討委員会は、必要に応じ分科会を置くことができることについて規定しております。専門性の高い事項等特定な事項を協議、検討する場合に設置できる規定でございます。

第8条は、検討委員会の庶務は、教育委員会で行うことについて規定しております。

第9条は、委任について規定しております。

附則におきまして、条例施行日を公布の日からと規定しております。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点だけお願いします。

先ほど、この条例の制定の基本的な考え方が示されました。校舎改築を主とする横瀬小学校の整備を円滑に推進するためということでもあります。このネーミングとの問題なのです。横瀬小学校校舎整備検討委員会ということで校舎の整備というふうに出ているところと、先ほどは小学校の整備を円滑にということで、ランドデザインをどう描くかということで、校舎というところとちょっと限定してしまっている感じがとれた点なので、確認の意味で質問するものであります。校舎整備と、それから小学校の整備という形での説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 「校舎」という文言が入っているということでございますが、今回の横瀬小学校の整備につきましては、改築を主とするということで「校舎」という言葉を入れさせていただいております。校舎の改築を中心としまして、その中でさまざまな小学校全体にかかわることについて検討をする予定でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第38号 横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第8、議案第39号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第39号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会条例の制定に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第39号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例制定の基本的な考え方ですが、横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会条例の制定に伴い、名称、委員報酬等に改正が生じたため、条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容ですが、第2条第2項第16号として横瀬小学校校舎整備検討委員会委員を加えるものでございます。

次に、条例の別表についてでございますが、報酬の額、日額6,700円及び日額5,700円の区分中、横瀬小学校校舎整備検討委員会を加えるものでございます。

附則は、条例施行日を公布の日とするものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第39号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第9、議案第40号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第40号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表もごらんください。第10条第3項第4号につきましては、教員免許を取得した者であれば、その後の教員免許の更新をしなくても、あるいは免許状の有効期間を経過しているものであっても、放課後児童支援員の講習を受ける資格を有する者であることを明らかにするために改正するものです。

第10条第3項第10号につきましては、放課後児童支援員の講習を受ける資格を有する者を拡大するために追加するものです。

なお、附則で公布の日から施行する旨定めております。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほどお願いします。

1点であります。提案理由の中にありました基準の一部改正という点であります。そのほかのところの改正理由等については、法律だとかあるいは政令だとかと書いてありますが、これはどこの点の改正に伴ってこの規定の整備をするのかという点が1点であります。

それから、もう一個であります。先ほど説明あった教員免許状の関係であります。最近、これは問題になっているというか、ある学校の中で先生をやっていました。でも、そこで首になったけれども、ほかのところへ来てまたというふうな例等も見られるのが報道等であったというふうに思います。今回、そこを明確にするため、教員免許状を持っていれば、当然児童放課後支援員となるという資格はあります。前歴等どう見るかという点について、安全確保するとかという点で町はどう考えるかについて、2点ですが、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答えいたします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきましては、省令で定められております。その基準が変わりましたので、町のほうの基準につきましても、同様に変更をさせていただくものです。

もう一点目、免許状の関係でございますけれども、放課後児童支援員の埼玉県が行う講習を受けた者が支援員となります。その講習を受ける資格というのが、教員免許を持っているだとか、あとはこういった健全育成事業に2年以上従事しているとかという条件があります。免許状につきましては、免許状を取得していれば、そこの県が行う講習を受ける資格があるものを有するというので、このような改正になっております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 法律と条例との趣旨はわかりました。運用上の問題としてなのです。実際に小学校の教員となっていますという人がいたりして、その前もほかのところでも教員やっていたというふうなそういう例があるので、運用上どういう注意を図ってやっていくかについて、再度提案されている点を拡大解釈かもしれませんが、そのことについての説明をもう一度よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

資格を持っている方が埼玉県の講習を受けて支援員となります。その講習でまた再度必要な部分について研修を受けるわけでございますので、免許状を更新しているだとか、あとは取得した時期ですとかにかかわらず、その方の資格……

○小泉初男議長 副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから補足をさせていただきます。

こういった資格を持つ、そして講習を受けた人に対して町として採用するときは、採用時のスクリーニングというのをを行うことになると思います。その中で適切に判断していきたいというふうに考えております。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第40号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第10、議案第41号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担

額等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第41号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表もごらんください。子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、教育認定子供に係る第3階層、町民税が課税で所得割課税額が7万7,100円以下の支給認定保護者の利用者負担の上限額が1万100円に引き下げられたことに伴い、同額に改正するものです。

なお、附則で公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する旨定めております。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 内閣府の4月2日付の子ども・子育て本部の統括官から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布についてということで、改正概要とかが示されているところであります。

この中で第3階層、今課長の説明があった市町村民税の所得割合合算額が7万7,101円未満の支給認定保護者に係る利用者負担の上限額を1万4,100円から1万100円に引き下げることにとされています。今回、町の条例の中での変更は、従前1万1,200円というふうなのが、今回1万100円交付等についてと、数字を合わせてきたところであります。前段の従前どうかというと、国は1万4,100円というふうに対して町は1万1,200円と、それぞれ町のできる努力をしてきた中身だと思えます。今回は、国に準じてということだったので、町のできる努力というのをどのように考えたかについて説明をよろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 お答えいたします。

利用者負担額につきましては、平成27年3月に条例制定をする際に、それまでの保育料等を考慮して負担額を設定しております。おおむね国の利用者負担額上限額の6割から7割ぐらいで設定しております。今回、その金額よりも国の利用者負担額上限額が引き下げられたため、国の利用者負担額上限額に合わせて改正を行っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 従来の保育料等を考慮しながら上がらないで、国の基準はこうだったということで、その基準に対して6割ないし7割だったということです。今回は国が下げたので、今の現実よりも下がったので、そこに合わせますということなので、それはこうしましたというのはわかるのだけれども、従前の6割、7割はなぜそこら辺を継承しないのかという、そのことについて再度よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 前回設定した際に、十分に保育料の額については検討をいたしております。

もっと低く設定ができないかということだと思われますけれども、国では幼児教育の無償化等のお話も出ておりますので、その辺の状況を確認しながら検討していければと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第41号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第11、議案第42号 平成30年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第42号 平成30年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）の

概要を申し上げます。

今回の補正は、歳出予算についてのみ行うもので、増減額をそれぞれ245万4,000円で同額とするため、予算の総額に変更はございません。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時38分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑の際は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 では、先に済みません。

4点ぐらいです。1つは、地域おこし協力隊員の財源の問題です。全額国庫補助ということで説明されてきていたというふうに思います。この地域おこし協力隊推進事業は一般財源からということで、ここでは計上されていますので、国庫補助との関係がどういうふうな点になっているかが1点であります。

それから、同じく、ごめんなさい。今、全部6ページです。地域おこし協力隊員の出張旅費であります。年度当初も地域おこし協力隊員の出張旅費につきましては30万4,000円で上がっていますが、今回全額カットというか、どこにもそういう動きはなしにしてしまうと。予算措置がなくなってしまうのかなという点だと思いますので、その点が2つ目です。

それから、3つ目は7ページの施設用備品購入費27万円が計上されています。先ほどの施設用備品購入はエアコンということであったのですが、こちらの備品購入は何なのかという点です。

それから、教育のほうの校舎基本計画の業務委託費、これで基本計画をつくるということでありまして。お金がこれで間に合うのかなのですが、そんな点であります。

もう一点は、これは先ほどの条例との兼ね合いがあります。課長の説明の中で今回の校舎整備の中での18名の費用を見込んだということでありまして、議員であるとかあるいは町の職員というのは、ここは報酬はいかないという。18名はカウントは全部すべきではないというふうに、説明がそうだったので、そのところを再度聞くものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 浅見議員の質問に答弁させていただきます。

地域おこし協力隊の財源措置ということでございますけれども、特別交付税で措置されております。特別交付税は一般財源ですので、用途を限定されている国庫補助金とか県補助金とは異なりますので、今回財源の補正は行っておりません。

続きまして、出張旅費に関してですが、当初予算で地域おこし協力隊につきましては、非常勤の特別職ということの身分でございます。ですので、旅費という、内容としては実際に出張に行った電車賃とかのものなのですが、予算取りといたしまして費用弁償でとるのが正しいということで、今回組み替えさせていただきました。済みません。

あと、施設用備品につきましてですが、これはたしか3月の議会でもご質問があったと思うのですが、家電用品等の分でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 お答えさせていただきます。

まず、委託料の関係でございますが、内容としましては基本構想、基本計画の委託部分で、町民のワークショップの費用、それから情報の収集、整理、また検討資料の作成、それから報告書のまとめ、報告書作成というふうな内容でございます。そこに係る人件費、調査費、報告書の取りまとめの費用ということで、こちらは約95万円ほどの委託見積もりでございます。

また、この基本構想、基本計画、業務委託だけでは把握し切れない部分、専門的な建築確認等の条件適合の内容等の部分がある場合も考えられますので、その必要性のために別に業務委託を約35万円ほどで見積もって計上しております。

それから、委員の報酬の関係でございますが、18名ということで先ほど条例のほうで可決していただきましたが、予算上は全員の人数で積算をさせていただいております。その中に先ほどありました議員さん等報酬を必要としない者という場合には、当然減るわけですが、予算上は全員の人数で計上させていただきました。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 確認です、ここに書いてあったので。先ほどの地域おこし協力隊員の出張旅費については、費用弁償でということであったので、それはここに書いてある上の段の費用弁償、これが費目内訳ということでの確認で、それでよいかどうかの確認です。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

そのとおりでございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 それでは、6ページの地域おこし協力隊の件です。

今まで地域おこし協力隊の募集に関して、横瀬町は人材会社に委託したりとかして、かなり要望どおりといえますか、募集に対しては苦戦しているようだった感じが今までもあったのですけれども、今回2人すんなり決まりまして、また1人7月からということで、そういった今まで苦戦していたことが、なぜこういったすぐ見つかるようになったのか、そういった変化点が何かあったのかということが1つ。とりあえずそれをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 今回の1名分の採用につきましては、今横瀬町に来ていただいている2人の方がいらっしゃるのですが、その募集時におきまして横瀬町を受けていただいた方でございます。ただ、当初予算が2名分であったということで、今回補正予算が成立後に採用させていただくということにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから補足をします。

最初の1人は人材会社にお願いしました。この今回2名採用したタイミングで募集をしたところ、かなり多くの方に来ていただきました。背景としては、横瀬町の知名度が1年間で少し向上してきたかなという部分と、とりわけ地方創生の分野で名前が出るようになったというところは、相関関係があるのかなというふうに思っています。なので、今回の採用も人材派遣会社をということではなくて、前回やった募集ベースでいい人が来てくれたから、ぜひ採用したいと、そんな趣旨でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

平成29年度末で全国で地域おこし協力隊で活動されている方が4,830人ぐらいいるそうです。それで、私、この横瀬町の地域おこし協力隊の募集要項みたいのを見てみたのですけれども、とにかく横瀬町と一緒に盛り上げてくれる仲間を募集しています。横瀬町では、地域で活動してみたいあなたを全力で応援しますというようなことが前面に出ていまして、業務概要のところ、あなたのこれまでの知識や経験、技術等を生かした自由な発想の業務、横瀬町の活性化につながる業務であれば、分野を問わず何でもオーケーですということが書いてあるのですけれども、もうここで3人目、4人目でしたっけ、なると思うので、もうそろそろテーマを決めて、自由な発想もいいかもしれませんが、町のほうからこういうことをやってください、ああいうことやってくださいというテーマを絞っての募集のほうが、横瀬町のやりたいことに向かって一緒にやってくれると思うのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 考え方としては、テーマを絞るのもありだろうと思います。大切なのは、どういう方法だ

ったらいい人材に来てもらえるか、横瀬町にとってプラスになるかということです。残念ながらテーマ限定、どこの地域もそれをやっています。なので、全国一律で今地域おこし協力隊を募集したいというニーズがあって、その中で横瀬町の特徴を出すということは、私は今大事なかなというふうに思っています。いい人材に来ていただけるのであれば、それもありませんが、今のところ横瀬町の募集のフォーカスの仕方というのが、特徴があっていい人に来てもらっているかなという感触も持っています。実際、4月で採用した2人も、こちらからテーマ設定をしていたら、多分思いつかなかったところかなというふうにも思っていて、そこは採用市場というのですか、そことの兼ね合い、その中での横瀬町の特徴の出し方、どういう人材をどういうフォーカスしたら来てもらえるかというのは、考えながら柔軟にやっていきたいというふうに思っています。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。いいのですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第42号 平成30年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時06分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第12、議案第43号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第43号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,939万6,000円とするものです。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時09分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑の際は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 7ページでよろしく申し上げます。

この退職者医療制度についてはということで、埼玉県ホームページから見てきました。該当する人というのが、国民健康保険に加入していることと厚生年金や共済組合の受給権があり、これらの年金制度の加入期間が20年以上または40歳以上の加入期間が10年以上であること、それから65歳未満であること、こういう規定があると思います。この中で重要なお知らせで、退職被保険者となるのは、上記要件を平成26年度中に満たした方までですということになると、このときに年齢がここに該当していて、なおかつ65歳までということになると、今退職被保険者に該当する人が何人いるのかという点であります。

それから、これはあと何年でなくなってしまうものなのかという、そこら辺の見通し。

それから、今回の補正額の、私も医療費いっぱい使っていて申しわけないのですが、どんな点での高額医療となったのかが、個人情報等あると思います。わかる範囲での説明としていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 退職者医療制度の資格者でございますが、平成29年度末は39人となっております。ちなみに、平成27年3月末に廃止されたものでございまして、平成26年度末は209人おりました。

続いての質問でございます。何年度ころで被保険者がいなくなるのかということでございますが、32年3月31日ではぼいなくなるのではないかと考えております。

増額の原因となりました対象の方でございますが、個人情報のこともございますが、療養費にかかる病気にかかられた方が1人おりまして、平均ですと、高額療養費ですと月平均が15万円程度だったものが98万円になりました。この方の医療費で考えますと、370万円程度になるかと思われま。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第43号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時14分

○小泉初男議長 再開いたします。

◇

◎議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長 日程第13、議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員小松順子氏の任期は、平成30年9月30日で満了となるため、後任として小石川景子氏を法務大臣に推薦することについて同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提

出するものであります。

なお、小石川さんは横瀬町第5区にお住まいで、昭和31年5月18日生まれの62歳でございます。

経歴でございますが、昭和50年高校卒業後、町内の企業等に勤務しておられました。また、母子愛育会やヨコゼ音楽祭実行委員会委員などさまざまな分野で活躍され、地域の方々からの信望も厚く、人権問題における理解や熱意を有しており、人権擁護委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長 日程第14、議案第45号 横瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第45号 横瀬町公平委員会委員の選任についてでございますが、横瀬町公平委員会委員小泉和夫氏の任期は平成30年9月13日で満了となるため、後任として大沢礼子氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、大沢さんは、横瀬町第11区にお住まいで、昭和30年9月19日生まれの62歳でございます。経歴でございますが、大学卒業後一般企業等に勤務し、昭和56年4月から埼玉県の小中学校事務職となられました。以来、平成28年3月に退職されるまで、入間市、東秩父村、秩父市、皆野町の学校事務職として勤められました。また、任期は4年でございます。公平委員会委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。
続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第45号 横瀬町公平委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

○小泉初男議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○小泉初男議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成30年第2回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 小 泉 初 男

署 名 議 員 宮 原 み さ 子

署 名 議 員 浅 見 裕 彦

署 名 議 員 新 井 鼓 次 郎